



ジェトロ対日投資報告 2017

JETRO Invest Japan Report 2017

はじめに 理事長メッセージ

政府は、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るために、外国企業の誘致を進め、2020年までに対内直接投資残高を35兆円にすることを政策目標に掲げています。2014年に初めて20兆円を超えた対日直接投資残高は2016年末には前年比12.4%増の27.8兆円となり、3年連続で過去最高額を更新しました。当初は野心的とも思われた政策目標の達成は、決して実現不可能なものではなくなってきました。

対日投資はこのところ質的にも変化が感じられます。①研究開発拠点の設置、②アジアからの投資拡大、③訪日外客数の急増を受けた観光ビジネスへの注目、は近年のトレンドを語るうえでのキーワードで、この動きは一層活発化しています。これに加え足元では、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）などいわゆる「第4次産業革命」の最新技術を駆使して、「課題先進国」といわれる日本のさまざまな課題解決に貢献する新たな動きが出てきています。また、電子商取引の拡大を背景に日本に調達拠点を設置する投資も見られ、今後の日本企業の海外販路開拓への貢献が期待されます。

対日投資をより一層拡大・加速させていくためには、何よりも日本が魅力的なマーケットであり続けなければなりません。「ビジネスのしやすさ」はその重要な要素です。政府は近年、岩盤規制改革をはじめ法人税の低減やコーポレートガバナンスの強化など、さまざまな改革を実現してきました。加えて、「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）では、革新的な新事業の育成のために、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す「レギュラトリー・サンドボックス」制度の創設や、行政手続きコストの2割削減など、既存の枠組みにとらわれない事業者目線での新たな改革の方針を打ち出しています。アベノミクスの取り組みの下、主要な経済指標が上向いていることも相まって、日本の投資環境は確実に改善に向かっていきます。日本でビジネスを行う外資系企業はこうした変化を実感しており、多くの企業が実際に、日本での投資拡大を計画しています。

一方で、外資系企業にとっての最大の経営課題のひとつは日本での人材確保が困難なことです。今春創設された「日本版高度外国人材グリーンカード」は、高度外国人材が日本に定着しやすくなるための政府による大胆な後押しといえます。ジェトロも、国内に留学する外国人留学生に就職先として外資系企業の活動に注目してもらうよう促すなど、ともに解決策を考えてまいります。

ジェトロは、対日投資誘致の中核機関として、2003年以降、対日進出のサポートを行ってきました。“Invest Japan”のキャンペーンが始まって今年で15年目に入り、現在までに16,000件以上のプロジェクトをサポートし、1,600件あまりの企業設立を成功に導いています。言語はもとより、商慣行や規制など、外国企業が進出に際して直面する課題に対して、経験豊かな職員と、産業や法律、会計等の専門家が連携して対応しています。今年は新たに「外国企業パーソナルアドバイザー制」を発足させ、ジェトロのスタッフが企業約1,000社にいわば「付き人」のように寄り添いながら、コンサルテーションの充実と個別課題の解決を図る体制も整えました。政府や地方自治体とも連携しつつ、きめ細かく、信頼性の高いサービスを提供することで、より多くのプロジェクトの実現を目指しています。

本報告書は、最近の対日投資のトレンドや統計、外資系企業の活動や日本のビジネス環境に対する意識、政府や自治体の関連政策、そしてジェトロの活動についてまとめたもので、今回が3回目の刊行になります。本報告書が関係の皆様にとって、日本におけるビジネスを検討する上での、あるいは外国企業の対日投資を支援される上での参考になれば幸いです。



独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

理事長

石尾博行

CONTENTS

I	堅調に伸びる対日直接投資	4
	1. 対日直接投資残高は過去最高、対 GDP 比も過去最高の5%台に	4
	2. 地域別で最大の投資元は欧州、製薬・自動車部品で活発な動き	5
	3. 引き続き存在感増すアジア	6
	4. フローは大幅な流入超過に	7
	5. 関空と伊丹空港の運営権取得が最大の対日 M&A 案件に	8
II	ビジネス環境の改善に向けて	10
	1. 一層の改善が進む日本のビジネス環境	10
	(1) 「まずやってみる」を許容する新たな社会実証：レギュラトリー・サンドボックス制度の創設	10
	(2) 行政手続コストの 2 割削減	10
	(3) 規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ	11
	(4) 2017 年度税制改正の動き	13
	(5) 観光分野における規制緩和	14
	(6) 外国企業パーソナルアドバイザー制	14
	2. これまでのビジネス環境改善の取り組みおよび進捗状況	15
	(1) 岩盤規制改革の進展	15
	(2) 外国企業の日本への誘致に向けた 5 つの約束	16
	(3) グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ	17
III	対日投資の新たな動向～第4次産業革命時代 日本の課題解決や日本企業の海外販路開拓に貢献	20
	1. 第 4 次産業革命時代～IoT や AI 技術の導入により日本の課題解決に貢献	20
	(1) 医療分野における専門医不足対策・労働生産性向上・地域連携促進、医療の質向上	20
	(2) 農家における農作業効率化とノウハウの継承	22
	(3) 製造現場の生産性向上や工数削減	23
	(4) その他分野(金融、観光、通信インフラ)における課題解決の取り組み	23
	2. 越境 EC(電子商取引)～日本企業の海外販路開拓に貢献	24
	(1) 直接仕入れにより日本企業のバリューチェーンの一部に	24
	(2) 日本企業と提携し、生鮮食品の海外販路開拓も目指す	25
	(3) その他の主な外資系 EC 企業	25
IV	外資系企業による日本のビジネス環境の見方	26
	1. 外資系企業のビジネスはおおむね好調、先行きへの見方も前向き	27
	2. 日本のビジネス環境は改善の方向	28
	3. 7割の外資系企業が事業・雇用拡大を計画	28
	4. 外資系企業の強みと生産性向上への取り組み	30
	5. 魅力の1位は「日本市場」、2位は「国家・社会の安定性」	32
	6. 日本でビジネスを展開する上での阻害要因と改善要望	32
V	地方経済活性化に外資の力を～地域の特色を活かし、外資系企業誘致を目指す	38
	1. 福島県：医療機器産業の集積地、地元企業のビジネス拡大を目指す	39
	2. グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI)：日本随一の製造業集積地・中部で、産官学が共同で外資を誘致	40
	3. 和歌山県白浜町：東京から飛行機で 1 時間、「海辺でテレワーク」で外資誘致に成功	41
	4. 徳島県：高速光ブロードバンド環境を武器にサテライトオフィスを誘致	42
VI	ジェトロの対日投資促進事業	44
	1. ジェトロの活動実績(誘致実績)	44
	2. ジェトロの対日投資促進事業の概要	46
	(1) 日本の魅力の情報発信	46
	(2) 対日投資個別案件支援	48
	(3) 二次投資の促進と地方創生への貢献	52
	(4) ビジネス環境の改善に向けた働きかけ	55

KEY FIGURES

27.8 兆円

2016 年末の対日投資残高は
3 年連続で過去最高を更新

3.8 兆円

2016 年の対日投資額
(フロー、ネット) は過去最高

10 倍

2016 年末のアジアからの
対日投資残高 (2000 年比)

72%

今後 5 年以内の
投資計画について
「拡大を図る」と回答した
外資系企業の割合

66%

外資系企業が今後の追加投資先
として検討している場所のうち、
東京以外の道府県の割合

70%

今後 5 年以内の
雇用の見込みとして
「増員する」と回答した
外資系企業の割合

-7%

法人実効税率の引き下げ率
(2013 年度→2016 年度)

-20%

政府が目指す行政手続コストの
削減率 (2020 年 3 月まで)

1 兆円

中国による日本から
の越境 EC 購入額 (2016 年)

200 人

ジェトロ全体で外資誘致に
取り組む人数

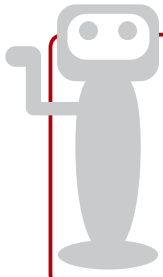
1,600 件

ジェトロの対日投資
誘致成功件数
(2003-2016 年度)

1,000 社

「外国企業パーソナルアドバイザー制」
でジェトロが支援する
企業の数

KEY WORDS



第4次産業革命

課題先進国の日本に商機あり
～IoT や AI で課題解決に挑む

越境 EC

日本企業の海外販路開拓に貢献する
対日投資の新しい動き

レギュラトリー・ サンドボックス

革新的な新規事業を育成する新たな社会実証

日本版高度外国人材 グリーンカード

高度外国人材の永住許可申請に必要な
在留期間を大幅短縮



生産性向上 &働き方改革

外資系企業の取り組みは「生産性向上」や
「働き方改革」を推し進める日本にとって示唆的

日本市場 &国家・社会の安定性

外資系企業が日本でビジネス展開する上での
魅力1位、2位

外国語でコミュニケーション がとれるエンジニア(技術者)

外資系企業が最も求めている人材

留学生・グローバル人材 & 外資系企業交流会

グローバル人材を採用したい
外資系企業へのマッチング機会の提供



外資による 地方活性化

雇用の創出や技術・経営ノウハウの導入
～地方自治体によるさまざまな外資誘致策も

世界で一番企業が 活動しやすい国を目指して

～日本のビジネス環境をより国際的でオープンに

I 堅調に伸びる対日直接投資

2016年の対日直接投資は、年末時の残高が過去最高額を記録するとともに、通年の投資額（フロー、ネット）も前年の約6倍と大幅に拡大した。欧州からは主に製薬や自動車部品、アジアからは電気・電子などの分野で積極的な投資がみられた。大型案件としては、仏ヴァンシ・エアポートが参画するコンソーシアムによる関空と伊丹空港の長期運営権取得と、台湾の鴻海グループによるシャープ買収が目玉となった。

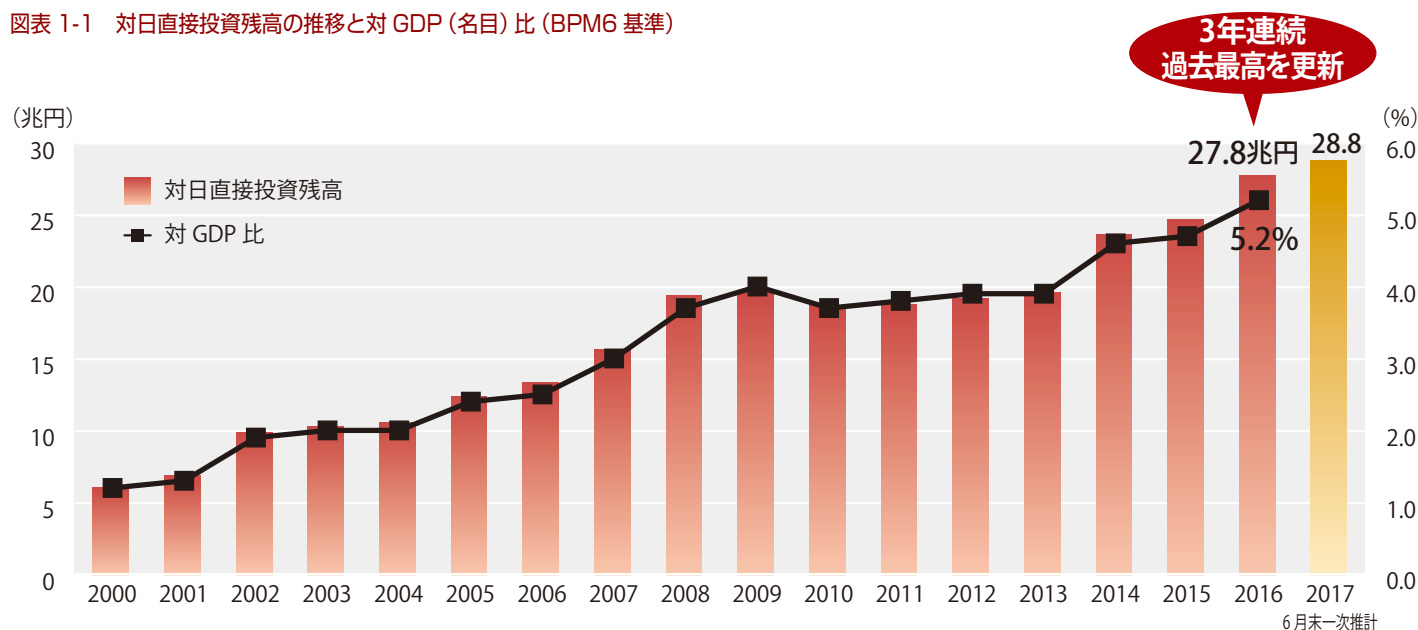
1. 対日直接投資残高は過去最高、 対GDP比も過去最高の5%台に

2016年末の対日直接投資残高は27兆8,404億円で、2015年末時点の24兆7,702億円（2017年5月26日改定値）から3兆702億円の増加となり、3年連続で過去最高となった（図表1-1）。

残高の内訳をみると、外国企業（議決権10%以上）による日本企業や在日子会社の株式取得や資本拠出金を示す「株式資本」が16兆922億円、外国企業が出資する日本企業や在日子会社の未配分収益（内部留保）のうち、外国企業の出資比率に応じた取り分にあたいする「収益の再投資」が6兆3,192億円、外国企業・在日子会社など直接投資関係者間の資金貸借や債券の取得処分等を示す「負債性資本」が5兆4,291億円であった。

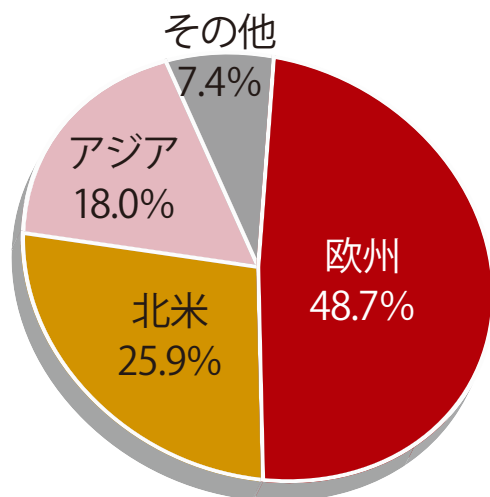
対日直接投資残高が増加したことにより、GDP（名目）に対する同残高の比率は2015年の4.7%から2016年は5.2%と初めて5%台となった。また、対日・対外直接投資残高を比較すると、2016年末の対外直接投資残高は対日の5.7倍（159兆1,940億円）で、例年と変わらず不均衡な状態となっている。

図表 1-1 対日直接投資残高の推移と対GDP（名目）比（BPM6基準）



（出所）「本邦対外資産負債残高」（財務省）、「国民経済計算」（内閣府）より作成

図表 1-2 地域別対日直接投資残高の割合 (2016 年末時点)



〔出所〕「本邦対外資産負債残高」(財務省)より作成

2. 地域別で最大の投資元は欧州、製薬・自動車部品で活発な動き

対日直接投資残高を地域別にみると、最大は欧州で 13 兆 5,627 億円 (シェア 48.7%)、次いで北米 (7 兆 2,025 億円、25.9%)、アジア (5 兆 179 億円、18.0%) であった (図表 1-2)。

国別にみると、1 位米国 (7 兆 101 億円、シェア 25.2%)、2 位オランダ (3 兆 8,002 億円、13.6%)、3 位フランス (3 兆 3,511 億円、12.0%) であった。上位 10 カ国・地域の順位は前年末と変わらない (図表 3)。

業種別にみると、最大は金融・保険業で 7 兆 7,908 億円 (シェア 35.0%)、次いで、電気機械器具製造業 (3 兆 1,274 億円、同 14.1%)、輸送機械器具製造業 (3 兆 194 億円、同 13.6%) となった (図表 4)。

地域別で最大の投資元である欧州は、残高の約 7 割を製造業が占める。2016 年は、主に製薬と自動車部品関連企業の対日投資が目立った。このうち製薬分野では、デンマークのレオ・ファーマが、アステラス製薬の海外での皮膚病治療薬事業を 6 億 7,500 万ユーロ (約 891 億円) で買収した。また、呼吸器治療を重点事業の一つとする英アストラゼネカは、武田薬品工業から呼吸器薬事業を 5 億 7,500 万米ドル (約 699 億円) で取得した。各社とも重点領域を絞り、選択と集中を進めて経営の効率化を図る。

図表 1-3 国・地域別対日直接投資残高 (2016 年末時点)
上位 10 カ国・地域

順位	国	残高 (億円)	構成比 (%)
1	米国	70,101	25.2
2	オランダ	38,002	13.6
3	フランス	33,511	12.0
4	英国	22,623	8.1
5	シンガポール	22,104	7.9
6	スイス	12,944	4.6
7	ケイマン諸島	11,993	4.3
8	香港	10,992	3.9
9	ルクセンブルク	8,679	3.1
10	ドイツ	8,499	3.1

〔出所〕「本邦対外資産負債残高」(財務省)より作成

図表 1-4 業種別対日直接投資残高 (2016 年末時点)
上位 10 業種

順位	業種	残高 (億円)	構成比 (%)
1	金融・保険業	77,908	35.0
2	電気機械器具製造業	31,274	14.1
3	輸送機械器具製造業	30,194	13.6
4	化学・医薬製造業	13,926	6.3
5	サービス業	11,789	5.3
6	通信業	8,585	3.9
7	卸売・小売業	8,424	3.8
8	一般機械器具製造業	5,953	2.7
9	不動産業	4,067	1.8
10	運輸業	3,269	1.5

〔注〕業種別の直接投資統計は、関連会社から親会社への投資を親会社による投資の回収として計上している (Directional Principle)。このため、形態別、国・地域別の直接投資統計とは計上基準が異なる。

〔出所〕「本邦対外資産負債残高」(財務省)より作成

自動車部品では、エアバッグ世界最大手のオートリブ（スウェーデン）が51%、ブレーキ国内大手の日信工業（長野県）が49%出資し、合併会社を設立。自動運転を見据え、四輪車用のブレーキ・コントロール等に係る部品の共同開発や製造販売を開始した。また、自動車部品大手の仏ヴァレオは、自動車用ランプメーカーの市光工業（神奈川県）をTOB（株式公開買い付け）で連結子会社化した。研究開発や生産拠点の最適化を進めていく。

昨今、世界の自動車メーカーが競って自動運転技術の開発を進める中、欧州の自動車部品サプライヤーが日本拠点の研究開発機能を拡張している。2016年、前出のヴァレオは、同社つくばテクノセンター内に自動運転用テストエリアを新設。人員面でも自動運転・運転支援の研究開発体制を強化すると発表した。ほか、独ボッシュは、日本をドイツ・米国に次ぐ重要な開発拠点と位置づけ、日本で自動運転の公道試験を開始するとともに、新たにシステム開発部門を設置した。同じく自動車部品大手の独コンチネンタルも、北海道紋別市に自動運転のテストコースを開設した。

3. 引き続き存在感増すアジア

アジアからの2016年末の対日直接投資残高は、2000年末比で971%となり、急増している（図表1-5）。近年、投資元として最も勢いのある地域である。

アジアの中では、特に、台湾（7,644億円、対前年末比44.7%増）、シンガポール（2兆2,104億円、22.2%増）、タイ（2,179億円、33.5%増）からの投資残高が増加した。

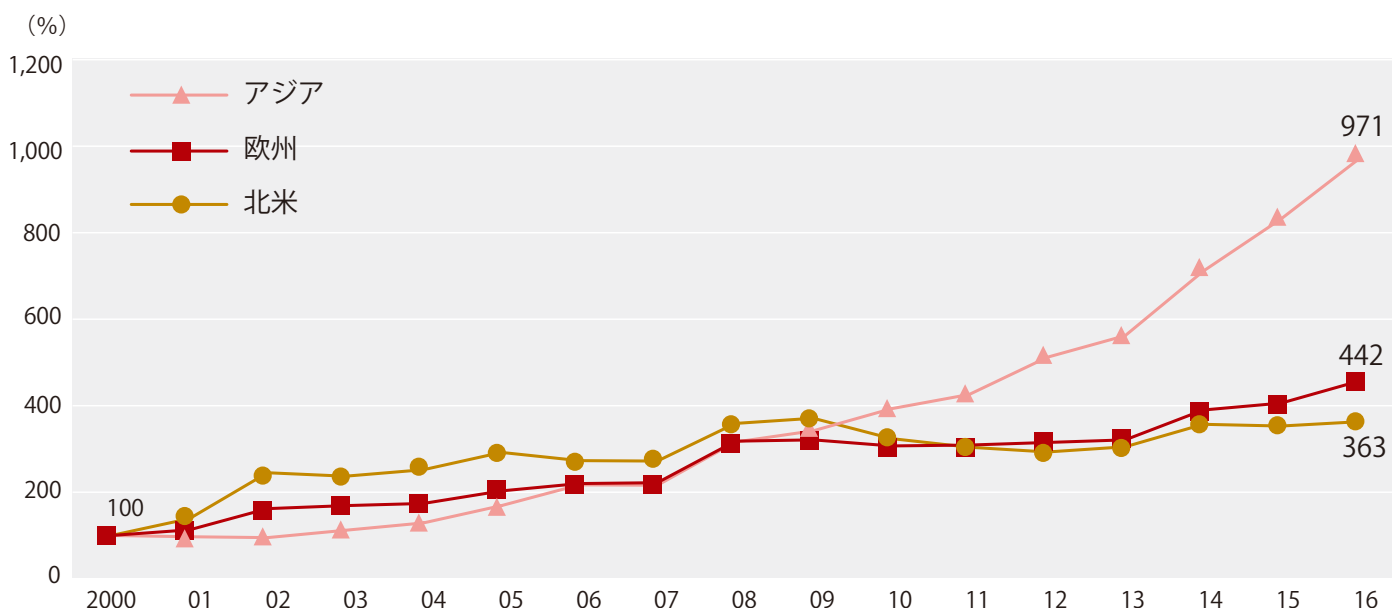
台湾は、電子機器受託製造サービス（EMS）世界大手の鴻海（ホンハイ）精密工業グループによるシャープ買収（3,888億円）の大型M&Aがあった。経営再建中のシャープに対し、鴻海は大規模な出資を提案、2016年8月に投資が完了した。これにより、鴻海はシャープの議決権の約66%を握る筆頭株主となった。

シンガポールは、対日直接投資残高の約9割を非製造業分野が占める。近年は、3PL（third party logisticsの略。荷主や運送業者とは別に、第三者として物流部門を代行するサービス）事業やeコマースの拡大にあわせ、物流施設の開発・投資が活発である。また、サービスアパートのアスコット、ポークジャーキーの美珍香、高級バッグのクワンペン、買物コンシェルジュサービスのオネストビーなどが相次いで東京に初進出を果たした。シンガポール発ブランドが日本の消費者へアピールを始めている。

タイからはここ数年、太陽光発電事業への参入が活発となっている。2016年は、民間電力大手のガンクン・エンジニアリングが太陽光発電所運営会社・GK宇都宮を約240億円で買収したほか、バンチャック石油の子会社であるBCPGジャパンが秋田県や岡山県に太陽光発電所を建設するなどの動きがあった。

国別で最大の投資元である米国は、残高の8割を非製造業が占める。金融・保険業をはじめ、小売、通信、サービス業の残高が大きい。近年は、コールバーグ・クラビス・ロバーツ（KKR、後述）や、ベインキャピタル、カーライルなどのプライベート・エクイティ（PE）ファンドの対日M&A投資が目立つ。また、過去3～4年の米国からの対日M&A案件を業種別に見ると、ソフトウェアや半導体などのハイテク関連が多い傾向にある。

図表1-5 2000年時点の残高を100とした場合の地域別対日直接投資残高の伸びの推移



〔注〕2014年以降の残高はBPM 6基準、2013年以前の残高はジェットロがBPM 5からBPM 6基準に換算。
〔出所〕「本邦対外資産負債残高」（財務省）より作成

4. フローは大幅な流入超過に

2016年の対日直接投資フロー（国際収支ベース、ネット）は3兆8,307億円で、前年（6,675億円）の約6倍の規模となり、比較可能な96年以降で最大となった。資本の形態別にみると、負債性資本が1兆9,451億円、収益の再投資が1兆3,634億円、株式資本が5,222億円であった。

地域別では、欧州からが2兆127億円、アジアが9,037億円、北米が6,298億円で、いずれも流入超過となった（図表1-6）。

業種別で最も金額が大きかったのは電気機械（4,930億円）で、中でも台湾（2,082億円）が最大であった。前述の鴻海によるシャープ買収の影響と推測される。

2017年1～9月（速報値）の対日直接投資フローは、前年同期比減となっているものの、引き続き流入超過で推移しており、1兆2,370億円となっている（図表1-7）。

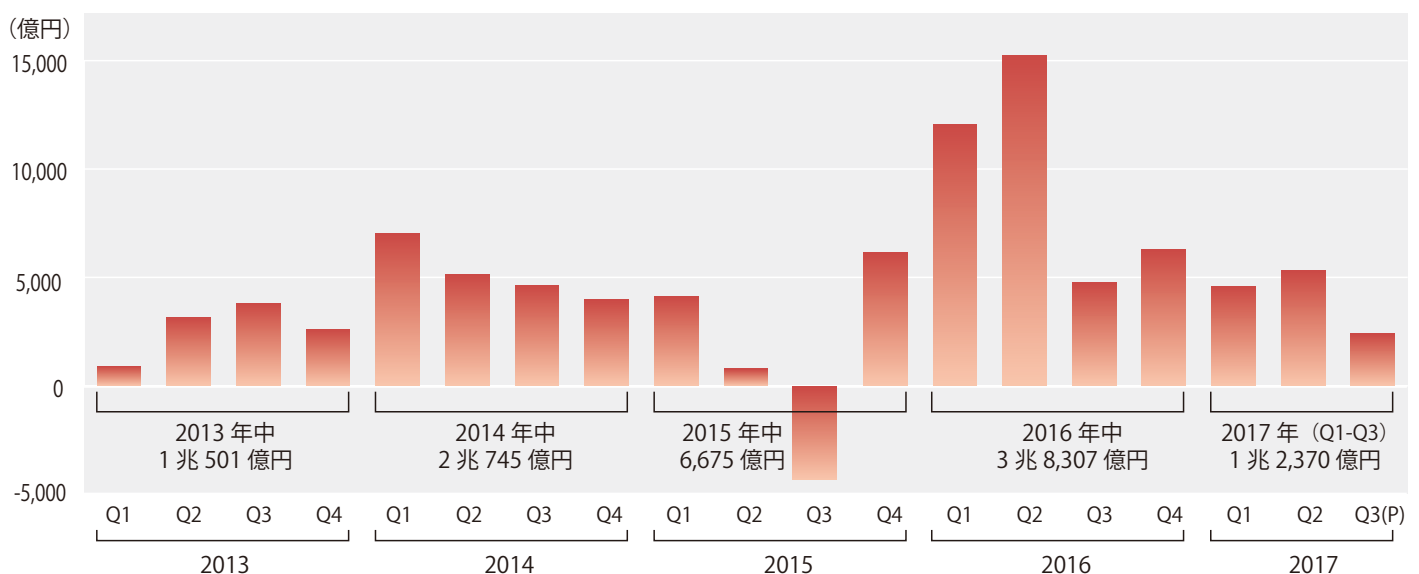
図表 1-6 地域別対日直接投資フロー（ネット）の推移

（単位：億円）

	2014年	2015年	2016年	2017年 1-9月(P)	前年同期比 伸び率(%)
アジア	6,782	6,737	9,037	5,247	-39.9
中国	802	778	-151	647	34.5
香港	2,279	1,178	1,458	-354	-
台湾	1,264	876	2,589	565	-77.2
韓国	699	1,140	612	713	55.0
ASEAN	1,736	2,748	4,539	3,673	-9.2
シンガポール	1,440	2,229	3,830	3,895	23.4
北米	7,586	6,297	6,298	4,401	-18.0
米国	7,576	6,312	6,323	4,500	-16.1
中南米	729	-2,484	1,808	1,594	6.8
大洋州	618	-759	908	-20	-
欧州	4,409	-3,390	20,127	1,111	-92.9
EU	3,758	-3,145	18,963	579	-96.1
世界	20,745	6,675	38,307	12,370	-61.4

〔注〕2017年累計は速報値
〔出所〕「国際収支統計」（財務省）より作成

図表 1-7 四半期ごとの対日直接投資フロー（ネット）の推移



〔注〕四半期の区分は、Q1（1～3月）、Q2（4～6月）、Q3（7～9月）、Q4（10～12月）
〔出所〕「国際収支統計」（財務省）より作成

5. 関空と伊丹空港の運営権取得が最大の対日 M&A 案件に

トムソン・ロイターのデータベースによると、2016年の対日 M&A（完了ベース）は、仏ヴァンシ・エアポートとオリックスを中核とするコンソーシアムによる関西国際空港と大阪国際空港（伊丹空港）の44年間の運営権取得が最大案件であった（総額約2兆2,050億円）。同事業においては「コンセッション」方式と呼ばれる、国や自治体が所有権を有したまま公的施設の長期運営権を民間企業に売却することで、インフラを整備する手法がとられた。海外では空港や道路、水道などの分野で導入されているが、日本では上記コンソーシアムが初の大型コンセッションとなった。なお、外資系企業が日本でコンセッションに参画する事例としては、ほかに仏ヴェオリアが JFE エンジニアリングやオリックスなどと組み、静岡県浜松市の下水道処理事業の運営権を取得（2017年3月浜松市発表、対価25億円）した例もある。

このほか、2016年の主な対日 M&A 案件は、アジア企業の電気電子分野での投資として、鴻海によるシャープ買収のほか、中国の家電メーカー・美的集団が、東芝傘下で白物家電の製造販売を行う東芝ライフスタイルの株式80.1%（約514億円）を取得している。また、欧州の製薬企業の動きとして、前述のレオ・ファーマやアストラゼネカによる特定事業の買収があった。

外国の投資ファンドによる M&A は、近年、製造業のほか、サービス業へすそ野が広がっている。米系投資ファンドのコールバーグ・クラビス・ロバーツ（KKR）は、日産傘下で系列最大の自動車部品メーカー、カルソニックカンセイを買収（4,982億円）したほか、日立製作所の主要子会社の一つである日立工機も TOB で取得している。また、英系投資ファンドの CVC キャピタルパートナーズがハウスクリーニングや介護サービスなどを手掛ける長谷川ホールディングスを買収した案件（350億円）や、香港を本拠地とする投資ファンド、ペアリング・プライベート・アジアがホームセンターを展開するジョイフル本田の株式を取得（389億円）するなどの案件があった（図表 1-8）。

図表 1-8 対日 M&A の主な案件（2016年～2017年上半期）

実施年月 (完了ベース)	被買収企業	業種	買収企業			金額 (億円)	
			買収企業	国籍	業種		
2016年	4月	新関西国際空港	運輸（空港運営）	オリックス、ヴァンシ・エアポート（仏）ほか	-	投資家グループ	22,050
	8月	シャープ	電気・電子機器	鴻海精密工業	台湾	電気・電子機器	3,888
	2月	ワンエム・ロジスティクス	不動産	ラサールロジポート投資法人	米国	不動産投資信託	1,614
	4月	アステラス製薬 (海外の皮膚病治療薬事業)	医薬品	レオファーマ	デンマーク	医薬品	約 891 (6億7,500万ユーロ)
	5月	武田薬品工業（呼吸器薬事業）	医薬品	アストラゼネカ	英国	医薬品	約 699 (5億7,500万米ドル)
	6月	東芝ライフスタイル	白物家電	美的集团有限公司	中国	白物家電	514
2017年	5月	カルソニックカンセイ	自動車部品	コールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・カンパニー（KKR）	米国	投資会社	4,982
	4月	ユー・エス・ジェイ	娯楽サービス	コムキャストNBCユニバーサル	米国	メディア	2,548
	3月	アコーディア・ゴルフ	娯楽サービス	MBK パートナーズ	韓国	投資会社	1,490
	7月	日立工機	機械	コールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・カンパニー（KKR）	米国	投資会社	793

（注）①2017年8月時点。②1回の取引金額によるランキング。③買収企業名は最終的な買収企業（企業グループ含む）。
【出所】トムソン・ロイターより作成

外国直接投資と地理的・歴史的な近接性

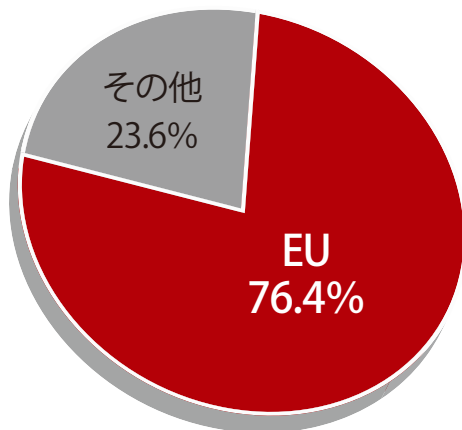
ある国から別の国への直接投資の流れの特徴として、二国間の地理的・歴史的な近接性があげられる。例えば、ドイツとフランスの対内直接投資残高の投資元国・地域の内訳を見ると、それぞれEUからの投資が約7割を占めている(図表1-9)。ユーロという共通通貨を持ち、歴史的・文化的に深いつながりのある国々が集まるEU域内で、企業が活発に投資活動を行っているのが分かる。

北米でも同様の傾向がみられる。メキシコとカナダの対内直接投資を見ると、それぞれ隣接する米国からの投資がほぼ半分以上を占めている。ちなみにメキシコは、歴史的背景から米国に次

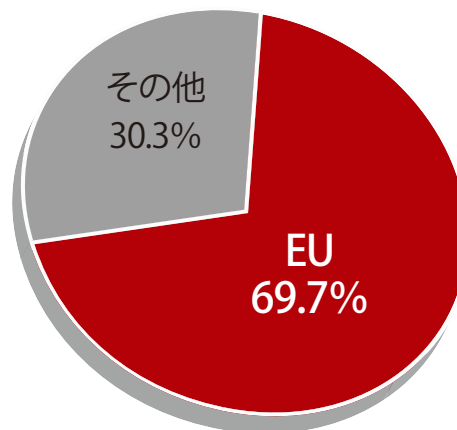
いでスペインからの投資が大きい。また、米国、メキシコとともにNAFTA(北米自由貿易協定)を構成するカナダも主要な投資元国である。

ひるがえって日本は、現時点では対日直接投資残高は米国や欧州のシェアが高いものの、近年、アジアの国々からの投資額が大きく伸びている。地理的・歴史的な近接性は、人々の往来のしやすさ、情報入手のしやすさ、文化の受け入れやすさを意味し、企業のビジネス活動にとってメリットは大きい。今後、対日投資におけるアジアの存在感がより一層増していくであろう。

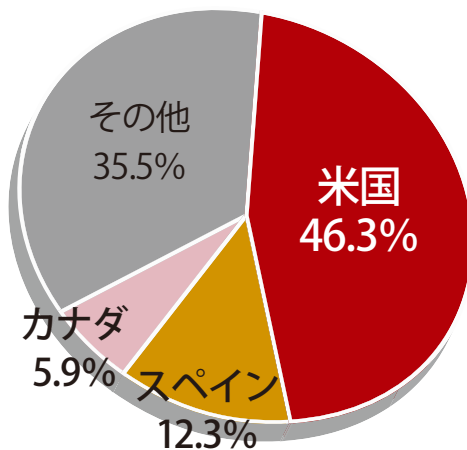
図表 1-9 各国の対内直接投資の投資元国・地域の内訳

ドイツの対内直接投資残高
(2015年)

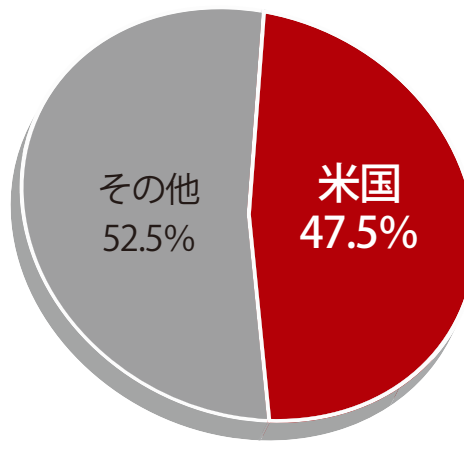
〔出所〕ドイツ連邦銀行

フランスの対内直接投資残高
(2015年)

〔出所〕フランス銀行

メキシコの対内直接投資額
(1999年～2016年の累計、ネット、フロー)

〔出所〕メキシコ経済省

カナダの対内直接投資残高
(2016年)

〔出所〕カナダ統計局

II ビジネス環境の改善に向けて

政府は、現政権発足以降、一貫して対日投資の促進を成長戦略の柱の一つと位置づけ、日本を「世界で最もビジネスのしやすい国」とするための各種施策を打ち出してきた。

とりわけ、60年ぶりの電力・ガス小売市場の全面自由化をはじめとする岩盤規制改革など、政府の開かれた市場の創出に向けたコミットメントは、外国企業への力強いメッセージともなり、日本への進出を後押ししてきたといえる。

加えて、近年急速に進展する第4次産業革命によるイノベーションがあらゆる産業や社会に波及する動きの中で、政府は既存の枠組みにとらわれない、新たな改革を導入している。

この章では、これらの政府の取り組みやその成果を中心に、ビジネス環境の改善および外国企業の誘致に資する施策を紹介する。

1. 一層の改善が進む日本のビジネス環境

(1) 「まずやってみる」を許容する新たな社会実証：レギュラトリー・サンドボックス制度の創設

政府は、「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において、革新的な新規事業を育成するため、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す、規制の「サンドボックス」制度の創設を打ち出した。

本制度は、急速に発展しているIoT、AI、ビッグデータ、ドローン、自動走行をはじめとするイノベーションの成果を活用する分野で、既存の法規制が想定していない新規事業を企業が行う際に適用することを想定したもの。小さな失敗を許容しながら試行錯誤して革新的なサービスや製品を立ち上げていくことから、「砂場（サンドボックス）遊び」に例えられる。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、新規事業に関する社会実証を行い、そこから得たデータや知見を基に新たなルールを「走りながら考えていく」仕組みは、前例のないことが認められにくいとされてきた日本において、「まずやってみる」ことを許容する点で画期的といえる。対象地域を限定する、かつ、実現には改正法案の国会提出・審議が前提となる国家戦略特区とは異なり、本制度は、プロジェクト単位の実証実験を進めるもの。実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証がうまくいかなかった場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実証により得

られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかすこととされている。

この仕組みは、FinTechの分野で既に英国やシンガポールで導入されているという。日本では、第8回未来投資会議（2017年5月12日開催）において、高速電力線通信を活用した高齢者や子供の見守りサービスでの活用なども議論されている。また、「未来投資戦略2017」では、プロジェクト単位での規制の「サンドボックス」制度の創設に加え、国家戦略特区においても、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術について、事前規制・手続の抜本的な見直し等により、実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設することとしている。

(2) 行政手続コストの2割削減

日本の行政手続については、長らく、事業者から「負担感が大きい」との指摘がなされてきた。外資系企業もその例外ではなく、ジェトロが外資系企業を対象に毎年実施する「日本の投資環境に関するアンケート調査」でも、「行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さ」は、日本でビジネスを行う上での阻害要因として常に上位にランクインしてきた。

こうした状況を改善するべく、政府は「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）において、「2016年度中を目標に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」とし、初めて、行政手続コストの削減に関する数値目標の設定が方向付けられた。

これを受け、2016年9月以降、政府の規制改革推進会議の行政手続部会は、既存の取り組みや諸外国の取り組みをレビューし、日本への示唆を得るとともに、行政手続コスト削減についての事業者ニーズを事業者目線で把握・検討した上で、2017年3月29日の規制改革推進会議において、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減することを目指す方針を決定した。

また、行政手続コスト削減にあたっては、「行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）」、「同じ情報は一度だけの原則（ワンズオンリー原則）」、「書式・様式の統一」を行政手続簡素化の3原則とし、営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力などの9分野を重

点分野として取り組むことが決定された。

政府の「未来投資戦略 2017」(2017年6月9日閣議決定)は、この取り組みを「大きな一歩」と評価した上で、「行政目線の『行政手続』から事業者目線の『公共サービス』に発想を大きく転換し、あらゆる手続を見直し、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠」と指摘している。

(3) 規制・行政手続見直しワーキング・グループ とりまとめ

政府は、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(2016年5月20日対日直接投資推進会議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(2016年6月2日閣議決定)において、外国企業が日本への投資活動を行うに際して課題となる規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとした。

これを受け、閣僚会議である対日直接投資推進会議は、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)の指名を受けた有識者、実務家、外資系企業関係者等から構成される「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」を設置。2016年8月以降、同ワーキング・グループにおいて議論を進めてきた。

2017年4月24日、同ワーキング・グループはそれまでの検討を踏まえて、関係省庁等が実施することとした具体的な取り組みをとりまとめ、その内容は2017年5月10日の対日直接投資推進会議で了承された。同ワーキング・グループでは、外国企業等へのヒアリングや委員等からの指摘を踏まえ、スピード感を持って具体的な解決策が講じられた結果、さまざまな見直しにつながった。

以下、とりまとめの主な内容を紹介する。

法人設立・登記関係

①出資金払込みの口座の名義人の範囲拡大、 払込先の金融機関の対象の拡充

これまで、外国企業が子会社の株式会社を日本国内に設立する際、発起人又は設立後の法人の代表取締役となる者の口座(国内銀行口座等)に出資金の払込みを行う必要があったが、2017年3月より、これらに限らず、発起人の委任を受けた者の口座であればよいこととした。

また、発起人である外国企業や海外在住の代表取締役となる予定の者(代表取締役のうち一人は日本に居住していなければならないとの要件は2015年3月に撤廃済み)は、日本に住所がなく日本国内で銀行口座等を開設することが現実的に困難であり、このために出資金の払込みを行うことができず、会社設立の手続を円滑に行うことができないとの課題があった。

これに対しては、会社法で認められる出資金の払込取扱機関の範囲について、邦銀の海外支店の口座が含まれることを法務省民事局

長通達により明確化し、関係者への周知を行った。また、世界各地で拠点を展開する邦銀(いわゆるメガバンク)に対して金融庁より態勢の整備を要請し、各行において対応がなされた。

②サイン証明書

印鑑証明書を有しない外国人が法人設立等に関する登記を行う場合は、印鑑証明書の代替として、本国官憲が作成したサイン証明書(署名証明書)が必要となることがあるが、これまでサイン証明書を取得できる場所は、本人の国籍国か日本(日本における国籍国領事)に限定されていた。このため、第三国に居住する外国人は、サイン証明書を取得するために国籍国か日本まで移動する必要があり、大きな負担となっていた。

これに対しては、法務省民事局長通達により、法人設立等の手続に必要なサイン証明書の取得について、本人の現在の居住国等の第三国における国籍国の官憲によることも可能であるとした。また、国籍国本国で取得可能であっても日本における領事がサイン証明書を発行していない場合には、2017年2月から日本の公証人によるサイン証明書でもよいこととなった。

③法人設立後の銀行口座開設手続の円滑化

外国企業の子会社等として新たに設立された日本法人について、銀行口座の開設に時間がかかったり、断られたりすることがあり、日本で本格的に事業を開始させたい企業にとって、時間的・経済的損失が生じていた。

このため、金融庁よりメガバンク3行に対し、外国企業が設立した内国法人や支店の銀行口座開設が円滑に進められるよう、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢の整備を要請した。メガバンク3行は態勢を整備し、相談窓口を明確化した。各行の窓口情報は、2017年3月よりジェトロのウェブサイトに掲載されている。

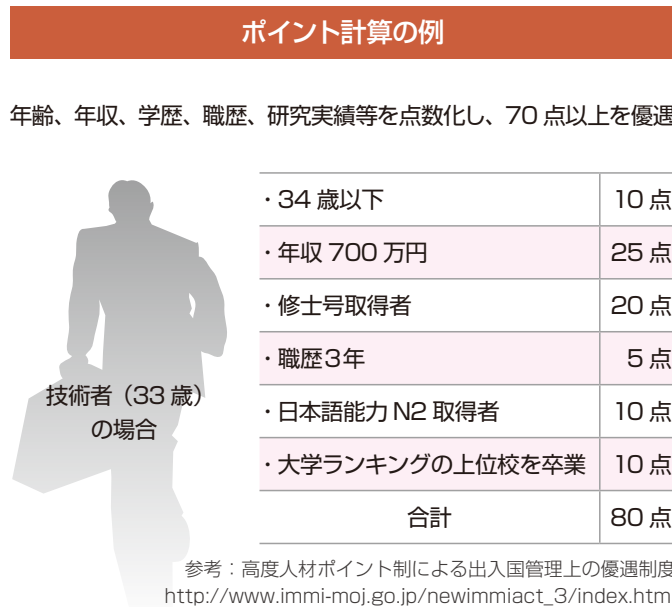
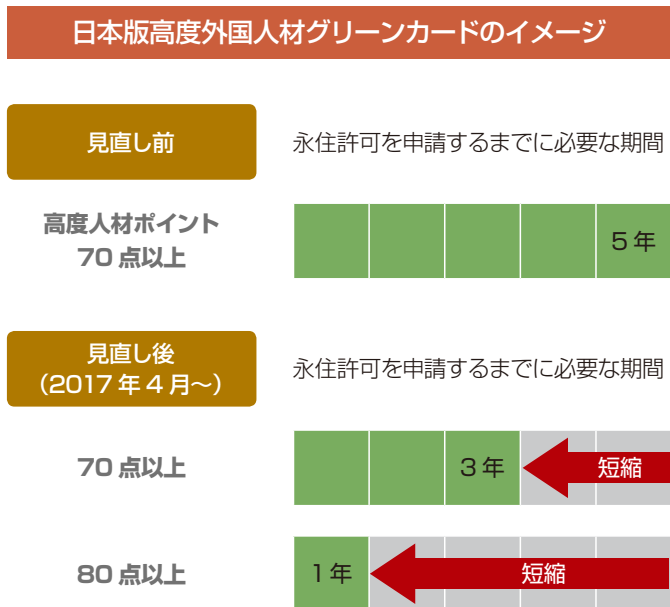
在留資格関係

④日本版高度外国人材グリーンカード

高度外国人材をさらに呼び込むため、高度外国人材の永住許可申請に必要な在留期間をこれまでの5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を2017年4月に創設した(図表2-1)。

これにより、高度人材ポイント制で80点以上を有する高度外国人材は1年以上の在留で、70点以上の高度外国人材は3年以上の在留でそれぞれ永住許可申請が可能となった。また、高度人材ポイント制をより活用しやすいものにするため、成長分野(IT等)において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材やトップ大学卒業者に対する加算等、評価項目の追加を2017年4月から

図表 2-1 日本版高度外国人材グリーンカードの概要



実施した。

このほか、高度外国人材が帯同する家事使用人の受入れ要件について、高度外国人材本人の入国後でも呼び寄せられるよう見直しを検討し、2017 年秋を目途に所要の措置を講じることとしている。

⑤ 在留資格手続のオンライン化

在留資格に関する手続は、入国管理局の窓口に出向いて行う必要があり煩雑であることに加え、窓口が混雑していて時間がかかるなどの課題があった。このため、手続のオンライン化を 2018 年度より開始すべく、オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進めることとなった。

また、在留資格に関する手続の標準処理期間は、公表されているものの、申請から認定までに時間がかかる場合があり、所要時間の見通しを立てづらかった。このため法務省は、手続期間の実績データの公表を 2017 年度から開始した。また、在留資格に関する手続のオンライン化の検討に併せて、処理の進捗状況（申請受付、審査中、結果通知等）をオンライン上で確認できる仕組みの導入が検討されることとなった。

行政手続のワンストップ化

⑥ 「東京開業ワンストップセンター」の取扱業務の拡充

2015 年 4 月に国家戦略特区を活用した取り組みの一つとして

ジェットロ本部内に設置された「東京開業ワンストップセンター」では、法人設立に係る手続を集約化するための各ブースが置かれているが、国税・商業登記に関する申請を受け付けていないなど、取扱業務が限定され、利便性の一層の向上が課題になっていた。

この課題への対応として、登記、税務、年金等の 6 事務の電子申請を可能にするとともに、8 種類全ての手続について、受付まで行うことを可能とした。

また、「東京開業ワンストップセンター」で申請可能な在留資格関係の対象は「経営・管理」、「企業内転勤」のみで、かつ法人設立後 6 カ月以内に限られていたが、今般、取り扱う在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加し、申請できる期限を段階的に延長することとした。

輸入関係

⑦ 統計品目番号の「国内細分」の統廃合推進による企業の分類作業負担の軽減

輸入品について、通関の際に使われる統計品目番号の分類確認作業に時間がかかることがあり、また、その際のやり取りが企業の負担になっているとの課題があった。これを受け、統計品目番号（HS コード等）の国内細分の統廃合により企業の分類作業負担の軽減を図ることとした。

具体的には、がん具に係る国内細分の統合は 2017 年度に実施し、衣類に関しては、統計把握の必要性が低い国内細分の 2018 年度の

統廃合（Tシャツについては2017年度に実施）について検討することとなった。

また、衣類以外についても関係省庁において、削減のための取り組みを進めていくこととした。

その他

⑧未承認医療機器の展示会への出展

未承認医療機器の展示については、これまで、出展の可否を左右する医薬品医療機器法への抵触が分かりにくいとの課題があった。これを受け、厚生労働省にてルール明確化や周知方法について検討の結果、未承認医療機器の展示に関するガイドラインが改正された。

新ガイドラインでは、日本法人が無い海外の事業者が、国内の事業者を対象とし、自社の製品を国内において製造販売する事業者等を獲得すること（いわゆるビジネスマッチング）を目的とする展示会においては、(i) 未承認品であり、販売、授与できない旨を明示すること、(ii) 製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験データ等事実に基づいたもの以外は行わないこと、など一定の条件のもとで出展可能なことが明確化された。

(4) 2017年度税制改正の動き

①国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直し

2017年3月27日、「所得税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、国外財産に対する相続税・贈与税の納税義務の範囲の見直しがなされた（図表2-2）。

これまで、日本で就労する外国人が日本で死亡した場合に、単身赴任か家族帯同かにかかわらず、日本における国内財産に加え、本国の不動産や金融資産などの国外財産に対しても日本の相続税の課税対象になることがあり、高度外国人材等の日本への駐在をためらわせる阻害要因となっていた。

図表 2-2 課税範囲に係る見直しの具体的事例

1. 日本に在留する外国人が死亡した場合

- ①単身赴任で在留している外国人が死亡した場合、外国に住む親族が相続する財産の課税対象を国内財産に限定する。
- ②家族帯同で日本に在留する外国人が死亡した場合、家族が相続する財産の課税対象を国内財産に限定する。

2. 日本に在留する外国人の国外の親族が死亡した場合

- ③日本に在留する外国人の、外国に在留する親族等が死亡した場合、当該親族の有する財産の課税対象を国内財産に限定する。

今回の改正では、高度外国人材等が日本で働きやすい環境を構築するため、一定の要件を満たした高度外国人材などの保有する国外財産に対する相続税などを見直した。この結果、在留資格を持って一時的に日本に滞在している外国人〔注〕が被相続人または相続人となる場合の相続等については、国外財産を課税対象としないこととなった。

この改正は2017年4月1日以後の相続又は贈与について適用されている。

〔注〕出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去15年以内ににおいて国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

②研究開発税制

また、今回成立した「所得税法等の一部を改正する等の法律」では、試験研究を行った場合の税額控除制度である研究開発税制について、抜本的な見直しが行われた。

いくつかある改正ポイントのうち注目される点は、研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業における「モノづくり」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の新たな「サービス」の開発に係るものが追加されたことである。

これは、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した第4次産業革命による新たなビジネスの創出を支援する観点からの措置であり、(i) センサー等による自動的なデータの収集、(ii) 専門家による情報解析技術を用いた分析、(iii) データの分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスの設計および(iv) 当該サービスの再現性の確認の全てが行われるものがその対象となる。サービス開発の対象となる事例としては、ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を提供するサービスや、ウェアラブルデバイス等により個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、最適なフィットネスプランや食生活の推奨、病院受診推奨の提供等が想定される。

今回の試験研究費の定義見直しにより、第4次産業革命時代の、データを鍵とした価値創出のためのサービス開発を行う場合でも研究開発税制の優遇を受けることができることとなり、イノベーション創出がさらに後押しされることが期待される。

(5) 観光分野における規制緩和

2017年5月26日、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が成立した。2017年度内に施行される見通しで、従来、国家資格である「通訳案内士」の有資格者にのみ認められてきた外国人旅行者への有償の通訳ガイドが、無資格者でも可能になる。

2013年に初めて1,000万人を超えた訪日外国人客数は、2016年には2,400万人に達し、4年連続で過去最高を更新した。その約7割が東アジアからの旅行者だが、観光庁によると、通訳案内士は大都市部に偏在し、言語も英語に偏りがあるなど、旅行者の通訳ガイドに対するニーズが多様化するなかでミスマッチが課題になっていた。

その一方で、これまでの通訳案内士法では、有償で通訳と観光案内をするガイドには国家資格が必要と規定していたため、これが実態に合わなくなったとして、1949年の制度創設以来初となる規制緩和が行われた。この改正により、通訳案内士の業務独占規制は廃止され、名称独占規制へと変更される。地域限定で活動する「地域通訳案内士制度」も新設し、地方での人材不足に対応していく。

また、住宅の空き部屋やマンションの一室を利用して旅行者を宿泊させるいわゆる「民泊」についても、そのルールを定めた「住宅宿泊事業法(民泊新法)」が2017年6月9日に成立した。これまで、日本において合法的に民泊サービスを行うためには、一部の特例を除けば国家戦略特区における特区民泊の仕組みを活用するなど、限

られた方法しかなかったが、同法が施行されれば、家主は都道府県など自治体に届出をすることで年間180日を上限として民泊サービスが行えるようになる。

新法の成立を受けて、民泊サービス提供大手の外資系企業は相次いで歓迎のコメントを出しており、急増する外国人旅行者の新たな受け皿として民泊の役割が期待される。

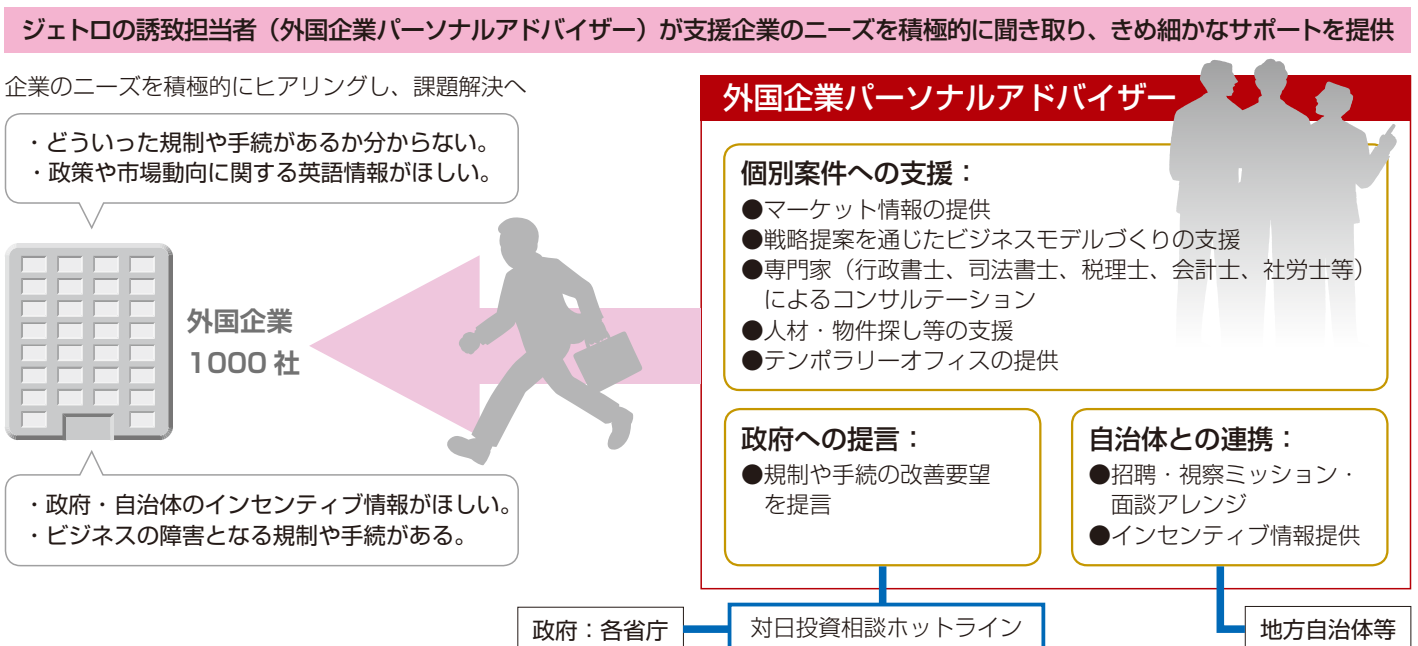
(6) 外国企業パーソナルアドバイザー制

政府は、外国企業に対して、規制や行政手続に関するきめ細かなサポートとソリューションを提供するため、ジェトロの誘致担当者が支援企業約1,000社を対象に、企業のニーズ等を積極的に吸い上げてスピーディーに対応する「外国企業パーソナルアドバイザー制」を新たに導入した(図表2-3)。

この取り組みは「未来投資戦略2017」(2017年6月9日閣議決定)にも盛り込まれ、重点10分野〔注〕の英語情報発信や、誘致担当者と専門家チームによる、関係省庁との連携を通じた外国企業へのコンサルテーションの充実および個別課題の解決を図ることとしている。

〔注〕重点10分野:環境エネルギー、ライフサイエンス、観光、サービス、ICT、製造・インフラ、在留資格、税、労務・社会保険、会社設立

図表 2-3 外国企業パーソナルアドバイザー制のイメージ

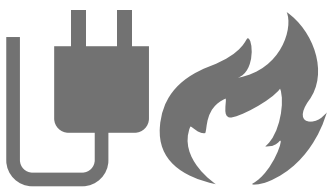


2. これまでのビジネス環境改善の取り組み および進捗状況

(1) 岩盤規制改革の進展

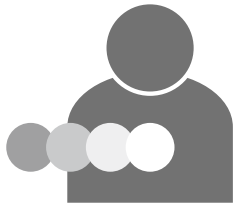
① エネルギー分野

電力小売市場の全面自由化 (2016年4月)
ガス小売市場の全面自由化 (2017年4月)



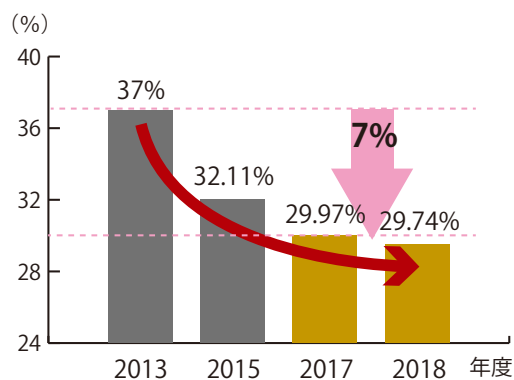
② 医療分野

再生医療早期承認制度の導入 (2014年11月)



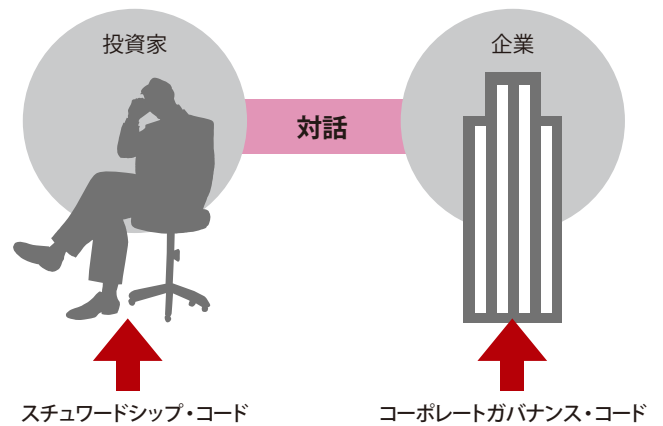
③ 法人実効税率の引き下げ

3年間で約7%引き下げ (2013年度→2016年度)
2018年度には29.74%まで引き下げ予定



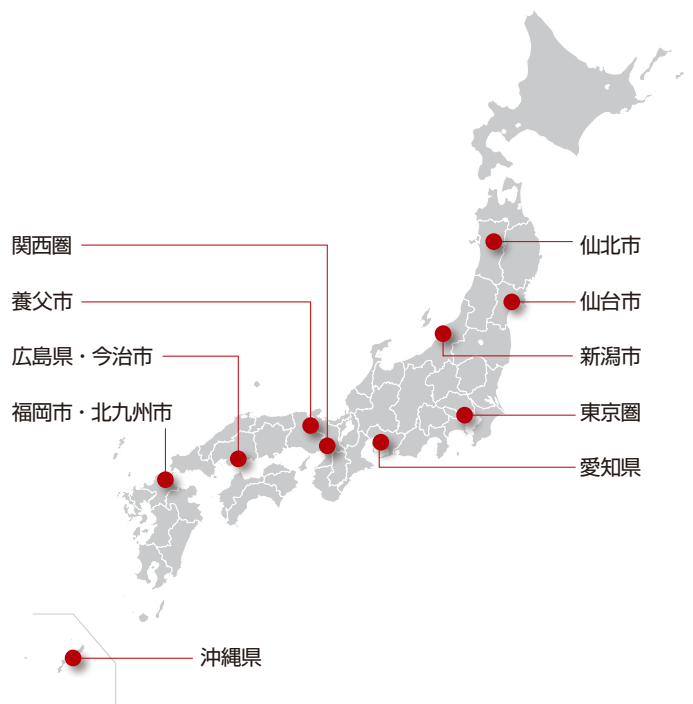
④ コーポレートガバナンスの強化

日本版ステewardシップ・コード策定 (2014年2月)
コーポレートガバナンス・コードの適用開始 (2015年6月)



⑤ 国家戦略特区の活用

岩盤規制を先進的に改革する目的で創設され、2013年12月の法制定以来、10の地域を特区として制定。これまでに実現した規制改革事項は全国的措置等を含め、70以上にのぼる。10の区域内では、253の事業が認定され (2017年9月時点)、現在、目に見えるかたちで迅速に進展している。



(2) 外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束

2015年3月17日に行われた対日直接投資推進会議では、内閣総理大臣出席の下、外国企業から「利便性を阻んでいる」との指摘の多い事項について「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定した。

その内容は、①日常生活における言語の壁の克服、②インターネット

トの接続環境の向上、③地方空港のビジネスジェットの受入れ、④海外から来た子弟等の教育環境の充実、⑤外国企業からの相談への対応強化の5つで、外資系企業にとってビジネスのしやすい環境を整えるとともに、外国人にとっての生活環境の改善を目指している。

これら5つの約束に関する2016年度末時点における主な進捗状況は以下のとおりである。

図表 2-4 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の進捗状況（2016年度末時点）

1つ目の約束「日常生活における言語の壁の克服」

項目	進捗状況
小売業の多言語化	・2015年度に作成した「小売業の店内多言語化にかかるガイドライン」について、流通団体に周知。引き続き、ガイドラインの周知・普及を図る。
医療の多言語化	・医療通訳等が配置された拠点病院を新たに8か所選定し、累計で27か所整備。2017年度は10か所分の関連予算を計上しており、対象医療機関を公募により選定予定。 ・国家戦略特区では、東京圏において、2015年12月に外国医師2名が、英語による医師国家試験に合格。2016年9月より、外国医師による外国人患者の診察を開始。
飲食店の多言語化	・2016年度は、前年度に作成した基礎編に続き、応用編の「インバウンド対応ガイドブック」を作成。全国5か所でインバウンド対応セミナーを開催。 ・2017年2月時点で大手外食チェーン店の約7割の店舗が多言語メニュー等を整備。
多言語音声翻訳	・多言語音声翻訳システムの更なる精度向上と旅行会話以外の分野への技術の拡大を図った。 ・2017年3月末時点で、多言語音声翻訳アプリのダウンロード数は約62万1千件。

2つ目の約束「インターネットの接続環境の向上」

項目	進捗状況
無料公衆無線LAN	・訪日外国人向け無料Wi-Fiサービスが拡充され、2017年2月現在、ソフトバンクが全国40万スポット、NTT BPが全国15万スポット、ワイヤ・アンド・ワイヤレスが全国20万スポットで提供中。 ・無料公衆無線LANスポットを紹介するJapan Free Wi-Fiウェブサイトのユーザビリティの向上を図るとともに、無料公衆無線LANスポット情報の登録の働きかけを行い、2017年3月時点で14万3千スポットが登録された。

3つ目の約束「地方空港のビジネスジェット受入れ」

項目	進捗状況
地方空港におけるビジネスジェット受入れ	・2015年度、14空港で44ブースを増設。また、2015年7月に地方空港を管轄する出張所に15名の入国審査官を緊急増員したほか、審査機動班として2官署に20名を配置。 ・2016年度、4空港で6ブースを増設。また、入国審査官155名の増加措置に加え、9月には62名の緊急増員を措置。また、10月から関西空港、高松空港及び那覇空港に、個人識別情報（指紋及び顔写真）を事前に取得するための「バイオカード」を導入。

4つ目の約束「海外から来た子弟等の教育環境の充実」

項目	進捗状況
外国人留学生の就職	・セミナー等で「留学生支援ネットワーク」について周知した結果、加入大学数、登録留学生数及び登録企業数が増加。2017年3月時点で87大学、約3,000人の留学生、企業約800社が登録。引き続き同ネットワークの大学・企業等への周知を図る。 ・外国人留学生向けの就職面接会を2015年度は8月、10月、3月に開催。2016年度は東京（7月、10月、1月）、埼玉（5月、7月）、愛知（10月）、大阪（11月）、福岡（5月）において開催。のべ473社、6,376人が参加。
インターナショナルスクール	・2015年7月、文科省より都道府県に対し、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準の弾力化を要請する通知を发出。 ・2016年1月、東京都が建物・土地の賃貸借要件を20年から10年へ短縮。
小学校の英語授業	・JETプログラム（The Japan Exchange and Teaching Program）による外国語指導助手は、2014年度4,101人から2015年度4,404人、2016年度4,536人と増加。2019年度までに6,400人以上とすることを目指す。 ・小学校における外国語指導助手の活用人数は、2013年12月時点の7,735人から2014年12月時点10,163人、2015年12月時点11,439人、2016年12月時点12,424人と増加。引き続き活用促進を図る。

5つ目の約束「外国企業からの相談への対応強化」

項目	進捗状況
企業担当制	・重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制を創設。2016年3月に対象企業9社を選定。 ・2016年4月より制度の運用を開始し、2016年度末までにのべ12回の副大臣による面談を実施。
自治体との連携	・地域への企業誘致等を推進するため、「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を構築し、2015年8月から稼働を開始。 ・同ポータルサイトに登録された地域産品情報などを世界に発信するため、2016年度に多言語化（英語、フランス語、中国語、韓国語）等を実施。

(3) グローバル・ハブを目指した 対日直接投資促進のための政策パッケージ

2016年5月20日、対日直接投資推進会議は「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定した。

本政策パッケージでは、柱の一つとして、外国企業と外国人の活動の円滑化に焦点を当てた取り組みを行うこととしており、2016年度末時点における主な進捗状況（および2017年度以降実施予定の取り組み）は以下のとおりである。

図表 2-5 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」の進捗状況（2016年度末時点）

(1) 規制・行政手続の改善

項目	進捗状況
対日直接投資推進会議において、外国企業に関する規制・行政手続簡素化について1年以内を目標に結論を得る。先行的な取組は年内に具体策を決定し、速やかに着手	<ul style="list-style-type: none"> 対日直接投資推進会議の下に規制・行政手続見直しワーキング・グループを2016年8月から4回開催。外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さを指摘されている規制・行政手続について議論を行い、2016年12月22日の第4回ワーキング・グループにおいて、各省庁等において実施することとした取組を「緊急報告」として取りまとめ。 2017年4月24日に第5回規制・行政手続見直しワーキング・グループを開催し、本ワーキング・グループにおける「とりまとめ」を決定。
2020年度までに新たに500以上の法令を外国語訳	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度は新たに97法令を公開。 外国企業が日本で会社を設立・運営する際に必要となる登記、査証、人事・労務の各種手続と申請書様式について、その要点解説と記載事例等を示したサンプルをJETROのウェブサイトに掲載（2016年12月）。
東京開業ワンストップセンターにおける事務について、現行の相談対応等から申請の受付等に拡大	<ul style="list-style-type: none"> 2016年12月22日より、取扱業務を拡充し、申請の窓口で8種類全ての手続について、受付まで行うことを可能化。 登記、税務、年金等の6事務について電子申請ができるように環境を整備するとともに、サポート体制を整備。 在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、段階的に法人設立後5年以内のものまで拡大。

(2) グローバル人材の呼び込み・育成 ～高度外国人材受入、留学生の就職支援、英語教育

項目	進捗状況
高度外国人材の永住許可申請に必要な在留期間を5年から大幅に短縮（世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」）	<ul style="list-style-type: none"> 2017年4月に関係省令・ガイドライン等を改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設及び高度人材ポイント制における特別加算項目の追加等を実施。
在留資格申請を2018年度からオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、法務省内において具体的な内容を検討中。 在留資格に関する手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、2017年度前半を目標に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。
家事支援外国人の国家戦略特区での受入を推進（神奈川県、大阪市に加え、東京都等でも利用意向に応じて対応）	<ul style="list-style-type: none"> 国と自治体で構成する第三者管理協議会を設置し、家事支援外国人材を受入れようとする企業が所定の基準に適合している旨の確認申請の受付を開始。（神奈川県:2016年3月、大阪市:2016年6月、東京都:2016年11月） 2016年3月から、順次、家事支援外国人材が入国し、利用世帯における家事支援活動の提供を開始。
外国人留学生の日本での就職率を2020年度までに3割→5割に引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関向け留学生就職支援研修会（3回）や企業向け外国人採用・活用セミナー（5回）において、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を実施。 「留学生就職支援ネットワークシステム」の利用拡大を図るとともに、広域的な広報及び啓蒙活動により、求人登録企業を募り、登録大学が87校、登録企業が約800企業、登録留学生が約3,000名となった。 外国人留学生等を対象に、日本企業及び海外日系企業とのジョブフェアを日本、ASEANの5都市で開催。
日本企業文化やビジネス日本語の講座、インターンシップ等のプログラムを修了した外国人留学生に、在留資格変更手続を簡素化・迅速化する優遇措置を付与	<ul style="list-style-type: none"> ODA等の公的資金を活用した人材育成事業の対象者に対する在留資格取得上の優遇措置については、高度人材ポイント制における特別加算項目の追加について、2017年1月18日から2月16日までパブリックコメントを実施。 2017年4月に関係省令等を改正し施行。在留資格申請のための提出書類の簡素化については、外務省と法務省との間で運用について引き続き協議。
2019年度までに全小学校にALT（外国語指導助手）等外部人材を2万人以上配置	<ul style="list-style-type: none"> 2016年12月時点で、小学校におけるALT等の活用総数は12,424人で前年より985人増加。 JETプログラムや補習等のための指導員等派遣事業、特別免許状等の活用に向けて周知。 JETプログラムによるALTを、2019年度までに6,400人以上とすることを目標とする。

(3) 外国人の生活環境の改善 ～教育、医療、外国語対応

項目	進捗状況
2020年までに日本語指導を必要とする児童生徒全員に日本語指導（2014年度現在8割）	<ul style="list-style-type: none"> 義務標準法の改正により、2017年度以降、日本語能力に応じた特別の指導を行う児童生徒の数に応じて教員の定数を算定することとした。 2016年6月に取りまとめられた有識者会議の報告を踏まえ、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体への支援等に取り組む。
学習に必要な日本語を習得できる「JSLカリキュラム」導入校比率を拡大、政策目標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 2017年度予算において、日本語指導の充実等のための体制整備に取り組む自治体の支援等を拡充。 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（2016年度）」の調査結果を踏まえ、具体的な政策目標を設定予定。
外国人患者の受入体制が整備された医療機関を2016年度中に全国40か所程度に拡大	<ul style="list-style-type: none"> 医療通訳・医療コーディネーターの配置及び院内資料の多言語化等の外国人患者受入体制の整備支援を実施。 引き続き、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関における医療通訳・医療コーディネーターの配置支援等を実施する。
医療機関、銀行、携帯電話、電気・ガス事業者の外国語対応状況をジェットロHPに集約して掲載	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス等の外国語対応が可能な拠点等について、JETROのホームページにおいて一元的に掲載（2016年12月）。 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を図る。

世界銀行グループが発行するレポート“Doing Business 2018”（2017年10月末発表）によれば、ビジネスのしやすさの総合ランキングで日本は190カ国中34位と、前年と同じ順位となった。日本政府はビジネス環境の改善に努めているが、他国も改善努力を進めているため、全190カ国中でのランキング上昇には至らなかった（先進国33カ国中では26位から24位へと2つ順位を上げた）。

“Doing Business”の評価項目は、「法人設立」、「建設許可取得」、「電力事情」、「不動産登記」、「資金調達」、「投資家保護」、「納税」、「貿易」、「契約執行」および「破綻処理」の10項目で、総合ランキングはこれらの項目ごとに算出されるDTFスコア（注）に基づいて決定される。

近年、日本の総合DTFスコアは改善傾向にあり、2018年は前年から0.07ポイント上昇した。また、「納税」の項目では、改善が進んだ分野として法人税率の引き上げが評価されている。

他方、「法人設立」についての詳細を見ると、日本は、必要コストや最低資本金に関するスコアはトップクラスであるものの、手続数に関するスコアが低い。また、評価項目「貿易」では、輸出入の書類審査に要する時間のスコアは高いものの、貨物検査や運搬に要する時間・コストのスコアが比較的低い。評価項目「契約執行」では、電子的手段による提訴や訴状の送達の可

否などの「裁判手続の質」に関する指標において低評価になっている。

これらの改善に向け、政府は「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において、（1）法人設立に関しては、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるよう、あらゆる観点から官民一体で検討し、2017年度中に結論を得る、（2）貿易手続に関しては、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官民協議体を立ち上げ、速やかに検討を開始し、2017年度中に結論を得る、（3）迅速かつ効率的な裁判実現のため、裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、2017年度中に結論を得る、としている。

また、政府は2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減することを目指している。「行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）」、「同じ情報は一度だけの原則（ワンズオンリー原則）」、「書式・様式の統一」を3原則として事業者目線で行政手続の簡素化を進めることで、今後の日本のビジネス環境に対する評価の向上に資することが見込まれる。

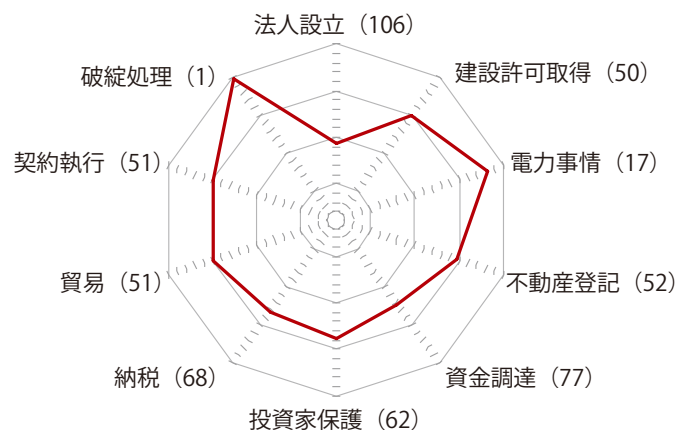
〔注〕 Distance to frontier の略。項目ごとに最先進国を100、最後進国を0として、両者を結ぶ線を引き、各国が線形上のどこに位置しているかによって、その国のDTFスコアを算出する手法。

図表 2-6 日本の総合ランキングの推移

2017年		2018年	
1	ニュージーランド	1	ニュージーランド
2	シンガポール	2	シンガポール
3	デンマーク	3	デンマーク
4	香港	4	韓国
5	韓国	5	香港
6	ノルウェー	6	米国
~~~~~			
23	マレーシア	23	アイスランド
24	ポーランド	24	マレーシア
25	ポルトガル	25	モーリシャス
26	アラブ首長国連邦	26	タイ
27	チェコ	27	ポーランド
28	オランダ	28	スペイン
29	フランス	29	ポルトガル
30	スロベニア	30	チェコ
31	スイス	31	フランス
32	スペイン	32	オランダ
33	スロバキア	33	スイス
34	日本	34	日本

〔出所〕「Doing Business 2017、2018」（世界銀行）

図表 2-7 日本の評価項目ごとの順位（2018年）



〔注〕（ ）内はランキング。外縁が1位、中心が190位（出所）「Doing Business 2018」（世界銀行）

## 高度外国人材のさらなる呼び込み

## column

2017年5月の有効求人倍率は43年ぶりの高水準となる一方で、完全失業率は低水準が続き、日本の労働需給は逼迫している。日銀短観の「雇用人員判断」でも全産業で人手不足感が広がりを見せる。世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎える中、労働力人口の将来見通しも厳しい。いきおい、「労働力確保」と「生産性向上」が日本社会の重要テーマとなり、これにつながり得る「働き方改革」も待たなしの様相を呈している。

他方、労働力確保と生産性向上をめぐる手段の一つとして、急速に進む第4次産業革命の下でイノベーションを加速することも考えられ、そのためには高度な知識・技能を有する研究者・技術者をはじめとした人材の獲得が不可欠となる。ジェトロが実施した外資系企業へのアンケート調査でも、外国語でコミュニケーションのとれる技術者の不足を課題として指摘する声が多く見られた（第4章参照）。国際的な人材獲得競争が激しさを増す中、日本人のグローバル人材の育成と並び、高度外国人材の一層の受入れ拡大は喫緊の課題といえる。

国際情勢に目を転じれば、世界的に保護主義的な動きが見ら

れる昨今、日本に優秀な外国人材を呼び込む絶好の機会が到来している。例えば、政府は2017年4月、「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設し、日本の高度外国人材への入管制度は「極めてオープン」になってきている。

また、生活環境の改善では、必要とする全ての外国人子弟（小・中学生）に日本語と教科の統合指導（JSL（Japanese as a Second Language）カリキュラム）を可能な限り早期に提供するほか、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2017年度中に100カ所で整備することとしている。

対日投資を促進する上で「世界に開かれた日本」をアピールすることは極めて重要である。政府は、「未来投資戦略2017」において、起業家や高度外国人材のさらなる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの下、国内外に向けた積極的な広報活動を行い、2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指すとしている。

# III

## 対日投資の新たな動向

### ～第4次産業革命時代 日本の課題解決や日本企業の海外販路開拓に貢献

対日投資の促進は、優れた技術や新たなノウハウをもたらし、日本のイノベーション創造や技術集積の高付加価値化を促進させ得るものとして、政府も成長戦略の重要課題の一つに位置付けている。日本はかねてから「洗練された巨大な市場」としての定評があるが、近年はこれに加えて、高度な技術を持つ日本企業・研究機関の存在や、研究開発に適したインフラの充実なども好感され、外資による研究開発拠点設置の動きは最近の対日投資のトレンドの一つとなっている。

こうした中、足元では第4次産業革命の急速な進展を背景に、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）の分野で自社の技術と日本企業の技術を融合させ、日本でイノベーションの促進を狙う外国企業の動きも活発化している。折しも、外部から技術やアイデアを取り込み新たな価値の創造につなげる「オープンイノベーション」の浸透に伴い外国企業の存在感が増す中、「課題先進国」ともいわれる日本に商機を見出し、さまざまな課題の解決に一役買う外国企業も現れている。

また、インターネットの発達とともに近年急速に普及してきた電子商取引（EC）は、国境を越えた取引を容易にするためのインフラへと成長を遂げつつある。「越境EC」分野の外国企業が日本国内からの製品調達を目的として日本に拠点を設置する動きも相次いでおり、今後、日本企業が海外販路を開拓していく上での重要なパートナーとなる可能性も高い。

本章では、第4次産業革命時代における「対日投資の新しい動き」について、日本の課題解決や日本企業の海外販路開拓に貢献する外資系企業の取り組み事例に焦点を当てながら紹介する。

### 1. 第4次産業革命時代

#### ～IoTやAI技術の導入により日本の課題解決に貢献

「課題先進国」といわれる日本の典型的な課題は、少子高齢化の進展とそれに伴う労働力不足であろう。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の総人口は2015年の1億2,709万人から50年後には8,808万人まで減少する一方、総人口に占める高齢者の割合は26.6%から38.4%に上昇するとされている。

労働力の不足は、経済や財政、産業など、社会に深刻な影響を与えると予想され、既に医療の現場では、高齢化に伴い患者数が

増える一方で医師不足が進んでいる。OECD（経済協力開発機構）の国際比較（2014年）によれば、日本の人口1,000人当たりの医師数は30カ国中26位と最下位レベルで、地方においてはさらに深刻な状況となっている。また、農業や製造の分野では、後継者不足によりこれまでの経験やノウハウが次世代に受け継がれなくなる懸念がある。

こうした課題を解決する手だてとして、今、IoTやAIなどの技術を活用しようとする動きが日本で急速に広がりつつある。これまでアナログで行われてきた経験をデータ化し、分析・活用していくことで、あらゆる分野で作業の効率化・高度化を図る取り組みが始まっている。このような中、外国企業が日本企業と協業しながら最新技術を活用して課題解決につなげようとする「対日投資の新しい動き」も活発化している。

#### (1) 医療分野における専門医不足対策・労働生産性向上・地域連携促進、医療の質向上

ヘルステック企業のフィリップス・ジャパン（オランダ）（以下、フィリップス）は、2017年2月、昭和大学病院の中に研究開発拠点を設置し、複数の病院の集中治療室（ICU）をネットワークで接続する「遠隔集中治療患者管理プログラム」の研究を開始した。日本の病院では、ICUへのニーズが年々増大する一方、専門医の不足と高コストのICUの利用効率向上が課題となっている。

同社が導入を目指すのは、遠隔からネットワークを通じて複数のICU患者の状態や生体情報、投薬履歴などをモニタリングできるシステムである。300万症例以上のビッグデータと組み合わせると効果的な対処法を導き出し、米国での比較実験では、ICU退室までの期間を20%短縮する結果も出た。コントロールセンター（管理室）から、専門医1名と看護師3名で150名の患者をモニタリングできる。日本では、同システムの有効性に一早く着目した昭和大学病院からの提案で、実用化に向けた共同研究をスタートした。限られた数の専門医・看護師でも効率的にICU患者を治療できるため、専門医不足に悩む地方の病院などとの医療連携にも活用できる。フィリップスは、このシステムの2018年度中の実用化を目指して研究開発を進め、その後は日本市場へ本格導入することを計画している。

## 日本政府が目指す Society5.0

### ～第4次産業革命による Connected Industries の実現

日本政府は、2017年6月に閣議決定した新成長戦略「未来投資戦略2017」および「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、近年急激に進む第4次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、さまざまな社会課題を解決する「Society 5.0」（あらゆる場面で快適で豊かに生活できる超スマート社会）の実現を目指すことを掲げた。

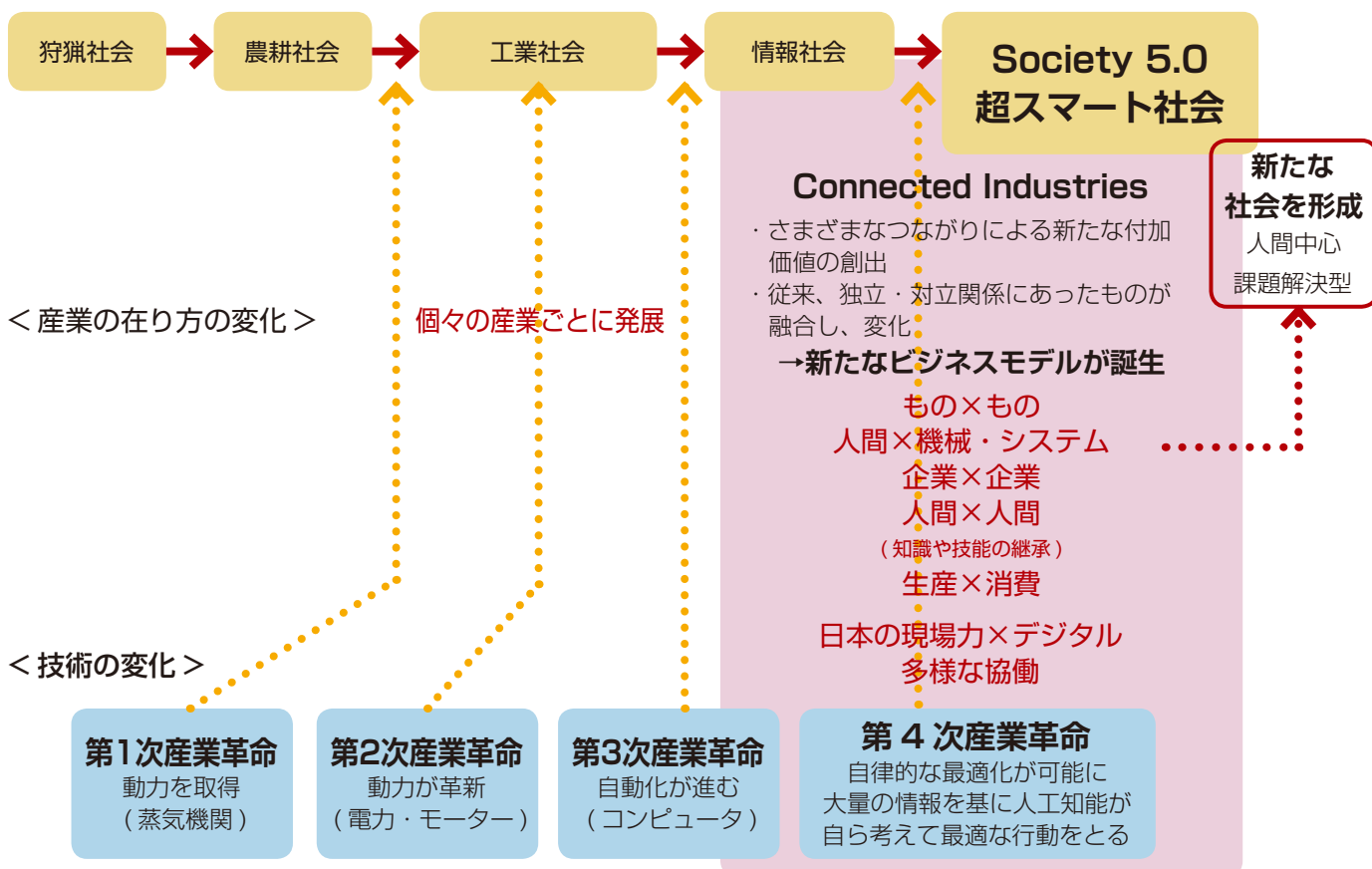
蒸気機関による機械化を実現した第1次産業革命、電力による大量生産を可能とした第2次産業革命、コンピュータによる自動化が進んだ第3次産業革命に続き、第4次産業革命は、

IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット、シェアリングエコノミー等の技術革新により、自律的な最適化を可能にする

とされる。政府は、IoT等によってさまざまなものをネットワーク化し、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業、世代を超えた人と人、製造者と消費者など、さまざまなものをつなげる「Connected Industries」の実現により、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会の構築を目指す。

図表 3-1 Society 5.0 につながる Connected Industries

#### < 社会の変化 >



(出所)「新産業構造ビジョン」(経済産業省)



遠隔集中治療患者管理プログラム（提供：フィリップス）

フィリップスは、複数の病院間をネットワークで接続し、「遠隔病理支援（デジタル・パソロジー）」を行うシステムの研究開発も進める。患者から採取された癌などの病変組織や細胞を顕微鏡で観察して診断する「病理専門医」は、日本に約 2,200 名（全医師の 0.76%、出所：日本病理学会）しかおらず、その数の絶対的不足が深刻な問題となっている。プロジェクト提携先の神戸大学と長崎大学は、かねてより病理の遠隔支援や遠隔地の病理医教育に力を入れてきた。このシステムにより、地域医療連携の促進や、複数の病理医が関与することによる医療の質の向上などが期待でき、また、次世代の病理を担う若手医師への遠隔指導や、遠隔技術により時間や場所に制約のある育児中の病理医の活用も考えられる。フィリップスは、高度な病理診断技術をもつ日本の医療機関や優れた画像診断技術をもつ日本企業と組むことで、将来的にはアジアへの輸出も視野に入れる。

米 GE グループの GE ヘルスケア・ジャパンは、グループ全体で IoT を推進する中、病院内のヒト・モノ・情報をインターネットでつなぎ、収集したデータを分析して、業務課題の抽出や経営効率の向上を図る「Brilliant Hospital」プロジェクトを手がける。医療機器の故障予知システムの開発を皮切りに、日本のビーコン（位置などの情報を取得するための無線標識）技術などと連携してさまざまなデータ（医療機器の位置情報、稼働状況、検査履歴、資産情報など）を収集・解析する実証事業を大阪府や三重県の病院で行っている。高齢化が進む中、日本の医療現場では、医療機器の効率的利用や資産最適化、医療従事者の作業効率の改善を通じた生産性向上、医療の質の向上などが求められており、その解決策になることを目指して本プロジェクトを推し進める。

製薬会社のファイザー（米国）は、同社が蓄積してきた膨大な臨床試験結果と解析ノウハウをもとに診断補助等を行うデジタルヘルスの新規事業開拓に取り組む。日本の医療機器メーカーや大学等と協力し、睡眠状態（呼吸や心拍数など）を観測できるセンサーマットや眼球運動測定器などから生体データを取得。そのデータを同社独自のアルゴリズムによって解析し、患者の特徴的なデータ・パターンを特定することで、病気の予防や医師の診断補助に活用することを目指す。

IT による診断補助といえば、東京大学医科学研究所が米 IBM の AI 「ワトソン」に約 2 千万件の論文を学習させたところ、半

年間症状が改善しなかった特殊な白血病患者の病名を約 10 分で特定し、患者の回復に貢献したことが話題にもなった。こうした技術が実用化されれば、医療現場の労働生産性向上に寄与するだけでなく、医療の質の向上や地域医療の連携促進にもつながることが期待される。

## (2) 農家における農作業効率化とノウハウの継承

平均年齢が 67 歳といわれ高齢化が進む農家では、これまで人間による匠の技や勘に頼ってきた農作業の後継者不足が深刻な問題となっている。そうした中、IoT や AI 技術を解決の糸口につなげようとする試みも始まっている。

半導体 IC 製品を開発するアナログ・デバイゼス（米国）は、農作業のスマート化に取り組む実証研究をアマゾン ウェブ サービス（米国）、日本のアプリ開発企業 CF-K、茨城のイチゴ農園である村田農園と共同で行った。温度、湿度、照度、二酸化炭素濃度などの環境データを自動的に計測するセンサーを設置し、取得したデータをスマートフォンやタブレット端末で遠隔モニターできるようにした。センサーから自動取得する育成データを分析して生産予測などに活用し、最適な生産プロセスを可視化することで、効率的な収穫量の増加や高品質化を目指す。



農園に設置されたセンサー（提供：アナログ・デバイゼス）

自動車部品メーカーのボッシュ（ドイツ）も、AI を利用したハウス栽培トマト向け病害予測システムの販売を開始した。自動運転の研究開発に力を入れる同社が、AI 技術を異業種である農業にも応用し、農作物の病害予測に貢献する。

日本国内の就農人口の減少によりそのノウハウの継承が危ぶまれる中、このような農業プロセスの自動化やスマート化の試みに、外国企業の技術の活用が期待される。



### (3) 製造現場の生産性向上や工数削減

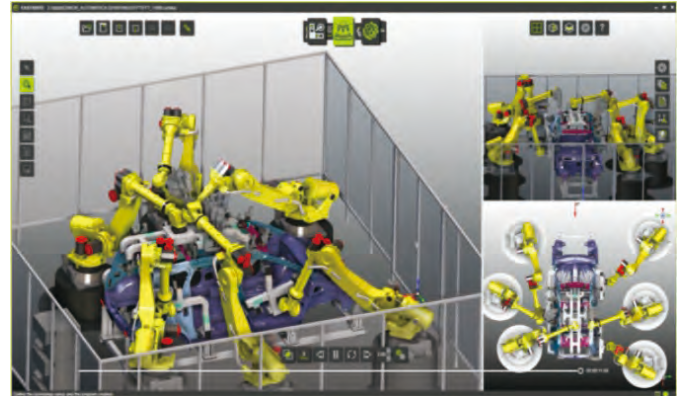
IoTを活用した作業の効率化や生産性向上への取り組みは、従来からカイゼン活動などに尽力してきた製造の現場において最も導入が進んでいるといえよう。激しい国際競争の下で生き残りをかけてさまざまな改善努力が続けられる中、外国企業と日本企業の技術を融合し、生産性向上・業務改善に取り組む事例も見られる。

GEヘルスケア・ジャパンは、製造現場における生産最適化を図る「Brilliant Factory」プロジェクトに取り組んでいる。同社の日野工場は、高い生産性や改善努力が評価され、全世界のGEの工場450カ所から選ばれた七つの「ショーケースサイト工場」の一つ（ヘルスケアビジネスの中では唯一）である。医療用のCT検出器を製造する工場内では、作業員、機材、設備等に取り付けた村田製作所製のビーコンなどから取得したデータを産業用IoTプラットフォームで解析。大型ディスプレイに動線や作業工程を表示させて改善機会を発見する仕組みを作り、工数の削減につながった。また、リーン生産方式（トヨタ生産方式といわれる製造工程のムダを排除する方式）をデジタルで加速させることにより、発注から納品までの時間を65%削減できた生産ラインも出るなど、成果が上がっている。他企業からも見学者を多数受け入れており、将来的にはこのようなシステムを世界の他の工場や日本の製造現場にも広めていくことを視野に入れる。

ソフトウェア開発企業の大連華信計算機技術股份有限公司（DHC）（中国）は、2017年2月、京都市下京区の施設「京都リサーチパーク」内に新たな研究開発拠点として「ハイシンク創研」を開業した。既に東京と沖縄に拠点を構え、日本市場向けにソフトウェア開発を行ってきた会社にとって、研究開発に特化した拠点は初となる。大阪大学や名古屋のエンジニアリング企業と共同で、AIによる機械学習とIoT技術を活用した製造現場向けソリューションの研究開発を開始した。従来は熟練技術者が経験値に基づいて判断していた機械設備の不良発生状況をAIに学習させ、故障等の不具合を事前に察知することで機械停止を未然に防ぐようにする。大規模で高コストな設備投資をせずとも、コンパクトなシステムによって製造現場の自動化を進めることができ、工場の作業効率化とコスト削減への貢献を目指す。

ソフトウェア開発を手掛けるセニット・ジャパン（ドイツ）（以下、セニット）は、2016年秋、広島自動車部品メーカーであるヒロテックと共同で、車体溶接ラインを対象にしたデジタルファクトリー（バーチャル工場）の実証研究に取り組んだ。生産ラインで使われているさまざまなメーカーのロボットや治具等の設備からデータを収集し、一括で3Dシミュレーション化する試みである。セニットは、ドイツ政府が取り組むIndustry 4.0関連の研究プロジェクトにも参加し、航空機や自動車メーカーの工場自動化の研究にも携わった実績をもつ。日本の自動車部品メーカーは、車体の軽量化やコストダウンなど激しい国際競争の下、新規生産ラインの短期立ち上げや、既存ラインの素早い段取り替えなど「多品種・短納期生産」への対応に迫られている。バーチャル工場ですべての生産ラインをシミュレ

ーションすることにより、トラブル発生時の対処検討や故障予知なども行うことができ、設備の段取り替え期間も短縮される。今後は、バーチャル工場内のリアルタイム処理も可能にすることで、完全自動化工場の実現も目指していく。



3Dシミュレーション化のイメージ（提供：セニット）

### (4) その他分野（金融、観光、通信インフラ）における課題解決の取り組み

IoTやAI技術を活用して課題を解決しようとする動きは、生産性向上や労働力不足への対策以外の分野にも広がっている。例えば「フィンテック（FinTech、金融とITの融合）」市場の成長が著しい金融分野では、不正送金の検知にAI技術を導入しようとする事例も出てきている。海外でクレジットカードやモバイルネットワークの不正利用・不正アクセス検知に用いられているAI技術のソフトウェアを手掛ける米スカイマインドは2016年2月に日本法人を設立し、日本の金融機関やアプリ開発企業との共同研究を進めている。

IoTを観光振興に活かそうとするユニークな事例もある。電動スクーターのレンタルサービスを世界7カ国で展開するカナダIT企業のLOOPShare（ループシェア）は、カーシェアリングやレンタルサイクルなどいわゆる「シェアリングエコノミー」市場が拡大する中、2016年9月、海外拠点としては初となる子会社を日本に立ち上げた。同社が開発したダッシュボードを搭載した電動スクーターや電動自転車はインターネットにつながり、スマートフォンやPCからいつでも車体の予約が可能となっている。外国人観光客向けに5カ国語でサービスを提供し、増加する中国人観光客向けに中国の電子決済システムとも連携する。電動スクーターや自転車は二酸化炭素を排出せず、環境にも優しい。同社はシステムから取得した利用客の情報や走行データをビッグデータ化して自治体の観光戦略に活用することを目指し、カーナビシステムの開発などを手掛ける京都のベンチャー企業と共に、沖縄県や鎌倉市で実証研究に取り組む。総務省が全国自治体に行ったアンケート調査でも、ビッグデータを活用したい分野として「観光分野」は1位とニーズがある（総務省「地域におけるICT利活用の現状に関する調査研究（2017年）」）。今後は、京都、

奈良、四国などでも展開を予定し、観光振興と地域活性化に貢献したいと考えている。



スクーターに搭載されたダッシュボード（提供：LOOP Japan）

また、日本のIoT化を支えるインフラ強化の取り組みとしては、通信機器プロバイダーのエリクソン・ジャパン（スウェーデン）が、次世代の超高速通信網である第5世代（5G）を見据えた、無線機とアンテナを内蔵する街路灯の実証実験を広島で開始する。5G通信は現在の4G・LTE通信に比べて数十倍速い通信速度を実現し、日本社会においてIoT化を推進するためのネットワークインフラとして、さらには自動運転のためのリアルタイム情報の送受信などへの活用が期待されている。しかし多くの通信基地局を街中に設置することによる景観への影響や設置コストの増大が懸念されている。この課題解決策の一つとして、同街路灯の日本での実用化をKDDIや街路灯メーカーなど日本企業と共同で目指す。

こうした取り組み事例を見ていくと、「課題先進国」である日本の抱える課題が、イノベーション創出を通じて、一つずつ解決に向かっていくことを期待させる。今後も、外国企業と日本企業の協業により、日本社会全体に変革を起こすような新たな製品・サービスが生まれ出されれば、日本企業にとっても自社の技術を進化させるチャンスとなり、さらには共同研究開発の成果が日本発で海外へと発信・展開されていく可能性もある。

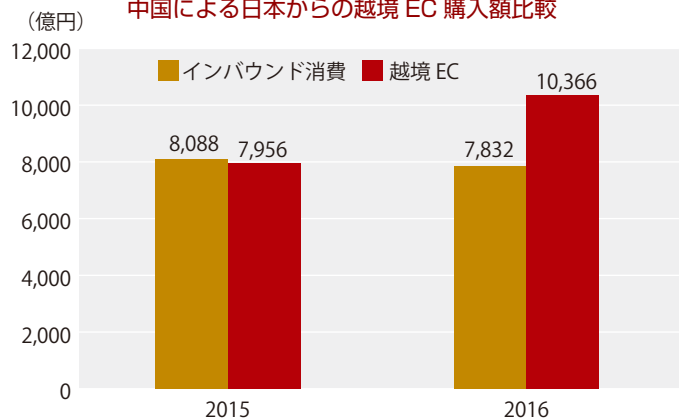
## 2. 越境 EC（電子商取引） ～日本企業の海外販路開拓に貢献

日本の洗練された市場やアジアの「トレンド発信地」としての位置づけは、対日投資を誘引する有力な魅力の一つといえる。高い品質を求める日本の顧客に対応することで付加価値とブランド力を高めた日本の製品に対し、旺盛な購買意欲をもつ海外（特に中国）の消費者による信頼は厚く、需要が拡大している。

こうした中、国境を越えたインターネット通販、いわゆる「越境 EC（電子商取引）」を利用した日本ブランド製品の購入も近年急伸している。中国からの訪日観光客による「爆買い」は記憶に新しいが、経済産業省によれば、2016年の中国による日本からの越境 EC 購入額は、中国人訪日観光客による買い物総額（イン

バウンド消費額）を初めて上回り、1兆366億円の規模に達した。近年、中国の世帯収入の増加に伴い、高品質・安全性を重視する消費者が増えてきていることや、訪日経験のある、あるいは口コミで日本製品の良さを知った消費者が、わざわざ訪日せずとも手軽に購入できる手段として越境 EC を活用するようになってきたことが主な理由とみられる。

図表 3-2 中国からの訪日観光客による買い物総額と  
中国による日本からの越境 EC 購入額比較



〔出所〕訪日外国人消費動向調査（観光庁）、我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）（経済産業省）より作成

こうした動きをビジネスチャンスととらえ、越境 EC サイトを運営する外国企業が日本に進出する事例が相次いでおり、日本企業の海外販路開拓にとっても新たな手段として注目される。一般的に、「越境 EC」には、①日本企業が自らネットショップを開設し海外から誘客を図る形態、②越境 EC サイト（EC モール）に出店料を支払って出店する形態、③越境 EC 運営企業が日本企業から商品を買取り直販する形態などがある。大手 EC サイトが日本企業向けに海外販路開拓を支援するサービスを次々に展開する動きもある一方、最近の日本進出事例では、日本ブランド製品を安定的に調達すべく、直接仕入れに軸足を置くものが目立つ。

以下に、最近の外資系 EC 企業の対日投資事例を通じて日本企業の海外販路開拓に貢献する「対日投資の新しい動き」を紹介する。

### (1) 直接仕入れにより日本企業の バリューチェーンの一部に



中国 B2C 分野における取引額で 3 位（出所：中国電子商務研究センター）の EC サイト運営企業である唯品会有限公司（vip.com）は、2016 年 1 月、東京に日本法人を設立した。同社は、2008 年に中国で設立され、2014 年に越境 EC サイト運営事業をスタート。創業以来、期間限定の割引価格で迅速に販売するフラッシュセールという手法などにより短期間で急成長を遂げ、中国国内のユーザー数は 2016 年末で 2 億人を超える。

商品の仕入れ先として、東京以外にも、香港、ロンドン、ミラノ、パリ、フランクフルト、ニューヨーク、ロサンゼルス、シド

二、ソウルに拠点をもち、メーカーや総代理店などから直接仕入れを行うのが特徴である。サイト内での出店の場所貸しは行わず、商品調達から販売、物流まですべて一括して行うことで、日本ブランド製品を安定的に中国の消費者へ供給する体制を築いている。「100% 本物の正規品が買える」という消費者からの信頼感とともに、「安定的に商品の仕入れが行われる」というサプライヤー側からの信頼も厚く、顧客とサプライヤー、同社の三者による win-win の関係構築を進めている。

同社は、日本企業の潜在的な売れ筋商品を積極的に発掘し、共に商品を育てる協力関係を築くことで、日本企業にとっての海外販路開拓の戦略的パートナーとなることを目指す。また、日本の地域に根差した、「隠れた『いい物』」を中国で販売することで、日本の地域活性化にもつなげたいと考えている。

## (2) 日本企業と提携し、生鮮食品の海外販路開拓も目指す

中国 B2C 分野における取引額 2 位（出所：中国電子商務研究センター）の京東集団（JD.com）は、日本製品の調達と日本企業との直接取引関係を強化するため、2017 年 7 月、東京都内に日本法人を設立した。同社の運営するサイトのユーザー数は 2 億 6 千万人にのぼり、アリババ集団と同社の 2 社だけで、中国の B2C 向け EC 取引額の約 8 割を占めるという。

運営するサイト内モールに出店させる形態と、企業から直接仕入れる形態のハイブリッド型でビジネスを展開。5 万カ所の村に配達員を配置する物流網と直接販売を強みに成長を遂げ、「偽物をゼロにする」をモットーに、抜き打ち検査も導入した。2014 年に中国 IT 大手のテンセントから出資を受け、最近では SNS と EC のデータ統合によるビッグデータを活用した販促に取り組むほか、出店者がライブで動画を投稿して商品の紹介・プロモーション

を行う「ライブ配信」にも注力する。

2015 年 6 月、海外企業向け EC サイト内に日本製品専門サイトをオープンし、同年 12 月には楽天の旗艦店を出店させるなど、日本の化粧品や健康食品などを中国の消費者向けに販売してきた。日本企業との提携によりビジネスの幅を拡大させているのが特徴で、日本企業が出店・出品する際のサポート、注文から配達までの時間を短縮したスピード輸送サービスの提供などにも力を入れてきた。三菱ケミカルホールディングスとの業務提携により、中国に植物工場を建設して生鮮野菜のネット販売事業を拡大する計画も 2017 年 6 月に発表した。また、物流国内大手のヤマトグローバルロジスティクスジャパンと提携し、日本の生鮮食品の中国への販売も年内に始める計画である。さらに、一度中国市場から撤退した VAIO の中国市場への再参入のパートナーとして、ノートパソコンのインターネット通販も手掛けることが発表され、日本企業とのパートナーシップによる事業拡大はますます勢いづいている。

## (3) その他の主な外資系 EC 企業

vip.com や JD.com 以外にも、アジアを中心としたさまざまな外資系 EC 企業が日本でサービスを展開している（図表 3-3）。EC ならではの特性を活かし、蓄積された取引データの解析によるマーケティング支援や物流・決済面での利便性を高める仕組みの提供、海外ネットワークを活用した近隣アジア諸国への展開支援など、日本企業の海外販路開拓に資するようなサービスを増やしている。上手く活用すれば、日本企業にとっても、海外市場での流通ルートを確認したり、海外消費者の志向を把握したりする際の助けとなる。こうした外資系 EC 企業の存在は、今後、日本企業が海外販路拡大を進めるにあたり重要なインフラとなる潜在力を秘めている。

図表 3-3 主な外資系 EC 企業の最近の日本での動き

企業名（アルファベット順）	本社所在国・地域	概要（各種報道より）
Amazon Japan (アマゾンジャパン)	米国	2017 年 6 月に発足した「海外展開ハイウェイ」事業（日通や商社らが参画）の一環で、日通と提携して日本の中小企業の米国向け輸出を支援。複数企業の商品を日通が集約して通関手続きと輸送を扱い、流通コストを削減。
bolome (ボウロウミイ)	中国	2015 年 4 月に日本法人設立。スマートフォン専用 EC で商品の仕入から販売までを一貫して実施。商品紹介動画をライブ中継。
eBay Japan (イーベイ・ジャパン)	米国	2017 年 4 月に中小企業基盤整備機構と覚書を締結。特設サイトにて中小企業の商品を掲載、販売を推進。
Fun Q Japan (ファン・キュー・ジャパン)	中国	2016 年 1 月に日本法人設立。中国最大手物流会社 SF EXPRESS の子会社。物流と複数販売チャンネルを有した総合越境 EC サイトを運営。
Inagora (インアゴラ)	中国	2014 年 12 月に日本法人設立。日本商品特化型・ワンストップ課題解決型の中国向け越境 EC サイトを運営。
PChome (ピーシーホーム)	台湾	2013 年 5 月に日本法人設立。24 時間以内の配送を保証する台湾最大の B2C ショッピングサイトを運営。
Tencent Japan (テンセントジャパン)	中国	2017 年 2 月に越境 EC に参入する全日空グループの EC プラットフォームへの協力を発表。ユーザー数約 8 億人の中国最大の同社運営 SNS サービス「WeChat」によるプロモーション協力およびモバイル決済サービス「WeChat Pay」を導入することで包括的に連携。

[出所] 各社プレスリリース、各種報道等より作成

# IV 外資系企業による日本のビジネス環境の見方

ジェトロは、2017年5月～6月、外資系企業にとってより魅力的な投資環境の整備に向けた現状分析および政策提言を行う目的で「日本の投資環境に関するアンケート調査」を実施し、外資系企業による日本の投資環境に対する見方（投資環境の魅力や課題、参入に際しての阻害要因など）についての情報収集および分析を行った。

アンケート調査は、ジェトロの支援により日本で拠点設立・拡大をした在日外資系企業約1,600社を主な対象として行い、260社から有効回答を得た。

回答の集計結果からは、外資系企業が自社の業況および日本経

済の先行きについて総じて前向きな見方をしている様子が見えられた。また、外資系企業は日本のビジネス環境について全体として改善の方向にあると評価している。こうした見方を反映してか、約7割の企業が今後5年以内の日本での事業拡大、雇用拡大を計画していると回答した。

その一方で、外資系企業が日本でビジネスを展開する上での阻害要因として日本における「人材確保の難しさ」や「行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さ」などをあげる声も依然として多い。日本政府や産業界に対する要望として「グローバル人材（日本人）の育成」を求める声も多く、今後に向けた重要な課題といえる。

## 【日本の投資環境に関するアンケート調査概要】

### 調査の目的と実施概要

外国・外資系企業にとってより魅力的な投資環境の整備に向けた分析・政策提言を行うことを目的とし、日本の投資環境の魅力や、ビジネスを展開する上での阻害要因などをアンケートにより質問。本調査は2015年に開始され、今回で3回目。

調査期間：2017年5月24日～6月21日

### 調査対象企業

ジェトロの支援により日本に拠点を設立・拡大した在日外資系企業約1,600社および諸外国の在日商工会議所の会員企業

回答状況：有効回答数 260社

## 回答企業のプロフィール

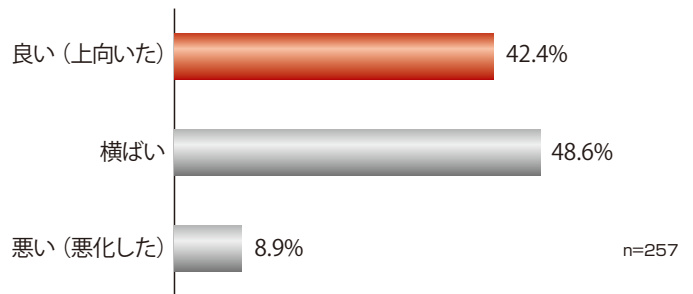
図表 4-1 回答企業の親会社本国・地域

国・地域	企業数	国・地域	企業数
米国	58	UAE	1
ドイツ	47	アゼルバイジャン	1
中国	28	イスラエル	1
韓国	25	カタール	1
フランス	18	コロンビア	1
英国	16	タイ	1
台湾	11	デンマーク	1
オーストラリア	8	ノルウェー	1
オランダ	5	バミューダ	1
カナダ	5	フィリピン	1
香港	5	ベトナム	1
インド	3	ベルギー	1
オーストリア	3	メキシコ	1
シンガポール	3	ラトビア	1
スウェーデン	3	合計（有効回答）	260
イタリア	2		
スイス	2		
フィンランド	2		
マレーシア	2		

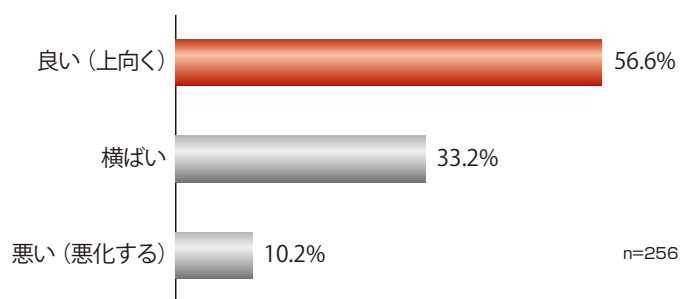
## 1. 外資系企業のビジネスはおおむね好調、先行きへの見方も前向き

今回のアンケート調査では、外資系企業の経営状況を把握するため、自社の日本での（昨年と比べた）現在の業況および今後1～2年の先行きについての見方を新たに尋ねた。現在の業況について「良い（上向いた）」と回答した外資系企業は4割超、今後1～2年の先行きについて「良い（上向く）」と回答した外資系企業は6割近くに上った。一方で、現在の業況が「悪い（悪化した）」、業況の先行きが「悪い（悪化する）」と回答した外資系企業はそれぞれ8.9%と10.2%に留まった（図表4-4、4-5）。同様に、日本経済の現状および今後1～2年の先行きに対する見方についても、それぞれ4割近くが「上向いた」、「上向く」とみており、1割前後の「悪化した」、「悪化する」に対してポジティブな見方が大幅に上回った（図表4-6、4-7）。外資系企業は、自社の日本での業況および日本経済のいずれもその先行きを総じて前向きにとらえている。

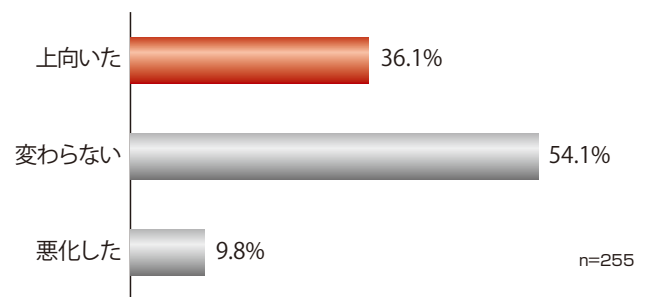
図表 4-4 昨年と比べた、現在の日本での業況



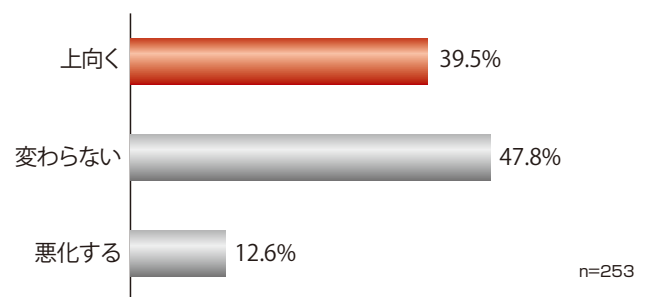
図表 4-5 日本での業況の先行き（今後1～2年）に対する見通し



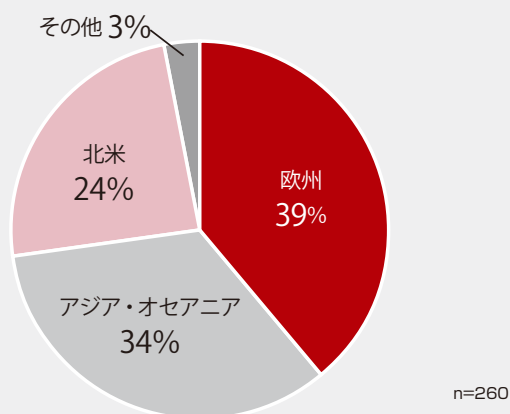
図表 4-6 過去1年と比べた、日本経済の現状に対する見方



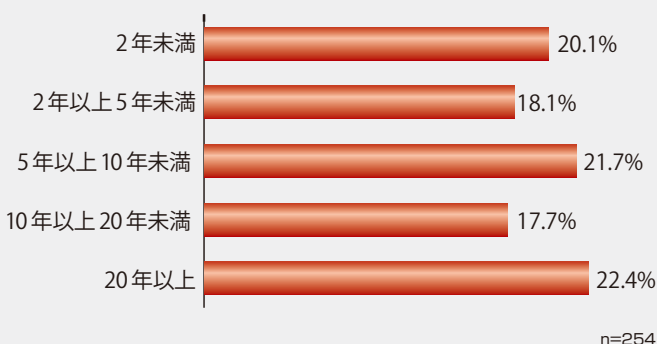
図表 4-7 日本経済の先行き（今後1～2年）に対する見方



図表 4-2 回答企業の親会社本国・地域（地域別）



図表 4-3 回答企業の日本進出後の経過年数



## 2. 日本のビジネス環境は改善の方向

また、過去1～2年と比較した日本のビジネス環境の「変化」についての見方を明らかにするべく、7項目（「外国人にとっての生活のしやすさ」、「外資に対する日本企業・社会の閉鎖性」、「外国語でのコミュニケーションのしやすさ」、「日本のビジネス環境の特殊性」、「ビジネスパートナー発掘のしやすさ」、「人材確保のしやすさ」および「ビジネスコスト」）の改善状況を尋ねた。その結果、「改善した」、「やや改善した」との回答が総じて「悪化した」、「やや悪化した」を上回った。外資系企業は、日本のビジネス環境が全体として改善の方向にあると評価している（図表 4-8）。他方で、「人材確保のしやすさ」と「ビジネスコスト」については、「悪化した」、「やや悪化した」との声も比較的多い。ビジネスコストが「悪化した」、「やや悪化した」と回答した企業の多くは日本で生産・製造を行っている。これらの企業は円安で原材料や部品の調達価格が上昇したことにより、ビジネスコストが悪化したとの見方になっていると推測される。

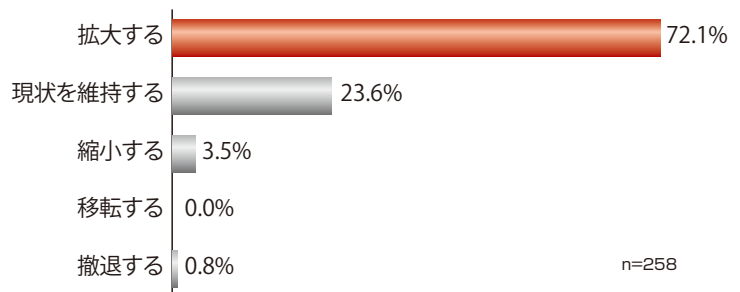
また、政府の取り組みによる過去1～2年のビジネス環境の改善に対しては、「とてもよくなっている」と「よくなっている」の合計は2割であった。改善を実感している企業からは、特に効果

が上がっている政府の取り組みとして「外国人にとっての生活のしやすさ」（35.4%）、「入国管理制度の改革・運用の改善」（27.1%）を評価する声が多くみられた。

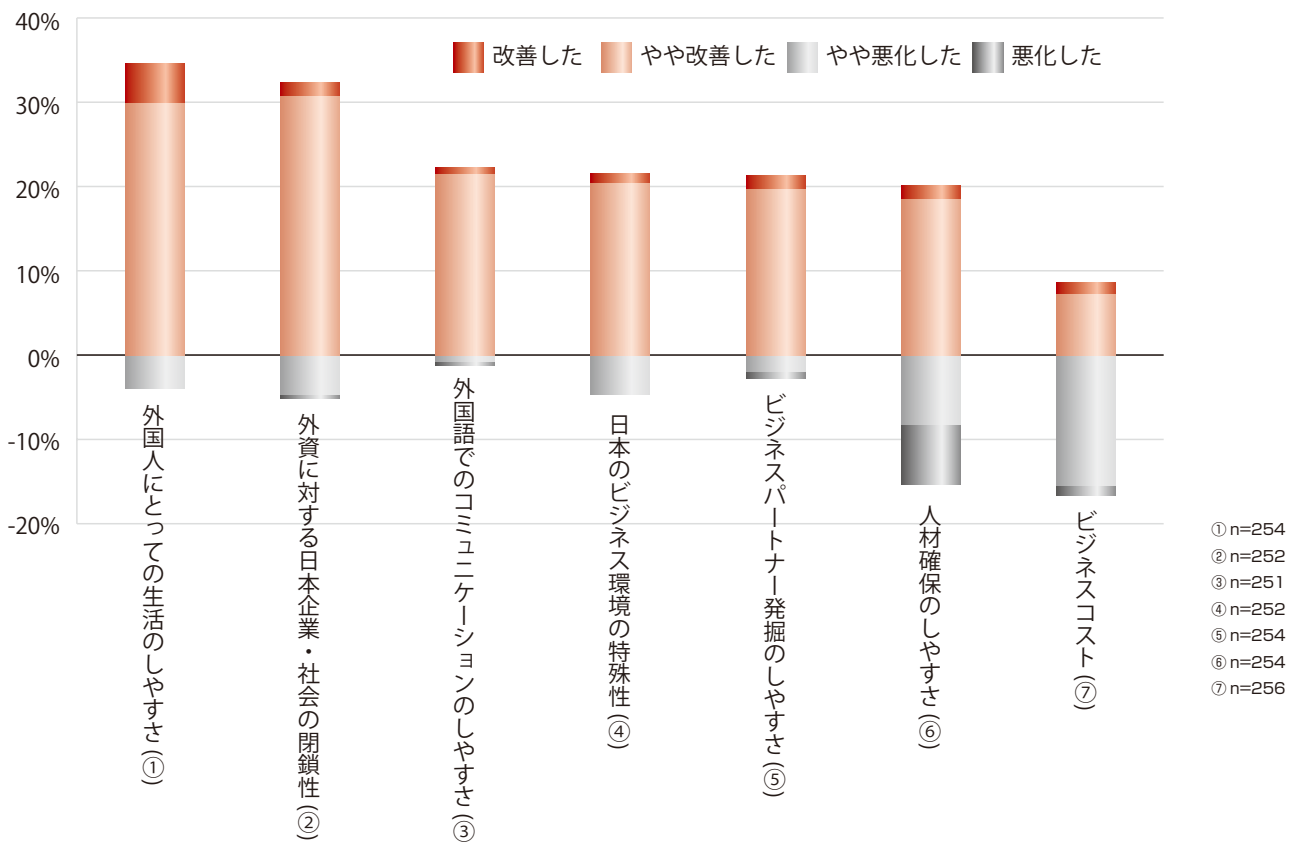
## 3. 7割の外資系企業が事業・雇用拡大を計画

今後5年以内の投資計画については、「拡大を図る」と回答した企業が7割を超えた一方で、「縮小する」と回答した企業は3.5%、「撤退する」はわずか0.8%に留まった（図表 4-9）。「拡大を図る」が過去2年に比べ5ポイント程度下がったものの、依然7割を超え、ビジネスの好調さ、旺盛な投資意欲が裏付けられた。

図表 4-9 今後5年以内の投資計画



図表 4-8 日本のビジネス環境～過去1～2年と比較した変化



〔注〕「改善した」、「やや改善した」と回答した企業の比率をプラスに、「やや悪化した」、「悪化した」と回答した企業の比率はマイナスで示している。「変わらない」と回答した比率は図表からは省略。

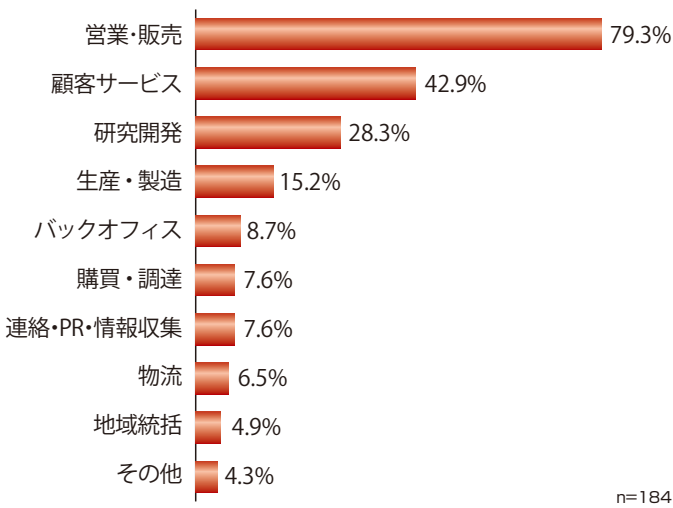
拡大を図る機能としては、「営業・販売」が約8割、「顧客サービス」が約4割と多数を占めたが、「研究開発」との回答も3割近くあり、前回のアンケート調査から6ポイントあまり増加した（図表4-10）。日本は研究・技術開発力や知的財産保護の確実性などから、近年、「製品開発」、「研究開発」拠点の立地先としての評価が高まっており、そうしたことも関係していると思われる。

今後日本でビジネスを拡大すると回答した企業に具体的な計画と理由を尋ねたところ、投資拡大に向けた意欲的なコメントが多くあがった。なお、投資拡大の目的は、概ね①拠点の集約・拡大、②東京圏以外での商圏の獲得、③機能の拡充の3つに分類できる。

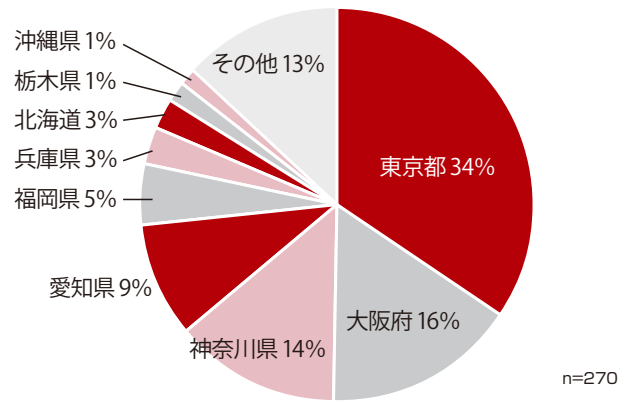
一般に、外資系企業が日本国内で追加投資・投資拡大する際、立地選びにあたっては、「顧客との距離」や「インフラの充実」、

「マーケット規模（市場性）」、「コスト（人件費、土地代）」、「日本国内他拠点との位置関係」などのポイントが重視されることが多い。今回のアンケート調査において、投資拡大の際の具体的な立地（都道府県名）およびその機能について尋ねたところ、立地先としては東京都、大阪府、神奈川県、愛知県など大きな商圏を持つ大都市が上位に入った。また、投資を拡大する際の機能としては、「営業・販売」、「顧客サービス」が各都道府県で上位にあげられた点はおおむね共通していた。他方、神奈川県と兵庫県で「研究開発」、愛知県と沖縄県では「生産・製造」、福岡県では「物流」の機能がそれぞれ上位にあげられるなど、追加投資する機能に地域によって一定の特徴がみられた。国内各地域の強みを生かした拠点立地の可能性がうかがえる（図表4-11、4-12）。

図表 4-10 拡大を図る機能（複数回答）



図表 4-11 投資拡大する際の立地（上位2つまで選択）

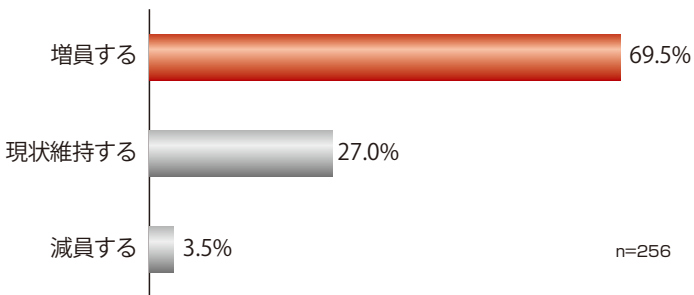


図表 4-12 投資拡大する際の立地および機能（上位2つまで選択）

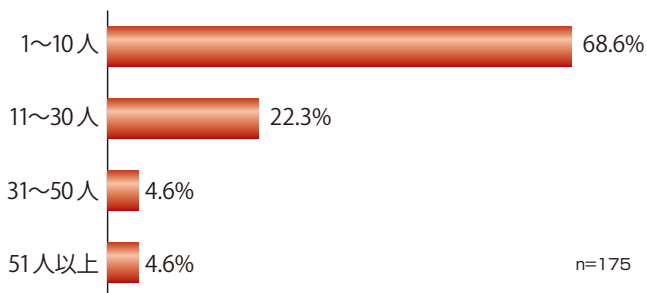
順位	都道府県	件数	機能1位	機能2位	機能3位
1	東京都	93	営業・販売	顧客サービス	生産・製造、研究開発
2	大阪府	43	営業・販売	顧客サービス	生産・製造、研究開発
3	神奈川県	37	営業・販売	顧客サービス	研究開発
4	愛知県	25	営業・販売	顧客サービス	生産・製造
5	福岡県	14	営業・販売	顧客サービス	物流
6	兵庫県	8	営業・販売	研究開発	生産・製造
7	北海道	7	営業・販売	顧客サービス	その他
8	栃木県	4	生産・製造、研究開発	—	—
8	沖縄県	4	生産・製造	営業・販売、顧客サービス	—
	その他	35			

また、雇用については、今後5年以内の見込みとして「増員する」と回答した企業が約7割に上った一方、「減員する」との回答は3.5%のみであった（図表4-13）。なお、増員予定数は「1～10人」が最多となった（図表4-14）。

図表4-13 今後5年以内の日本拠点での雇用見込み

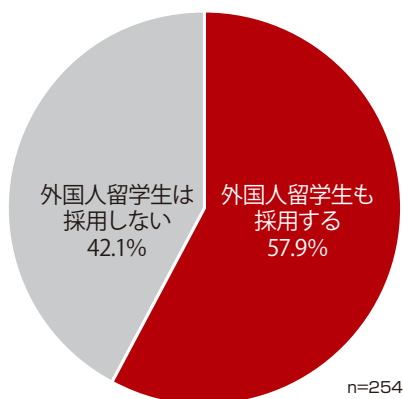


図表4-14 増員予定数

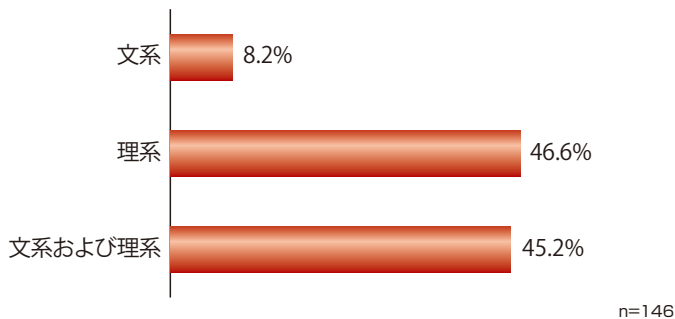


前回のアンケート調査で「人材確保の難しさ」が外資系企業にとっての最大の課題に浮上したことや、日本での就職を希望する外国人留学生の就職率を高めることが政策課題となっていることを踏まえ、今回の調査では新たに「外国人留学生が雇用の対象になるか」について尋ねた。この結果、約6割の企業が「外国人留学生も採用する」と回答し、採用に積極的な姿勢をみせた（図表4-15）。前述のとおり、研究開発機能の拡大を指向する外資系企業も増加するなか、技術者の不足感（後述）とも相まって、理系の外国人留学生に対する関心の高さがうかがえる（図表4-16）。

図表4-15 外国人留学生は採用対象になるか



図表4-16 採用する留学生は文系・理系のどちらか



#### 4. 外資系企業の強みと生産性向上への取り組み

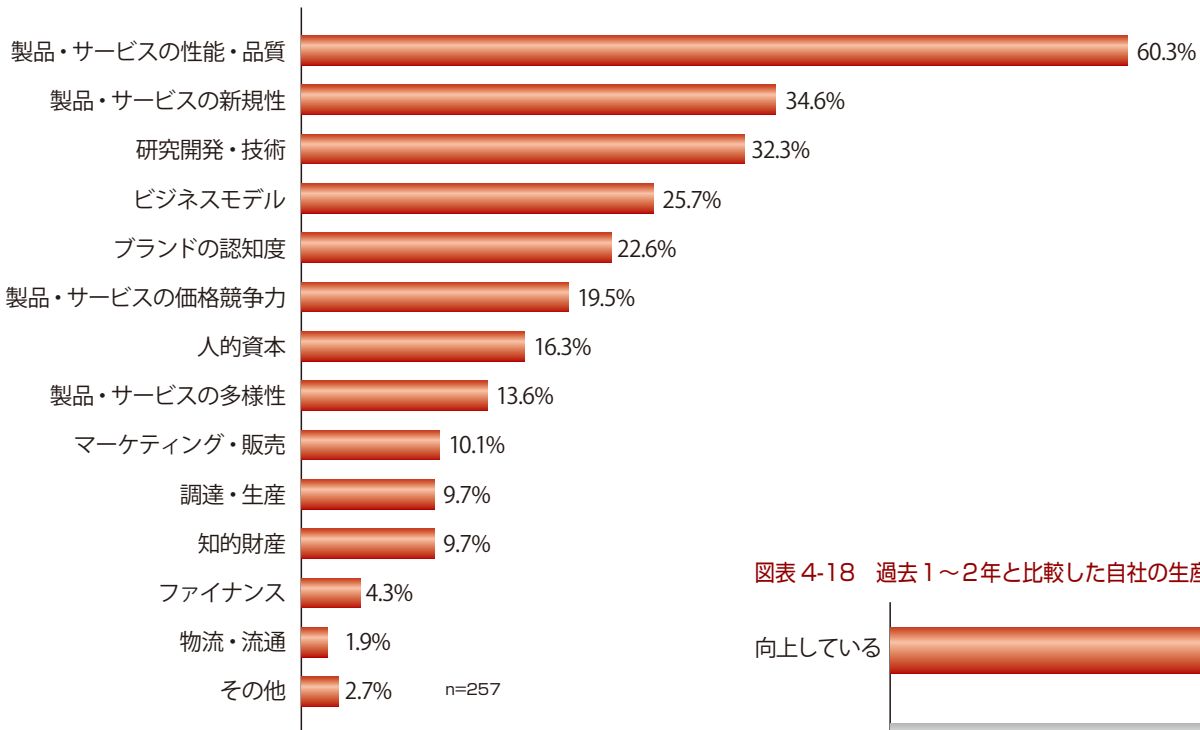
上述のとおり、外資系企業の多くは、日本でのビジネスが好調であるものと見受けられるが、その理由の一端を明らかにすべく、今回のアンケート調査では、「日本でビジネス展開する上での自社の強み」と「生産性の向上」についてそれぞれ尋ねた。この結果、日本でビジネスを展開する上での自社の強みとして、6割以上の企業が「製品・サービスの性能・品質」をあげ、「製品・サービスの新規性」（34.6%）、「研究開発・技術」（32.3%）が続いた（図表4-17）。製品・サービスそれ自体の質的な優位性と関係が深い選択肢が上位となる一方、ビジネスモデルを始めとする経営手法に関係した回答は限定的であった。外資系企業は洗練された巨大市場である日本において、自社製品・サービスの優れた「性能・品質」や「新規性」を武器に日本市場に参入し、好調なビジネスを展開している様子がみえてくる。

また、生産性の向上については、欧米系の企業を中心に、4割を超える企業が過去1～2年と比較して自社の生産性が「向上している」と回答した（図表4-18）。当該企業に対し、生産性向上のために実施している具体的な取り組みをさらに尋ねたところ、「人材育成・スキルアップ」（50.5%）に加え、3割近くの企業が「多様な働き方の導入（在宅勤務、テレワーク、フレックス、短時間制など）」をあげた。また、「ダイバーシティ・女性活躍推進（多様な採用、女性管理職登用など）」（22.9%）、「労働時間の短縮（ノー残業デー、朝方勤務、深夜残業禁止など）」（12.8%）といった取り組みにより生産性を向上させている企業が一定数に上ることが明らかになった（図表4-19）。

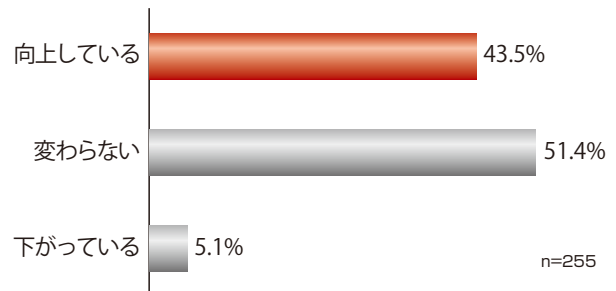
これまで多くの研究などにより、外資系企業の生産性は日本企業よりも高いことが指摘されてきているが、外資系企業の生産性向上への取り組みは「働き方改革」や「女性活躍推進」を推し進める日本企業に対しても一定の示唆を与えるものと考えられる。



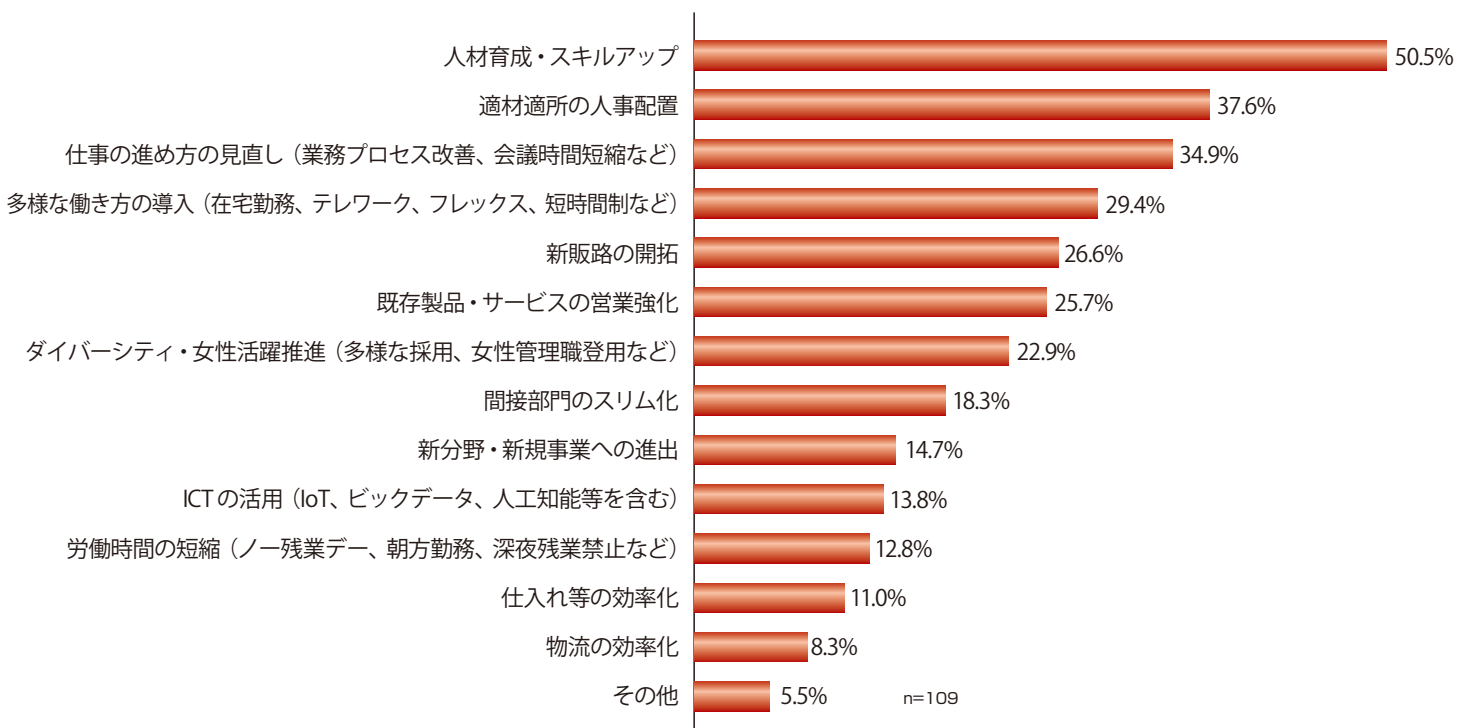
図表 4-17 日本でビジネス展開する上での自社の強み（複数回答）



図表 4-18 過去1～2年と比較した自社の生産性



図表 4-19 生産性向上のために実施している具体的な取り組み（複数回答）



## 5. 魅力の1位は「日本市場」、 2位は「国家・社会の安定性」

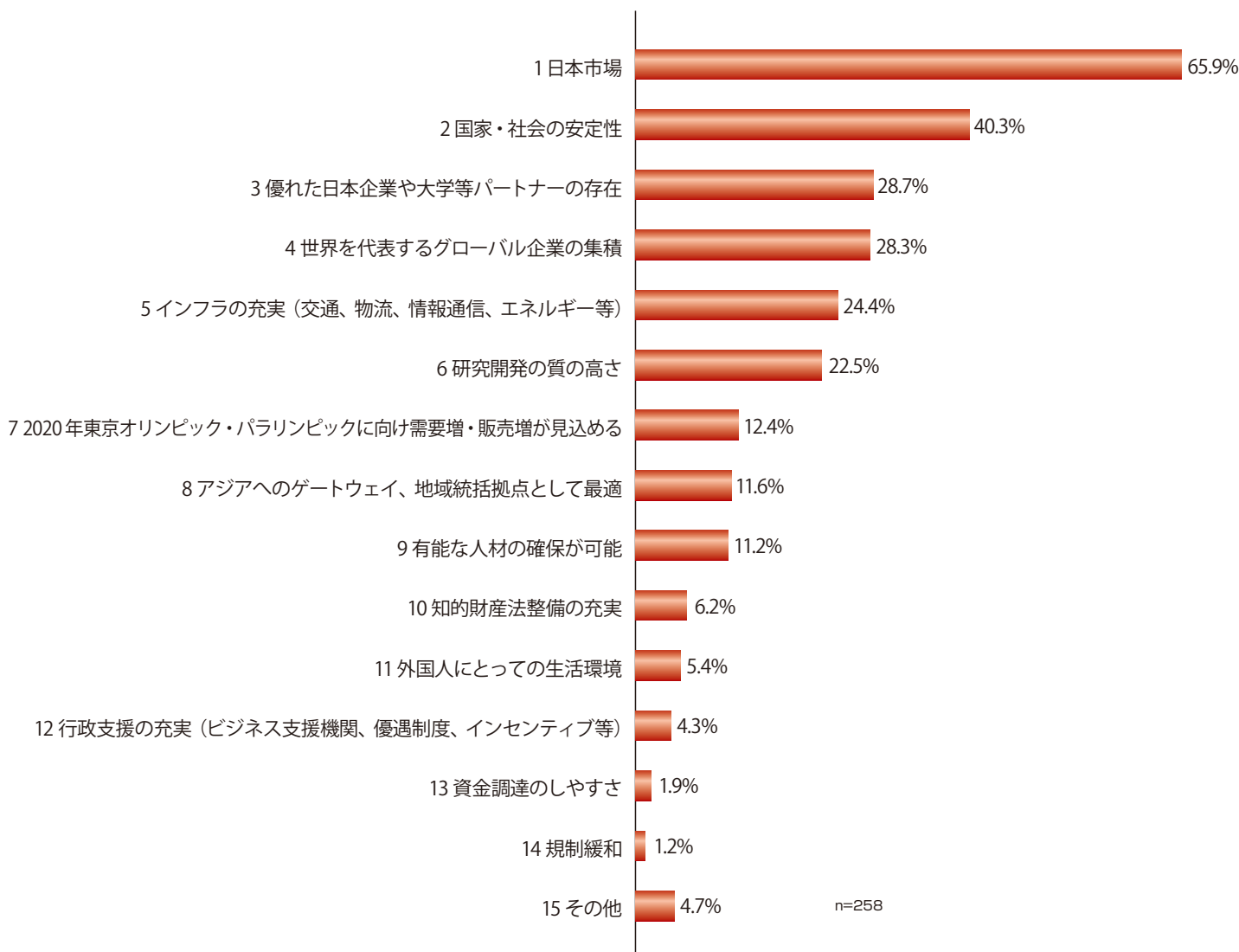
日本でビジネス展開する上での魅力については、65.9%の企業が「日本市場」をあげ、次いで「国家・社会の安定性」(40.3%)、「優れた日本企業や大学等パートナーの存在」(28.7%)、「世界を代表するグローバル企業の集積」(28.3%)と続いた(図表 4-20)。「日本市場」は過去2回のアンケート調査に続く圧倒的な1位で、外資系企業は日本の市場規模や消費者の購買力の高さを評価しているものとみられる。また、2位にランクインした「国家・社会の安定性」は、今回新たに加えた選択肢であるが、昨今の英国のEU離脱をめぐる動きや米新政権の動向など、欧米において政治経済状況の不透明感が広がっていることへの対照として、日本の安定性が再評価されているとみられることもできる。

また、日本企業が有する高い研究開発力などのリソースを活用し、日本企業と協業する外資系企業の事例が多いことから、優れた日本企業や大学などのパートナーの存在も、外資系企業にとって大きな魅力として映っているようである。

## 6. 日本でビジネスを展開する上での 阻害要因と改善要望

日本でビジネスを展開する上での阻害要因については、かねてから「人材確保の難しさ」や「行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さ」などを指摘する声が多く聞かれてきたが、今回も同様の傾向が見られた。こうした中、例えば人材確保に関しては、労働需給の逼迫を受け、外資系企業でも人手不足感が広がっている。今回のアンケート調査では、外資系企業が人材確保について特に困難と感じている

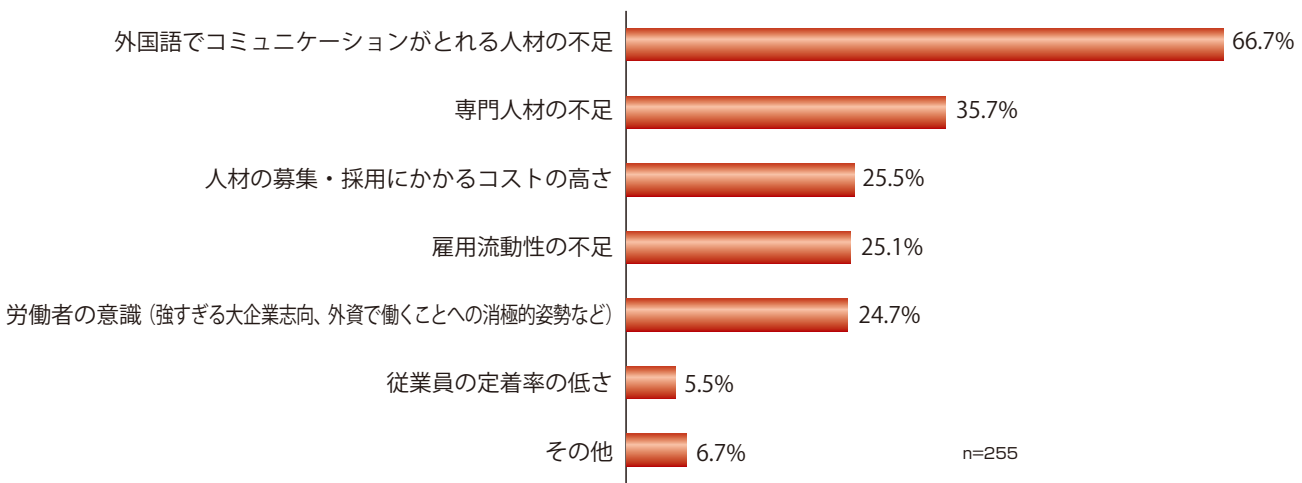
図表 4-20 日本でビジネス展開する上での魅力 (上位3つまで選択)



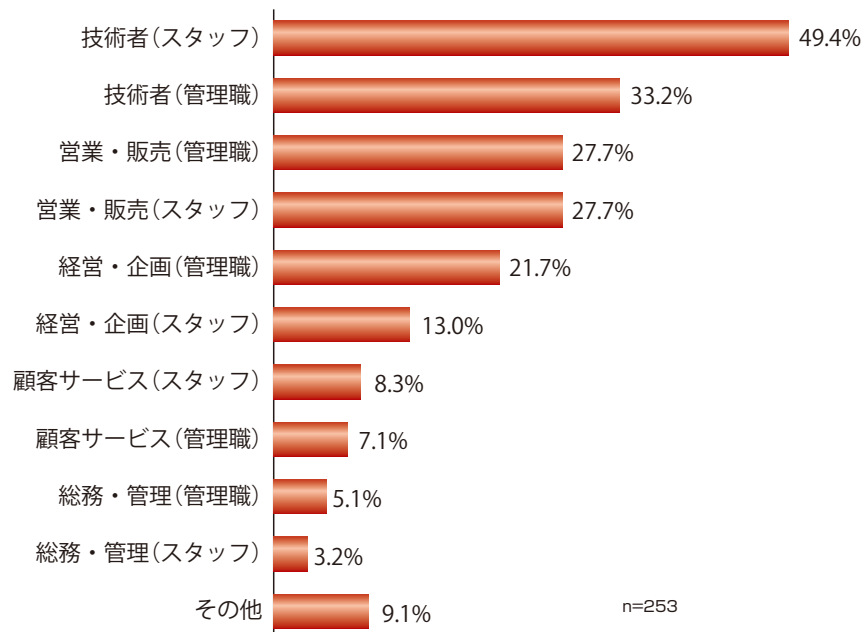
こととして、「外国語でコミュニケーションのとれる人材の不足」が圧倒的多数の66.7%となり、次いで「専門人材の不足」(35.7%)、「人材の募集・採用にかかるコストの高さ」(25.5%)が続いた(図表4-21)。また、特に人材確保が困難な職種としては、「技術者(スタッフ)」(49.4%)が最多で、「技術者(管理職)」(33.2%)、「営業・販売(管理職)」(27.7%)、「営業・販売(スタッフ)」(27.7%)が続いた。外資系企業は、職位にかかわらず、技術者の確保に困難

を感じている(図表4-22)。以上をまとめると、外資系企業が「英語でコミュニケーションがとれる、専門人材として通用する技術者」の確保に苦心している様子が読み取れる。なお、技術者が不足していると回答した企業の業種をみると、製造業では、「自動車部品」、「電子部品・デバイスメーカー」が多く、非製造業では「情報・ソフトウェア」などが目立つ。

図表 4-21 人材確保に関して、特に困難と感じているもの(上位2つまで選択)



図表 4-22 人材確保に関して、特に確保が困難な職種(複数回答)

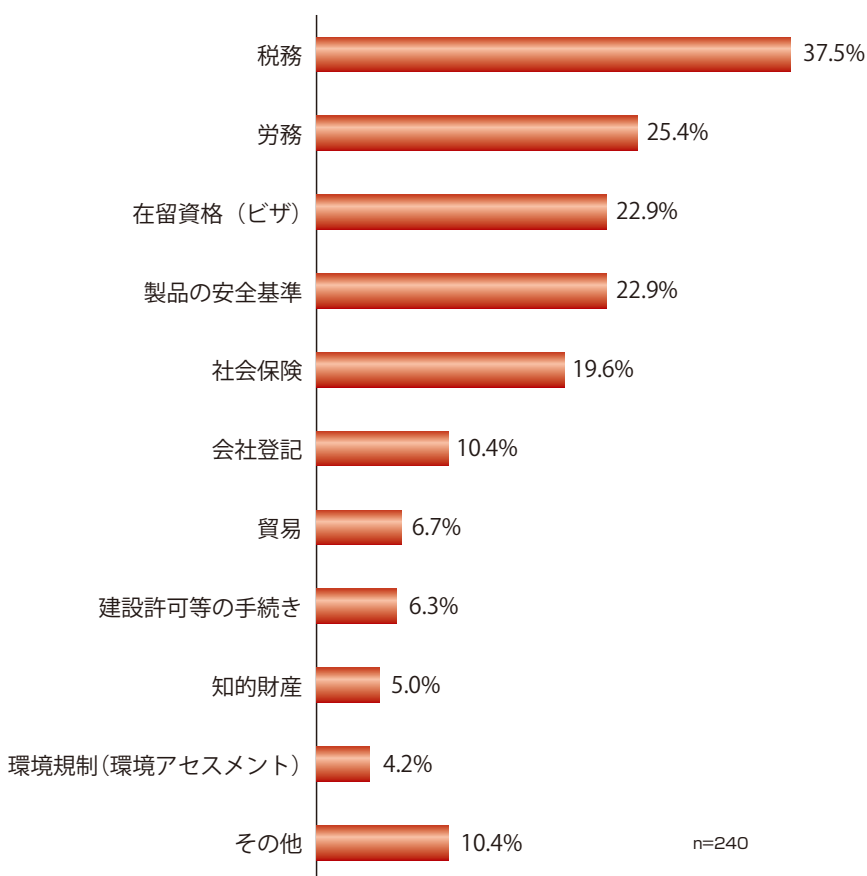


また、「行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さ」について、「特に改善が必要と感じる手続・制度」を尋ねたところ、「税務」(37.5%)をあげた企業が最も多く、次いで「労務」(25.4%)、「在留資格(ビザ)」(22.9%)、「製品の安全基準」(22.9%)が上位にあがった(図表 4-23)。また、「具体的に改善が必要なこと」としては、最多の36.3%が「行政手続の複雑さ(手続や窓口が多い、分かりにくい)」と回答し、「規制・許認可制度の国際的不調和」(32.9%)が続いた(図表 4-24)。「規制緩和は進んでいるが、税制に関してはまだまだ諸外国と比べて高い感じを持っている」、「手続にかかわる書類などの多言語化が不十分」、「『前例がない』という理由で調査、検討すらされず門前払いされることがある」といったコメントもみられた。なお、このように日本の行政手続・許認可制度の厳しさ・複雑さが阻害要因として指摘される背景には、2000年代に欧米諸国では「行政手続コスト」や「書類作成負担」の削減を相当程度行ったこととの比較などがある可能性も考えられる。

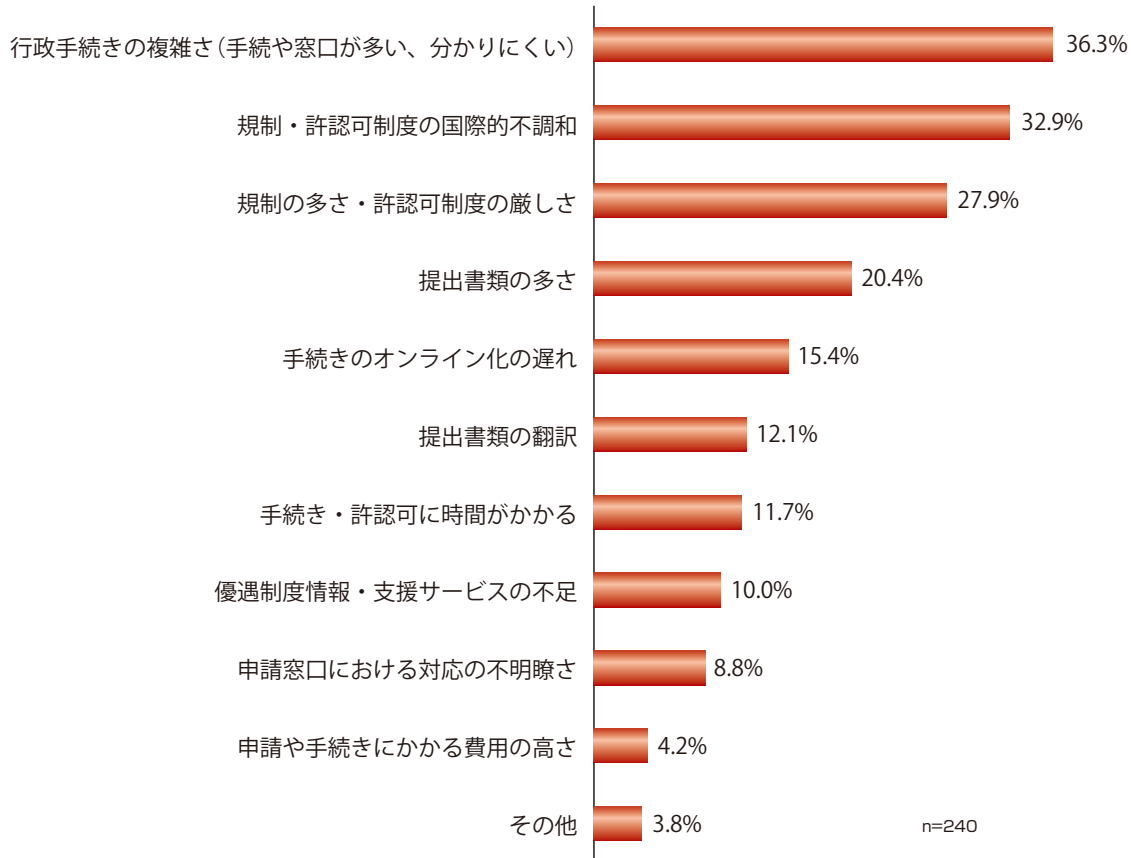
また、「外国語によるコミュニケーションの難しさ」に関して「特に困難を感じていること」として、「取引先における多言語人材の不足」(39.8%)、「契約書などのビジネス文書が英語化されていない」(38.6%)、「社内での多言語人材の不足」(32.3%)といった声が多かった(図表 4-25)。

このほかの日本のビジネス環境に対する声として、「紙ベースの資料が多く必要とされ、オンライン対応が難しい」、「オーバースペックな品質意識と管理」、「商社が多すぎて、対メーカー同士で仕事ができず、転売商社によりコスト・時間的に無駄が発生している」といったコメントもみられた。

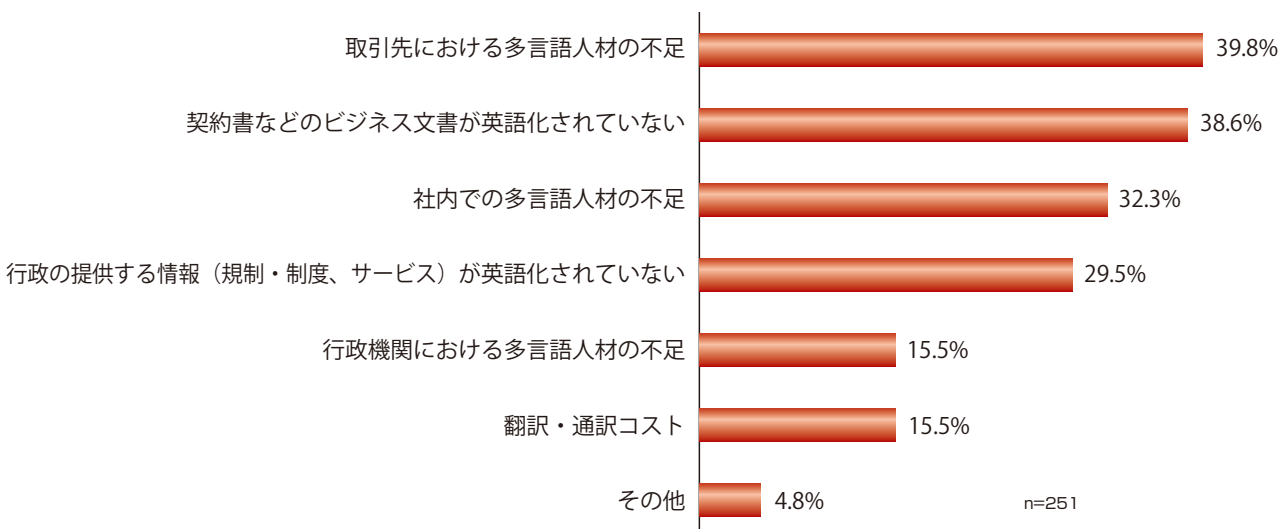
図表 4-23 行政手続・許認可制度に関して、特に改善が必要と感じる手続・制度(上位2つまで選択)



図表 4-24 行政手続き・許認可制度に関して、具体的に改善が必要なこと（上位2つまで選択）



図表 4-25 ビジネスにおける外国語でのコミュニケーションに関して、特に困難と感じていること（上位2つまで選択）

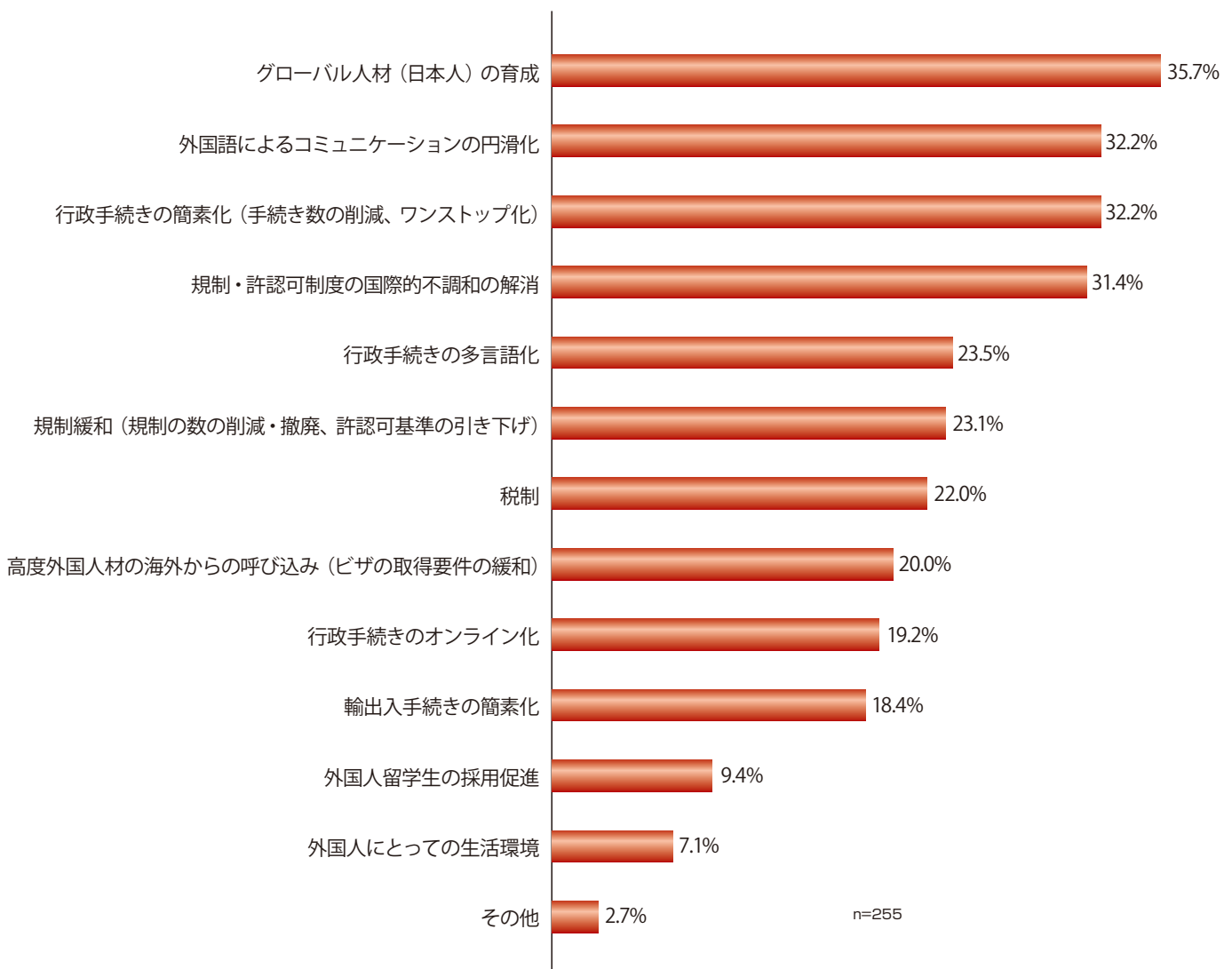


こうした声は、「日本政府や産業界に緩和や改善を望む規制・要望」とも関係する。アンケート調査への回答では、「グローバル人材（日本人）の育成」（35.7%）が最多で、「外国語によるコミュニケーションの円滑化」（32.2%）、「行政手続きの簡素化（手続き数の削減、ワンストップ化）」（32.2%）、「規制・許認可制度の国際的不調和の解消」（31.4%）が続いた（図表 4-26）。「グローバル人材（日本人）の育成」に関する自由記述形式の回答としては、「海外留学をする日本人学生（高校生含む）の増加を要望」といったコメントも寄せられた。

政府は、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指して、これらの外国・外資系企業が直面する課題や改善要望に対応するべく、累

次にわたり、外国企業目線でのさまざまな施策を打ち出してきた（第2章参照）。「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（2015年3月）や「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」（2016年5月）は、その代表例といえる。また、改善を望む声が多かった「行政手続き・許認可制度の厳しさ・複雑さ」についても、その抜本的な見直しに向け、「規制・行政手続き見直しワーキング・グループ」などが、簡素化の取り組みを進めてきた。今後もこれらの取り組みを着実に進めながら、グローバル・ビジネスの場で活躍できる人材を育成していくことが重要な課題である。

図表 4-26 日本政府や産業界に緩和や改善を望む規制・要望（複数回答）



## 日本の生産性向上に向けて

## column

2017年5月に発表されたOECDのデータによると、日本の労働生産性（就業1時間あたりのGDP）は45.5米ドルで加盟35カ国中の20位に位置し、OECD平均（51米ドル）をやや下回る。

これに対して欧米諸国の労働生産性は概して高く（図表4-27）、ジェットロが実施した外資系企業へのアンケート調査でも、自社の生産性が向上したと回答した企業は欧米系の企業を中心に4割を超えた。

現在、日本では「生産性向上」が重要なテーマとして注目されるようになり、働き方改革に加え、AIやロボットなどの技術を活用する試みも始まりつつある。長時間労働の是正など、日本の生産性向上に向けた意識も徐々に高まってきている中、外資系企業のワークスタイルや生産性向上のためのさまざまな取り組みは、日本企業にも一定の示唆を与えられられる。対日投資の促進は、海外の優れた技術・人材・ノウハウ・ビジネスモデル等の普及とともに、生産性向上を通じて日本経済のさらなる活性化につながる可能性がある。

図表 4-27 OECD 加盟諸国の労働生産性（2015年）

(単位：米ドル、名目購買力平価 (PPP) 換算)

順位	国	時間あたり GDP	順位	国	時間あたり GDP
1	ルクセンブルク	96.4	19	アイスランド	45.7
2	アイルランド	91.8	20	日本	45.5
3	ノルウェー	82.3	21	ニュージーランド	42.2
4	ベルギー	72.1	22	スロベニア	41.5
5	デンマーク	69.7	23	イスラエル	41.1
6	米国	68.3	24	スロバキア	40.8
7	オランダ	67.6	25	チェコ	39.1
8	ドイツ	66.6	26	トルコ	38.6
9	フランス	66.3	27	ポルトガル	36.0
10	スイス	65.6	28	ギリシャ	34.9
11	オーストリア	61.8	29	ハンガリー	34.6
12	スウェーデン	60.5	30	エストニア	33.0
13	フィンランド	56.5	31	韓国	31.9
14	オーストラリア	54.5	32	ポーランド	31.2
15	イタリア	53.6	33	ラトビア	29.1
16	英国	52.5	34	チリ	26.2
17	スペイン	51.3	35	メキシコ	20.2
18	カナダ	50.8			

(出所)「OECD Productivity Statistics Database」(OECD)

# V 地方経済活性化に外資の力を

## ～地域の特色を活かし、外資系企業誘致を目指す

外資系企業のビジネスの場は、今や東京に限らない。製造業では、地方での自動車分野への投資が目立つ。米ULが愛知県で自動車産業向け試験所を新設したほか、米ボルグワーナー（自動車用高性能電動部品）の三重工場の追加投資や、スペインのゲスタンプ（自動車用プレス部品）の三重県進出計画が明らかになった。一方、非製造業では、観光分野を中心に外資の進出が増えている。2016年は、フィンランドのフィンエアー（福岡-ヘルシンキ線、夏期限定）や、シンガポールのスクート（新千歳-シンガポール線）が地方空港に新たに就航したほか、米高級ホテルが地方での開業計画を相次いで発表した。

経済産業省の外資系企業動向調査（2016年調査）の回答企業3,410社のうち、東京都に所在する企業は全体の67.3%（2,296社）を占め、神奈川県（336社）、大阪府（177社）、兵庫県（95社）、愛知県（73社）が続いた（図表5-1）。主要貿易港があり、古くから国際都市として発展してきた横浜市や神戸市は、外資系企業が多く立地していることで知られる。また、ジェットロが実施した外資系企業向けアンケート調査では、追加投資を検討している先として名前があがった場所のうち、東京以外の道府県が占める割合は66%であった（第4章）。外資系企業の目が地方に向いていることがうかがえる。

外資系企業を地方に誘致することは、雇用創出や最先端の技術・革新的経営ノウハウの導入などを通じた地方創生への貢献につながる。ジェットロは、これを念頭に、自治体向けに外国企業誘致研修事業や、自治体の外国企業誘致戦略策定に関するアドバイスを行うなど、外国企業誘致に積極的な自治体と連携した活動に取り組んでいる（第6章）。地方自治体においても、地域経済再生の

図表 5-1 外資系企業数上位 10 道府県

順位	都道府県	製造業 (社)	非製造業 (社)	全産業 (社)	構成比 (%)
1	東京都	256	2,040	2,296	67.3%
2	神奈川県	102	234	336	9.9%
3	大阪府	33	144	177	5.2%
4	兵庫県	31	64	95	2.8%
5	愛知県	22	51	73	2.1%
6	埼玉県	31	38	69	2.0%
7	千葉県	15	49	64	1.9%
8	福岡県	5	25	30	0.9%
9	静岡県	19	7	26	0.8%
10	京都府	6	14	20	0.6%
	その他	109	115	224	6.6%
	合計	629	2,781	3,410	100.0%

〔出所〕「第50回 平成28年外資系企業動向調査」（経済産業省）より作成

一方策としてジェットロと協力すると同時に、独自に外国・外資系企業の誘致に積極的に取り組む動きが出てきている。いずれの自治体も、地域の特色・産業・立地・課題を踏まえ、外資を柔軟に受け入れることで、地域の活性化を目指す。本章では、自治体による特徴的な外資誘致の取り組みと、同地域に進出した外資系企業の実例を紹介する。



## 1. 福島県： 医療機器産業の集積地、 地元企業のビジネス拡大を目指す

東京から北に約200km、新幹線で1時間半の距離にある福島県。2011年3月の震災後、全力で復興に努めている。同県は日本で有数の医療機器産業の集積地である。医療機器の年間受託生産額(471億円、2015年)、医療用機械器具の部品等の年間生産額(177億円、2014年)とも、全国1位を誇る。県内には内視鏡の世界最大手オリンパスの開発・生産拠点が立地しているほか、外資ではジョンソン・エンド・ジョンソン(米国)、ベクトン・ディッキンソン(同)、ノボノルディスクファーマ(デンマーク)などが生産拠点を設けている。

福島県は約10年前から地元の部品メーカーに医療機器分野への参入を促し、産業集積を図ってきた。震災後は、国からの復興補助金を活用し、研究開発補助を強化するとともに、県内企業の海外展開支援や外資誘致にも取り組んでいる。

2011年以降、県の復興に資するべく、医療機器産業で強みを持つドイツとの交流に注力している。同年11月、ジェットロも協力しドイツの医療機器見本市MEDICA/COMPAMEDに福島ブースを出展。その後、ノルトライン・ヴェストファーレン(NRW)州経済大臣と福島県知事・副知事が相互に訪問し、県の見本市にあわせてNRW州の企業を招聘するなどの活動を行った。2014年9月、両自治体は医療機器の事業化・販路拡大に関する連携強化の覚書を締結した。さらに、外資系企業の立地を促すため、県は2015年度から投資支援補助金制度を開始した。「外国の企業が県に進出すれば、地元のサプライヤー企業にとって、刺激にもビジネスチャンスにもなる」と県の担当者は期待を込める。2017年8月、NRW州との覚書を更新し、11月にはMEDICA/COMPAMEDに7回目となる出展を果たす。現地では、県内サプライヤーの技術力をアピールするとともに、誘致の候補企業を発掘し、進出を呼び込む。

「外資系進出企業投資支援事業補助金」は、初めて福島県に進出する外資の拠点設立をサポートする。復興の柱として県が定める、①医療、②再生可能エネルギー、③ロボットの3分野が対象で、製造、研究開発、販売、調査のいずれかの機能で県内に拠点を設ける場合、オフィス賃料や光熱費、登記にかかる経費、人件費、コンサルタント委託料、ほか必要と認められる経費などの3/4、年度あたり最大2,800万円まで(2017年度は最大1,000万円まで)補助する。これまでに、オットス・ジャパン(イタリア、ベッドパンウォッシャー等の開発)、日本全微精密(台湾、体内固定インプラントシステム等の開発)、OWSジャパン(ベルギー、バイオマス発酵によるガスプラントの製造販売)、ベリー・ラッキー・ジャパン(香港、家庭用コミュニケーションロボットの日本モデルの開発)の4社が同制度を利用している。

## 進出事例：オットス・ジャパン

オットス(イタリア)は、福島県の外資系進出企業投資支援事業補助金を活用して郡山市に進出した。本社はペローナにあり、従業員数約40名の家族企業である。ベッドパンウォッシャー(病棟用汚物容器の洗浄機)や手術器具用洗浄機の製造・販売を手掛ける。これまではイタリアから輸出した洗浄機を国内で販売していたが、製品が普及するのに伴い価格競争が起きていることから、2016年、日本のパートナー企業と合弁でオットス・ジャパンを設立した。同社の狙いは、デザイン性などイタリアの持つ強みと、日本製品が持つ「品質の高さ」を合わせ、日本の医療機関に適したベッドパンウォッシャーを日本で開発・製造すること。将来は、日本から新興市場のアジアへ輸出する計画である。進出先として福島県を選んだ理由は、①パートナー企業が郡山市に拠点を持っていること、②関連部品のサプライヤーが集積していること、③外資系企業向け投資支援補助金が充実していること、などである。

現在は、協力企業とともに試作機を製作している。拠点設立にかかる登記の経費、オフィス賃料、市場調査の経費など、幅広く補助金を活用している。今後、試作機を完成させ、県が運営する「ふくしま医療機器開発支援センター」で評価を行う予定である。評価後に改良を加え、製品化の準備が整えば、福島県で生産を開始する。



オットスのベッドパンウォッシャー(提供:オットス・ジャパン)

## 2. グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI) : 日本随一の製造業集積地・中部で、 産官学が共同で外資を誘致

世界のトップ自動車メーカー、トヨタやホンダ（鈴鹿製作所）が立地し、関連サプライヤーが厚い層をなす中部。国産初となるジェット旅客機・三菱リージョナルジェット（MRJ）の開発拠点があり、航空機産業も拡大が見込まれる。この地域で外資誘致に取り組むのが、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）協議会である。2006年2月に発足し、名古屋を中心に半径100km圏内に位置する自治体（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市など）、国の機関（中部経済産業局、ジェトロ名古屋）、産業界（中部経済連合会、名古屋商工会議所、地方銀行など）、大学・研究機関などが参画する。海外の資本、技術、経営ノウハウ、優秀な人材を呼び込み、地域の国際競争力を高めていくことを目指している。

GNI協議会がターゲットとする分野は、自動車、航空宇宙、精密機械など域内産業に関連するものが主だが、地域の国際化・経済活性化に貢献する企業であれば、分野を問わない。協議会の主な活動は、①外資系企業の拠点立ち上げ費用の補助（投資規模により上限20万～50万円）、②海外でのプロモーション活動、③進出した外資系企業の定着支援である。2016年度は、オーストリアのフロニウス（太陽エネルギー、バッテリー充電システムの電子製品等の輸出入・製造販売）や、英GRMコンサルティング（エンジニアリング・コンサルティング）など、6社が同補助を利用して進出した。

プロモーション活動では、パリとロンドンで開催される国際航空ショーにあわせて、地域の企業とともに現地に赴き、ジェトロと共催でGNI誘致セミナーを開催している。2016年は三菱航空機と多摩川精機、2017年はフランス企業と合併を組んだ山一ハガネがプレゼンテーションを行い、中部の技術力をアピールした。セミナー後は交流会を開催し、現地企業とネットワーキングを行っている。

定着支援では、定期的に外資系企業を訪問し相談に応じているほか、日本企業とのマッチング支援も行っている。協議会の活動を通じて、2016年度末までにグレーター・ナゴヤ地域に進出した外資は129社にのぼる。

独ベッコフオートメーションが開発したネットワーク規格のトヨタの工場への導入が決まったように、中部の製造業は外資にとって大きなマーケットである。加えて、会員制御売スーパーのコストコ（米国）や、テーマパークのレゴランド（英国）など、消費市場を狙った進出も勢いがある。

## 進出事例：UL Japan

2017年6月、第三者安全科学機関の世界大手・米ULの日本法人、UL Japanが、愛知県みよし市に「オートモーティブ テクノロジー センター」(ATC) をオープンした。ULは世界44カ国、170カ所以上に拠点を持つ。日本への進出は2003年。三重県（伊勢市）と東京に本社、三重県、千葉県（香取市）、神奈川県（平塚市）に試験所がある。グローバル・ネットワークを活用し、北米のULマークやFCCのみならず、日本の電気用品安全法に基づく安全・EMC（電磁環境両立性）認証のSマーク、欧州のCEマーク、中国市場向け製品に必要な認証マークの適合性評価サービスも行う。



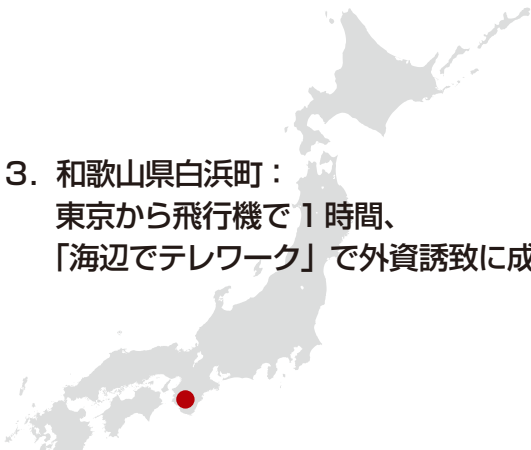
ATCはUL Japanとして初の自動車産業に特化した試験所で、車載用電子機器のEMC試験や、電気・無線・環境・スマートフォンとの相互接続性試験などを行う。施設は延べ床面積約1,900㎡、大電流機器の試験に必要な高圧電源をそろえ、最新の設備・機器を導入している。自動車を輸出する際、車に搭載される電子機器も輸入国側の安全基準を満たさなければならず、自動車メーカーだけでなく、部品やモジュール機器メーカーも試験や認証取得が必要となる。これまで自動車関連向けEMC/無線試験は神奈川と三重で対応していたが、需要増から既存の試験所ではカバーしきれなくなっていた。今後、自動運転、コネクティッド・カー、車車間・路車間通信等の技術開発が進めば、車載機器の高度かつ複雑な試験のニーズがさらに高まると睨む。

みよし市への立地の決め手は、①豊田市と名古屋市の間に位置し、自動車産業の集積地であること、②顧客との距離、③優秀な人材の獲得が期待できること。同社は、「ATCはULにとって大きな投資であり、中部に腰を据えて日本のお客様に貢献していくという、決意のシンボルでもある」と語る。



オートモーティブ テクノロジー センター (ATC) (提供：UL Japan)

### 3. 和歌山県白浜町： 東京から飛行機で1時間、 「海辺でテレワーク」で外資誘致に成功



白い砂のビーチ・白良浜が有名な和歌山県白浜町。2015年10月、このリゾート地に米国の大手IT企業が進出し、話題となった。当時、同社がテレワーク拠点の設置場所を探しているとの情報をキャッチした和歌山県と白浜町は、連携して誘致活動を行った。視察時には、物件の紹介だけでなく、町の観光スポットや地元の人気店なども案内し、豊かな自然や生活環境の良さをアピールした。進出後も企業が地域に馴染めるよう、配慮を続けている。

白浜町は2014年ころから、ターゲットをIT企業に絞り、テレワーク拠点の誘致を進めている。町の強みは、①情報通信研究機構(NICT)が開発し、実証実験として導入した「耐災害ワイヤレスメッシュネットワーク」を災害時のみならず平時にも利用できること、②羽田-南紀白浜間に1日3便のフライト(飛行時間1時間)があり、かつ南紀白浜空港から町内まで車で5分程度と東京へのアクセスが良いこと、③和歌山県のIT企業向け奨励金が充実しており、新たにオフィスを設ける企業で新規地元雇用者3名以上の場合、通信回線使用料やオフィス賃料の半額補助、羽田~南紀白浜間の航空運賃の半額補助などのインセンティブを受けられること、などである。

熱心な誘致活動の結果、町が保有する物件で、海を目の前に見渡せる高台にある「白浜町ITビジネスオフィス」には、現在、10社のIT企業が入居し満室となっている。この誘致の実績や、進出企業と地元の交流促進活動などが認められ、2017年5月、白浜町は総務大臣表彰を受けた。今後は2カ所目となるITビジネスオフィスを建設し、2018年3月にオープン予定である。

### 進出事例：セールスフォース・ドットコム

1999年にサンフランシスコで創業した米セールスフォース・ドットコムは、クラウド型のCRM(顧客管理)を提供し、海外拠点を含む従業員数約2万5,000人の大企業である。創業の翌年に日本法人を設立した。現在は東京本社のほか、大阪と名古屋に営業オフィスがあり、福岡にも営業拠点を立ち上げた。



同社は働き方改革や生産性向上に積極的に取り組んでいる。2015年度、総務省が実施した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」へ参画し、白浜にリモートオフィスを立ち上げた。白浜を選んだ理由は、①NICTのワイヤレスメッシュネットワークにより、ネット環境が整っていること、②白浜の「リゾート感」が、社風や若手社員の勤務環境としてマッチすること、③自治体担当者が、進出後の定着支援までしっかり行う姿勢を見せていたことである。

東京で行っているインサイドセールス(内勤営業)業務を遠隔地でも行えるかどうかを検証した結果、白浜オフィスで獲得した商談件数・契約金額が東京の実績を上回る快挙となった。通勤時間が大幅に短縮され、地域貢献活動や趣味などに使える時間が増えたことで、社員一人一人の仕事へのモチベーションが高まり、生産性が伸びたと同社は分析する。

現在、白浜では最大約10名が勤務する。ほぼ全員が東京の内勤営業社員で、自らテレワークを希望し、3カ月間、生産性向上トレーニングを行っている。また、将来のIT人材育成につなげようと、子供たちに無料でプログラミングを教えているほか、ボランティアで県内の小中学校で出張授業も行っている。こうした活動は、地域における外資の貢献事例として知事に認められ、地元の人々の間で徐々に社名が知られるようになってきた。

セールスフォース・ドットコムは、今後も白浜での取り組みを通じて、豊かな地方で高い生産性を実現するワークスタイルを社内外に提案・発信していく。



白浜オフィス(提供:セールスフォース・ドットコム)

#### 4. 徳島県： 高速光ブロードバンド環境を武器に サテライトオフィスを誘致



東京から西に640km、飛行機で1時間15分、四国東部に位置する徳島県は、全国屈指の高速光ブロードバンド環境を誇る。2011年の地上デジタル放送への移行をきっかけに、ケーブルテレビを視聴できるよう、光ファイバーを県内全域に敷設している。

東日本大震災後、首都圏の企業の間でBCP（事業継続計画）が注目され、リスク分散を図る動きが出てきた。これに着目した徳島県は、「高速大容量の光ブロードバンド環境」を売りに、サテライトオフィスの誘致を開始した。県内にサテライトオフィスを新設し、常駐者を置く企業に対してインセンティブを設けている。これまでに、県内にサテライトオフィスを設置した企業は56社にのぼる（2017年10月1日現在）。

近年は、誘致のターゲットを外資系企業に広げている。2016年4月に外資系企業向けの助成制度を開始した。県内に事業所を新設し、常駐者を置く場合、オフィス賃料や通信回線料の半額を補助（上限1,000万円/年、3年間）、新規地元雇用者1人につき50万円を助成する。業種や雇用人数に要件を設けず、補助額も多く、非外資向けより手厚いインセンティブとなっている。県の担当者は、「主要産業であるLEDや医薬品分野で地元企業との共同開発など相乗効果が期待できる外資や、サテライトオフィスの開設を希望する外資にぜひ活用してもらいたい」と話す。また、2017年3月にはドイツのIT関連大型見本市・CeBITに出展し、サテライトオフィスのプロモーションを行った。

県内で特にサテライトオフィスが多く立地しているのは、神山町と美波町である。徳島市内から車で約45分の神山町は、山々に囲まれ緑があふれる。ここで、古民家を改装し、静かな環境で業務に集中する働き方が、新しいワークスタイルを求める企業の間で口コミとなり、徐々に進出数が増えていった。また、コワーキングスペース「神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックス」では、企業や個人が安価でオフィススペースや会議室を利用でき、テレワークを試すことができる。

美波町は太平洋を望む海辺の町。2017年、徳島県で初の外資系企業によるサテライトオフィス設置が決定した。この例を呼び水に、県は外資誘致をさらに進めていく。

#### 進出事例：スペースタイムエンジニアリング

スペースタイムエンジニアリングは、2007年にロサンゼルス



スで創業し、翌年、日本法人を東京に設立した。UCLA や自動車通信関連企業とV2X（Vehicle to Everything、車車間、路車間などの自動車通信）技術の研究開発を行っている。同社のV2X通信技術評価シミュレータは、商用の評価ツールとしては世界一の販売実績を誇る。2014年からは、この知見をもとに、通信インフラに依存しない情報共有システムの開発と商品化を進めている。災害時にインターネットが使えなくなった際、医療現場の関係者がけが人の情報を共有するのに臨時で代替システムが必要となる。開発中のシステムは、インターネットがなくても、GPS やスマートフォンなどから得られる位置情報、文字、画像、音声などの情報を収集・蓄積・共有し、さらに蓄積したデータの解析結果をもとに、システムの制御ができる。2016年度には、ジェットロの補助金を活用し、南海トラフ地震発生時に大きな被害が予測される高知県で同システムの実証研究を行った。

2017年5月、同社は徳島県美波町にサテライトオフィスの開設を決めた。当面は非常駐型オフィスだが、今後、製品開発拠点としていく計画である。立地を選んだ理由は、①パートナー企業の拠点があること、②県の災害への危機意識が高いこと、③東京より採用競争が緩やかなため、ビジネス活動が地元の人々に認知されることで、人材確保に繋がると期待できること、など。徳島県知事が外資誘致に積極的な方針を打ち出したことも追い風となった。

8月には、将来の採用を見据え、地域に根差す取り組みとして、徳島県の阿南工業高等専門学校の学生を受け入れ、インターンシップを行った。美波町で合宿を行い、映像認識などV2Xの基礎技術やドローンの自動飛行制御技術を学ぶ機会を設けた。「今回のインターンシップは本格的な研究開発に直結する内容。将来、徳島から世界的な技術が生まれてくれれば」（阿南高専）と地元から好評価を得た。



インターンシップの様子（提供：スペースタイムエンジニアリング）

図表 5-2 外資系企業に特化した自治体の優遇措置の例 (2017年7月現在)

外国・外資系企業を誘致するため、自治体がさまざまなインセンティブを用意している。

自治体	補助金名	概要
福島県	外資系進出企業投資支援事業	賃借料、コンサルタント委託費、拠点設立にかかる経費（登記、在留資格取得等）の一部を補助。（補助率 3/4、上限 1000 万円 / 社）医薬品、医療機器、再生可能エネルギー、ロボットのいずれかの関連産業で、福島県内に初めて製造、研究開発、販売等の施設を立地する企業が対象。
千葉県	千葉県外資系企業オフィス等賃料補助金	賃料補助（1/3 × 1 年間、上限金額は、従業員数 1～5 人未満は 60 万円、5 人以上は 180 万円）
	外資系企業スタートアップセンター（FASuC）賃料補助	賃料補助（1/3 × 3 年間、但し本措置は 2019 年 3 月まで）
千葉市	千葉市賃借型企業立地促進事業補助金（外資系企業賃借立地事業）	賃料補助（1/2 × 3 年間 ※累計 300 万円上限）、法人市民税減免（1/2 × 3 年間）
東京都	金融系外国企業拠点設立補助金	金融系外国企業に対し、拠点設立の経費の一部を補助（弁護士等の専門家への相談等経費、有料職業紹介事業者に支払う経費の 1/2 以内、750 万円上限）
	外国人創業者人材受入促進事業	東京都内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
神奈川県	「セレクト神奈川 100」企業誘致促進賃料補助金	県内再投資を行う外資系企業に対し、工場、研究所、事務所などの賃料補助（1/3、600 万円上限）
静岡県	外資系企業等事務所賃借料補助金	賃料補助（1/2 以内 × 1 年間、限度額 50 万円）
新潟県	外資系企業等立地促進事業補助金	賃料補助（1/2 × 3 年間、300 万円上限、年間 100 万円を限度に 3 年間通算）
	外資系企業等進出促進補助金	登記費用（上限額 1 件 15 万円）及び賃借料（1/2 × 2 年間、上限月 5 万円）
新潟市	新潟市国家戦略特別区域「外国人創業活動促進事業」	新潟市内で創業を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
愛知県	GNIC 外資系企業立上支援制度	グレーター・ナゴヤ地域に進出する外資系企業の立ち上げ支援 （1. 会社登記、ビザ取得に際して要する専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、社会保険労務士）の経費（弁護士相談料、社会保険関連経費、登記関連資料の翻訳経費等を含む） 2. 人材募集広告費または人材仲介手数料 3. 不動産仲介手数料）
岐阜県		1、2、3 の合計に対し、投資予定金額（資本金の額）1,000 万円以上は上限 50 万円、500 万円以上 1,000 万円未満は上限 30 万円、500 万円未満、支店登記及び営業所、試験研究機関開設は上限 20 万円
三重県		
名古屋市		
三重県	外資系企業アジア拠点立地補助金	外資系企業の製造拠点設置に対して投下償却資産額の 20% を補助（補助限度額 5 億円）
	オフィス賃料に対する補助	賃料補助（1/2 × 3 年間、年 500 万円上限）
京都府	外資系企業拠点設立支援助成金	登記費用（上限額 1 件 15 万円）
大阪府	大阪府企業立地促進補助金（外資系企業等進出促進補助金）	大阪府内に本社を設置する外資系企業（外資比率 1/3 以上）等に対し、投資額等の一部を補助。（家賃取得費用の 5%、または家賃賃料等の 1/3。限度額あり。）
	O-BIC 外資系企業進出支援事業	費用負担（登記費用上限 10 万円、在留資格取得費用上限 5 万円）
	法人事業税軽減	法人税軽減（1/3 × 5 年間）
兵庫県	オフィス賃料に対する補助	賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / 平方メートル・月、年 200 万円上限）
	新規正規雇用者に対する補助	新規正規雇用者 30 万円 / 人（一部促進地域は、新規正規雇用者 60 万円 / 人、新規非正規雇用者 30 万円 / 人）（3 億円上限）
	市場調査、法人設立等に対する補助	費用の 1/2 を補助（市場調査経費等上限 100 万円、法人登記経費等上限 20 万円）
神戸市	外国・外資系企業向けオフィス賃料補助	[兵庫県・神戸市協調] 賃料補助（1/2 以内 × 3 年間、1,500 円 / 平方メートル・月、年 200 万円上限） [神戸市上乗せ] 賃料補助（1/4 以内 × 3 年間、750 円 / 平方メートル、年 900 万円上限）
徳島県	外資系企業等誘致事業補助制度	各種事務機器および通信回線使用料（1/2、上限 1,000 万円 / 年）、事務所等の不動産賃借料（1/2、上限 1,000 万円 / 年）、雇用者増に対する補助金（50 万円 / 人）
福岡県	福岡訪問助成金	渡航費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業で、福岡県への進出を検討している企業） 1. 福岡県以外の国内地域からの渡航 1 社 10 万円上限、2. 欧米を除く海外地域からの渡航 1 社 15 万円上限、3. 欧米地域からの渡航 1 社 20 万円上限
	日本法人等設立支援交付金	登記費用の一部助成（対象：自動車、IT・半導体、バイオ、環境、ロボット等の分野の外資系企業、登記費用の 1/2 負担、上限 15 万円）
福岡市	福岡市立地交付金（外国・外資系企業のオフィス向け交付金）	1. 賃料補助 [基準型]（1/4 × 1 年間、限度額 1,500 万円）、[大規模型]（1/4 × 2 年間、限度額 2,500 万円） 2. 雇用補助 [正社員] 福岡市民 50 万円 / 人、福岡市民かつ研究員 100 万円 / 人、福岡市民以外 10 万円 / 人、[その他の常用雇用者] 福岡市民 15 万円 / 人、福岡市民以外 5 万円 / 人（限度額 5,000 万円） 3. 設立費用（市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等）の 1/2 を補助（限度額 300 万円）
	スタートアップ賃料補助（外国人創業環境形成事業補助金）	賃料補助（1/2 × 1 年間、住居は上限月 7 万円、事業所は上限月 5 万円）
	スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）	福岡市で創業活動を志す外国人に、「経営・管理」の在留資格の認定要件を緩和（在留期間は 6 カ月間）
熊本県	熊本県企業立地促進補助金	投下固定資産分（投資額の 5%）及び新規雇用分（合計額上限 1.5 億円。県内に事業所等を新設又は増設するもので、県との間に立地協定を締結するもの又は県が立会人となって市町村との間に立地協定を締結するものが対象）を補助

〔注〕 外国企業・外資系企業に特化した自治体の優遇措置のみを掲載。

〔出所〕 各自治体等ウェブサイトより作成。詳細はジェトロウェブサイト参照 <https://www.jetro.go.jp/invest/support.html>

# VI

## ジェトロの対日投資促進事業

ジェトロは政府の対日投資誘致の中核機関として、2003年に対日投資促進事業を本格的に開始した。ジェトロの強みは国内外に広がるネットワークである。本部（東京）、大阪本部、44国内事務所（貿易情報センター）、世界54カ国73事務所（2017年10月1日現在）が日々連携し、日本への投資に関心のある外国企業や在外資系企業のビジネス拡大を支援している。

### 1. ジェトロの活動実績（誘致実績）

ジェトロは2003年から2017年3月末までに外国・外資系企業約1万6,000社の対日投資に係るプロジェクトを支援し、そのうち約1,600社が実際に日本での拠点設立・拡大を果たしている（図表6-1）。

図表 6-1 ジェトロ対日投資誘致支援・成功件数（2003～2016年度）

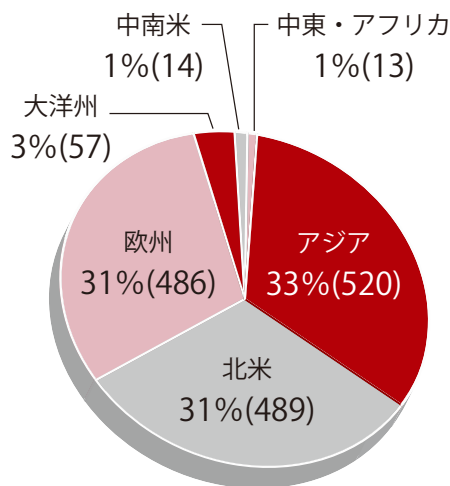
対日投資誘致支援件数	対日投資誘致成功件数
累計 <b>15,972 件</b>	累計 <b>1,579 件</b>
2016年度 <b>1,775 件</b>	2016年度 <b>174 件</b>

日本での拠点設立・拡大に至った企業の親会社を地域別で見ると、北米、欧州、アジアの企業がそれぞれ約3分の1ずつを占め（図表6-2）、2016年度末にはアジアからの誘致件数が累計で初めて首位となった。国・地域別では米国からの進出が他国・地域を大きく上回り（図表6-3）、業種別では、「ICT・情報通信」、「サービス（観光・外食・教育等含む）」、「電気電子・精密機器」の上位3種が全体の約6割を占めている（図表6-4）。

都道府県別の進出先では、東京都が約6割を占め一極集中の状況にある。この傾向は近年変化がない（図表6-5）。一方で、2017年5～6月にジェトロが実施した外資系企業アンケート調査では、今後の追加投資先として検討されている場所のうち、6割以上が東京以外の道府県となっている。こうした地域への外国企業の進出を支援していくことも、地方創生の観点から重要な課題となっている。

2016年度単年度では、1,775件のプロジェクトを支援し、174件の拠点設立・拡大に至った（図表6-1）。このうちアジア企業が最多の76件にのぼり、近年の傾向に変わらずアジアからの投資が拡大していることがわかる（図表6-6）。成長著しいアジア企業の勢いを日本に取り込んでいくことは、引き続き対日投資拡大の鍵といえる。なお、業種別では、訪日外国人旅行者の急増を受け、観光産業および関連するサービス業（エアライン、民泊サービス、小売・飲食など）を中心とした分野での進出が目立った。

図表 6-2 ジェトロ対日投資誘致成功件数（地域別、2003～2016年度）



〔注〕（ ）内は件数。

図表 6-3 ジェトロ対日投資誘致成功件数  
(国・地域別上位 10 カ国・地域、2003～2016 年度)

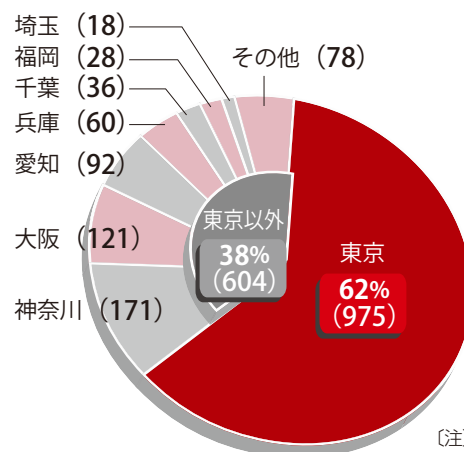
順位	国・地域	件数
1	米国	453
2	中国	183
3	ドイツ	130
4	韓国	109
5	英国	94
6	フランス	81
7	シンガポール	53
8	台湾	52
9	オーストラリア	49
10	香港	46

図表 6-4 ジェトロ対日投資誘致成功件数  
(業種別上位 5 業種、2003～2016 年度)

順位	業種	件数
1	ICT・情報通信	361
2	サービス（観光・外食・教育等含む）	317
3	電気電子・精密機器	291
4	自動車・自動車部品	94
5	医薬品・医療機器	85

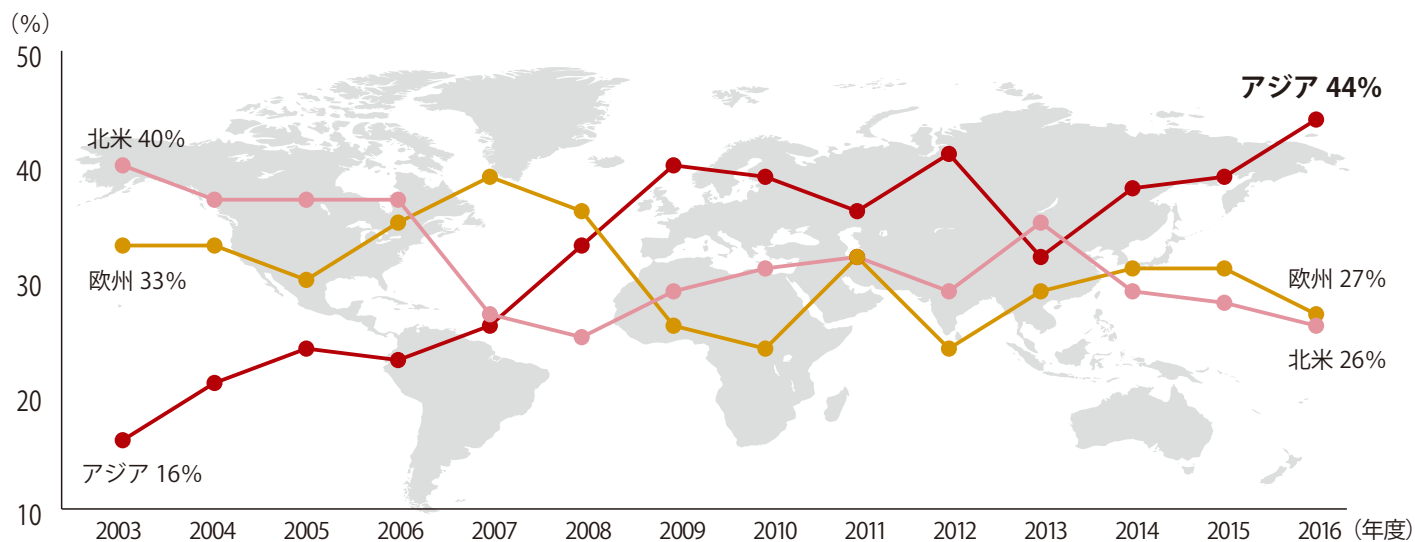
〔注〕業種の分類方法は、「対日投資報告 2016」と一部異なる。  
「ICT・情報通信」にはソフトウェア・コンテンツ、「電気電子・精密機器」には  
機械・同部品、電気電子部品などのハードウェアを含む。

図表 6-5 ジェトロ対日投資誘致成功件数  
(進出先別、2003～2016 年度)



〔注〕（ ）内は件数。

図表 6-6 ジェトロ対日投資誘致成功件数地域別比率の推移



## 2. ジェトロの対日投資促進事業の概要

ジェトロの対日投資促進事業は情報発信・広報に始まり、対日投資関心企業の発掘・支援（一次投資）、国内の外資系企業の日本でのビジネス拡大支援（二次投資）、そして地方自治体の投資誘致支援に至るまで幅広い（図表 6-7）。

最近の活動のポイントとしては、①研究開発拠点などの高付加価値拠点の誘致、②アジアでの誘致活動の充実、③国内外資系企業へのアプローチ強化、④自治体と連携した誘致活動の強化、などがあげられる。また、直近では、政府の「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」への貢献などを通じたビジネス環境改善に向けた取り組みも重要な柱の一つである。

以下、対日投資拡大に向けたジェトロの取り組みの4つの柱（日本の魅力の情報発信、対日投資個別案件支援、二次投資の促進と地方創生への貢献、ビジネス環境改善に向けた働きかけ）を順に紹介する。

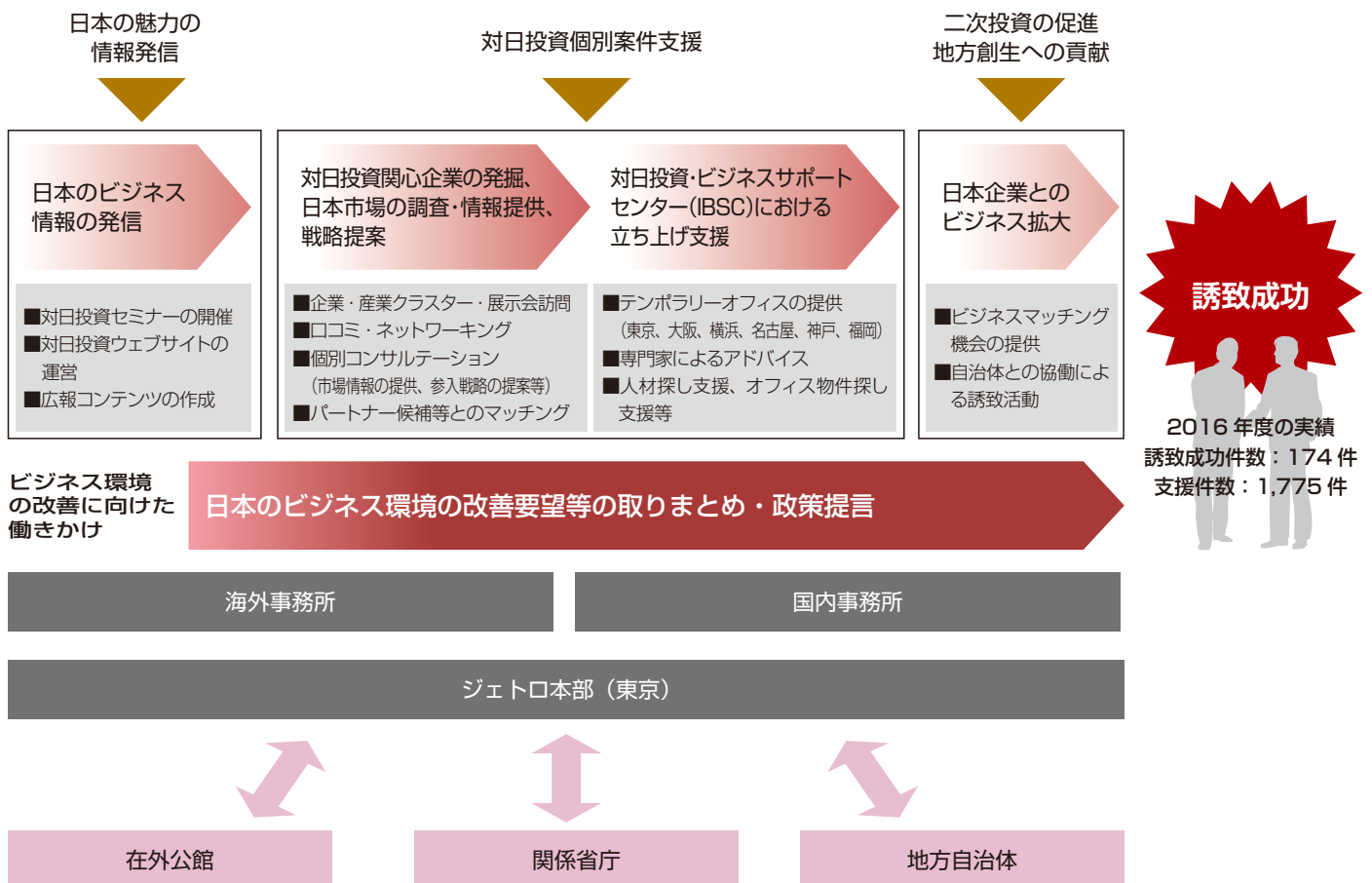
### (1) 日本の魅力の情報発信

#### ① トップセールス、海外セミナー・シンポジウム

外国企業に日本進出を促すためには、まず日本の投資環境や日本でのビジネス機会を知ってもらわなければならない。ジェトロはそのネットワークを活用し、世界中で情報発信に力を入れている。2016年度は世界で合計163件の対日投資セミナー・シンポジウムを開催し、外国企業・政府要人などに対して投資を呼びかけた（図表 6-8）。

ベルギー・ブリュッセル（2016年5月）での大型対日投資セミナーや米国・ニューヨーク（同9月）における対日投資シンポジウムでは、安倍首相が登場し、外国企業に対してトップセールスを行った。ニューヨークで開催したシンポジウムでは、参加者は300名を超えた。また、両セミナー・シンポジウムには自治体の首長も参加し、地域に進出した外国企業の事例を交えて地元の魅力を紹介すると

図表 6-7 ジェトロの対日投資促進活動







ニューヨーク対日投資シンポジウムで講演する安倍首相



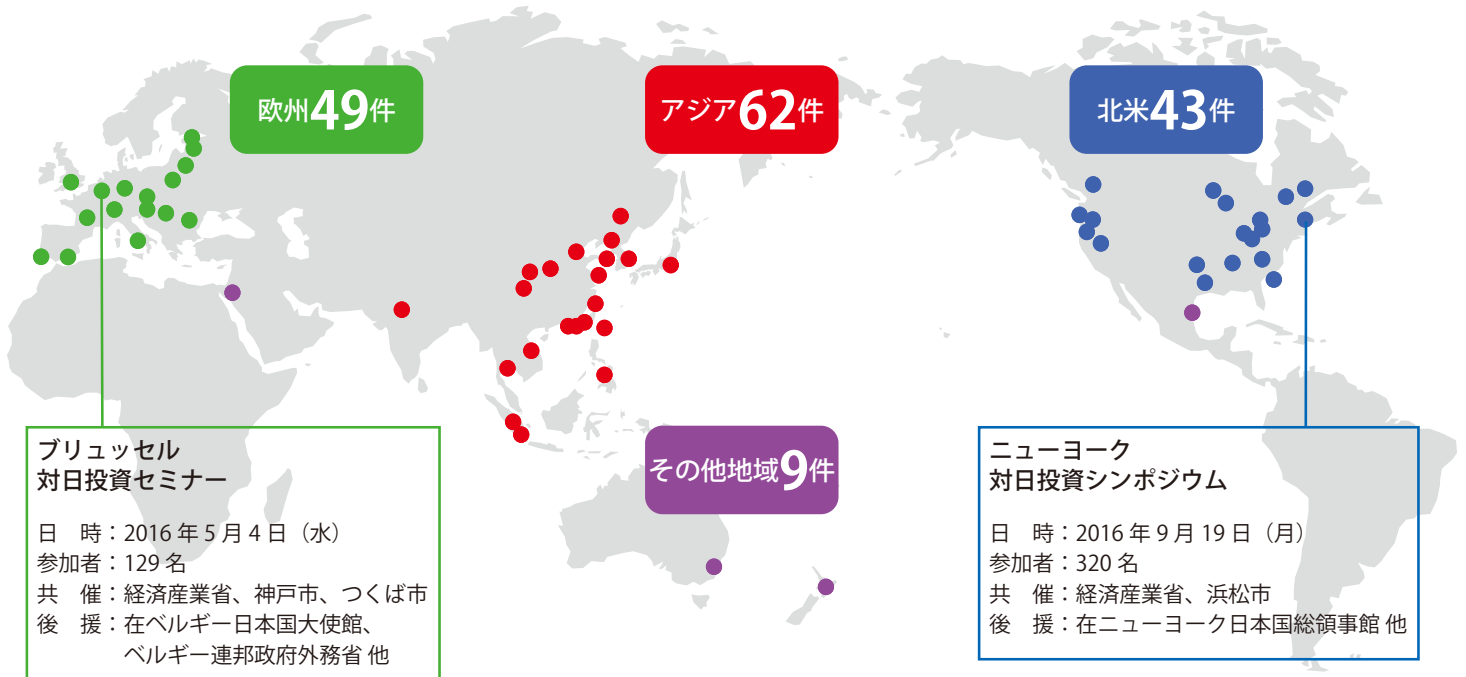
米国投資家・事業家との懇談会で対日投資を呼びかける安倍首相

もに、補助金をはじめとするインセンティブや工業団地の創設などをアピールした。こうしたセミナー・シンポジウムに加え、2017年9月に、ジェトロは日本政府と共催で米国・ニューヨークにおいて、安倍首相と世界的に有名な投資家・事業家との懇談会を実施した。

近年は、アジア地域からの投資誘致増を目指したPRを特に強化している。韓国でも初の大型対日投資セミナーを開催し、2016年度のセミナー開催実績は地域別でアジアが62件と最多になっている。またメキシコ、中・東欧、イスラエルなど今後対日投資が増えると思われる新たな地域での情報発信も強化している。2017年6月には、外交樹立60周年を記念してアイルランドで初の対日投資セミナーを開催した。こうしたセミナー・シンポジウムでは、日本市場の優位性、規制緩和、ジェトロの支援サービスなど「投資先としての日本の魅力」を包括的かつ直接アピールするとともに、開催国の産業集積などに合ったテーマを設定して、対日投資関心度が高い企業に集中的にアプローチしている。

図表 6-8 2016年度 対日投資セミナー・シンポジウム開催実績

海外主要都市において、安倍首相の登壇によるトップセールスを含め、163件の対日投資セミナー・シンポジウムを開催（2016年度）。



## ②ウェブサイト・広報媒体

ジェットロでは、ウェブサイト（図表 6-9）やメールマガジン、パンフレット等の広報媒体等を通じて、日本市場の魅力やインセンティブ情報、外国・外資系企業の対日投資成功事例等を紹介している。また、拠点設立に関する手続やジェットロの各種支援サービスなど、対日投資に関する実務的な情報を提供している。図表 6-10 に主なウェブサイト上のコンテンツ、広報媒体をまとめた。

例えば、「Laws and Regulations on Setting Up Business in Japan」は、日本での会社設立に伴う登記、査証、税制、人事・労務、商標・意匠制度の情報や各種手続を 7 カ国語でまとめている。ウェブサイト「日本での拠点設立方法」は、2016 年度のアクセス件数が日英サイトで 40 万件を超え（ジェットロ対日投資ウェブサイトがアクセス数 1 位）、本情報へのニーズの高さを物語っている。さらに、政府の対日直接投資推進会議の「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」（2016 年 5 月）の決定を受け、ジェットロでは、会社設立の手続に係る英文の申請書様式や記載例を作成し、同サイトに掲載した。

同推進会議の下に設置された「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」のとりまとめ（2017 年 4 月）では、正式にジェットロの対日投資ウェブサイトを各省庁の外国語情報に関するポータルサイトとすることになった。

## (2) 対日投資個別案件支援

### ①個別企業支援の体制

ジェットロの個別企業支援活動は、海外事務所、国内事務所、本部が一丸となって、相互に密に連携を取りながら進めることが特長。近年は海外の対日投資案件発掘の体制を強化しており、現在は国内外の計約 200 人体制で外資誘致を担っている。2017 年度からは、「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入した（後述）。

海外事務所では、対日投資有望企業の情報を積極的に収集し、個別アプローチやフォローアップを行うなど「攻めの営業」を行っている。また、在外公館や自治体の海外事務所、諸外国の貿易投資振興機関等と連携して、セミナー開催や業界団体等への共同訪問、日本の投資環境情報の発信や有望企業の発掘等を実施している。

国内では本部、大阪本部、国内事務所が、日本進出に関心を持つ外国企業や日本での投資拡大計画をもつ外資系企業に対し、誘致担当者や市場専門家などによる個別コンサルテーションを通じて、産業別のマーケット情報や許認可等に関する情報提供を行うほか、企業ネットワーク機会を提供などを行っている。

日本へ誘致した外資系企業のフォローアップも、対日投資の拡大には不可欠である。外資系企業アンケート調査によれば、日本での投資拡大に意欲的な企業も多く、投資拡大への支援のニーズは高いとみられる。ジェットロでは 2015 年 4 月より、日本に進出済みの外資系企業を支援する外資系企業支援課を設置し、二次投資（追加投

図表 6-9 ジェットロ対日投資ウェブサイト <http://www.jetro.go.jp/invest/>



資、雇用拡大、地方への事業展開などの事業拡大)を検討する外資系企業向けに、地域のインセンティブ情報の提供や地方自治体の紹介など、個別ニーズに応じたきめ細やかなサポートを行っている。

また、同じく2015年4月よりジェトロの外国人スタッフ6人(北米、中国、台湾、韓国、ASEAN、インド)が外国企業からの問い合わせに対して、母国のビジネス・文化を踏まえて母国語で対応する「国・地域別デスク」も開設し、企業が安心して相談できる体制を整備している。

地域への企業誘致体制の強化としては、2016年4月に大阪本部に対日投資推進課を新設し、本部、海外事務所および周辺国内事務所と連携をとりながら関西圏への誘致活動に取り組んでいる。また、地域への企業誘致業務を専従で担当し、国内主要地域で広域的に外資系企業とのネットワークを構築する「外国企業誘致コーディネーター」を仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、広島、福岡に配置する一方、本部には地方からの相談窓口として地域支援班を設置して、自治体と連携しながら地方への外資誘致にも注力する。

図表 6-10 主な対日投資ウェブサイト上のコンテンツ、広報パンフレット等

テーマ	ウェブサイト上のコンテンツ、パンフレット等	概要、提供言語
日本の魅力、 日本の市場情報  https://www.jetro.go.jp/invest/reference.html	 <p>Why Japan? "5 Reasons to Invest in JAPAN"</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の魅力的な投資環境を紹介する資料。日本に投資すべき5つの理由として「更なる成長を遂げる日本」、「洗練された巨大マーケット」、「イノベーションハブ」、「優れたビジネスインフラ」、「楽しく安全に暮らせる社会」をあげて紹介。</li> <li>日本語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ロシア語、スペイン語。</li> </ul>
	 <p>Attractive Sectors</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の魅力的な市場分野(ライフサイエンス/ICT/電力・再生可能エネルギー)を紹介する資料。</li> <li>日本語、英語。</li> </ul>
	 <p>Talk to JETRO First</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の市場やビジネス・生活環境についてわかりやすく紹介した資料。</li> <li>英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ハンガリー語、ポーランド語、ロシア語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、アラビア語、トルコ語、ペルシア語、ヘブライ語の17カ国語。</li> </ul>
地方の魅力  https://www.jetro.go.jp/invest/reference.html	 <p>Why Invest in Japan's Local Regions? Unlimited Business Opportunities Await</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の地方の魅力的な投資環境を紹介する資料。地方に投資すべき3つの理由として「地域における豊富なビジネス機会」、「イノベーションを生み出す多くのパートナー」、「企業に優しいビジネス環境」をあげて説明。</li> <li>日本語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語。</li> </ul>
地域・自治体情報  https://www.jetro.go.jp/invest/region.html	 <p>地域進出支援ナビ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国80自治体の産業情報やビジネス環境、物流インフラ、生活環境、インセンティブ情報等について紹介。都道府県別や誘致重点産業別で検索できるほか、自治体ごとのデータ比較も可能。</li> <li>日本語、英語。</li> </ul>
成功事例集  https://www.jetro.go.jp/invest/success_stories/case_studies.html	 <p>外資の対日投資成功事例 - サクセスストーリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本に進出した外資系企業にインタビューし、日本進出の理由、日本でビジネスをする上での工夫、今後の日本でのビジネス展開など、対日投資のサクセスストーリーを紹介。</li> <li>日本語、英語。</li> </ul>
会社設立の手続き  https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/	 <p>Laws &amp; Regulations on Setting Up Business in Japan</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本での会社設立に伴う登記、査証、税制、人事・労務、商標・意匠制度の情報や各種手続をまとめている。</li> <li>日本語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語。</li> </ul>

(注) その他詳しくは、ジェトロ対日投資ウェブサイトを参照。

## ②誘致の重点分野

ジェットロでは、外国企業の関心が高く今後成長が見込まれる、(1) 環境・エネルギー、(2) ライフサイエンス、(3) 観光、(4) サービス、(5) ICT、(6) 製造・インフラの6業種を誘致重点分野と位置付けている。また、大規模な雇用・投資を伴う拠点設立、地域経済への波及効果が高い案件、日本製品の輸出拠点の設立など日本経済に貢献度の高い案件の誘致に力を注ぐ。

さらに、研究者層の厚さ、高い技術力、知的財産権ルールを遵守する良好なビジネス環境などをアピールして R&D 拠点の誘致にも力を入れている。外資系企業アンケート調査でも、「優れた日本企業や大学等パートナーの存在」と「研究開発の質の高さ」は、「日本でビジネスを展開する上での魅力」として上位にあげられている。

## 国・地域別デスクの声

イ・ビョンホ  
(韓国デスク、韓国出身)

### <ジェットロの外資系企業支援の強み>

無料のコンサルテーションやIBSCのサービスは、ジェットロ独自の強み。特に人手や資金の乏しい中小企業にとって、ジェットロのサービスは訴求力があると思います。

リュウ・ケンビン  
(台湾デスク、台湾出身)

### <日本 (のビジネス環境) の魅力>

日本企業はビジネスパートナーシップを大切にします。双方で決めた約束をしっかりと守り、ビジネスパートナーへの情報共有が早いことが、日本のビジネス環境の魅力です。

スティーブンス・マット  
(北米デスク、米国出身)

### <ジェットロの外資系企業支援の強み>

組織・チームの経験の豊かさです。これまで多くの外国・外資系企業を支援し、ノウハウが蓄積されています。また、日本全国にある国内事務所を活用して、外国企業、外資系企業に対して拠点設立立地の選択肢を多く提示できることも強みです。



クルカルニ・スワスティック  
(インドデスク、インド出身)

### <日本 (のビジネス環境) の魅力>

日本企業と長期的なビジネス関係を築けることです。信頼関係を基にした長期的な取引を行う日本のビジネス慣行は、インドと共通しており、日本企業のことをただの「お客さん」としてではなく、「協業パートナー」として見ている在日インド企業にとって大きな魅力ではないでしょうか。

クー・キーワイ  
(ASEAN デスク、シンガポール出身)

### <支援業務にあたり心掛けていること>



日本の規制などを外資系企業に説明する際、特に本国との相違点・注意点や他の進出企業の「事例」(公開可能なもの)を説明しています。また、企業が必要な情報・支援を予想し、依頼される前に提案することで、信頼関係の構築に努めています。



リ・リ  
(中国デスク、中国出身)

### <自国からの対日直接投資の特徴>



サービス業からも製造業からも投資が増えてきています。日本を介して先進国への販路拡大なども視野に入れているため、今後5年間以内に諸分野において中国企業からの投資がさらに加速するとみられます。

## ジェトロが支援した企業の事例

 <b>サービス</b>	<b>honestbee (シンガポール)</b> 
<p>生鮮食品や雑貨を中心にパーソナルな買物代行サービスを提供する企業。独自に開発したアプリケーションを通じて顧客の注文を受けた後、要望に沿った商品を最短1時間以内に自宅に届け、顧客の時間と労力の節約に貢献する。同社は2017年2月、東京都に拠点を設立した。主婦や学生などの個人が空き時間を生産的かつ柔軟に活用して代行サービスを提供するシェアリング・エコミー型の業態が特色で、広域やオンラインでのサービス拡大を目指す日本のB&amp;M（実店舗で商品販売を行う企業）等と連携している。</p> <p>ジェトロは、IBSC 東京のテンポラリーオフィスの提供やオフィス探しを支援。IBSC では同社が新規に採用した社員の研修も行われた。また、買い物代行や荷物の運び手（「Bee」）たちの非従来型の雇用形態に関し、労務管理に係る情報提供や社会保険労務士等によるコンサルテーションを何度もアレンジ。学生人材プラットフォームの紹介等を通じたスタッフの獲得や、提携先となりうる店舗等とのビジネスマッチングなど、同社のビジネスモデルに欠かせない分野で一貫したハンズオン支援を提供した。</p> <p>同社のビジネスは顧客の生活支援に加え、地元での雇用促進や経済活性化も期待される。今後は、「サービス+物流」という業態を活かし、サービスエリアを拡大していくとともに、B2CだけでなくB2B サービスへも幅を広げる予定である。</p>	

 <b>環境・エネルギー</b>	<b>Infrastrutture (イタリア)</b> 
<p>再生可能エネルギー（太陽光、風力）発電施設の設計、建設等の事業を世界各地で展開する企業。日本で太陽光発電事業を行うため、2012年に日本法人（Hergo Sun Japan）を東京に設立した。また、2016年3月、埼玉県秩父市において1MW規模の太陽光発電所を建設、稼働を開始した。</p> <p>ジェトロは、同社の日本進出検討時から継続的なハンズオン支援を行っている。拠点設立に際しては、IBSC 東京のテンポラリーオフィスや登記・税務などに係るコンサルテーションの提供に加え、日本で初めて事業を行う同社に対し、太陽光・風力発電施設建設にあたっての法律、規制や日本でのビジネス機会に関する情報を提供した。</p> <p>それと並行して、太陽光発電事業関連の業界団体を紹介。発電所設立に適した土地選定を支援するとともに、電力会社との特定契約締結までの流れをアドバイスし、日本で初めて大規模発電所を設立にするにあたり同社が抱えていた懸念点の払拭に努めた。さらに秩父市での発電所設立に向け、具体的な行政手続の照会のための自治体との面談アレンジなどにより、同社はさまざまな情報収集が可能となった。同社は今後、他の自治体でも太陽光・風力発電をはじめとする新規プロジェクトを、順次進めていく計画である。</p>	

 <b>ライフサイエンス (再生医療)</b>	<b>Agilis Biotherapeutics (米国)</b> 
<p>稀少疾病（AADC 欠損症：神経伝達物質の異常作動による不随意運動、自律神経不全）に対する AAV ベクター（治療用遺伝子を細胞内部に導入するウィルス）を用いた遺伝子治療で世界トップレベルの技術・ノウハウを有するバイオファーマ。アジア地域での遺伝子治療薬開発の基盤を強化する狙いで、2016年8月に日本企業（遺伝子治療研究所）との合併会社である Agilis GTRI Japan を設立した。</p> <p>ジェトロは、合併会社設立に係るコンサルテーションの提供や行政書士の紹介、地方ネットワークを生かした自治体との面談アレンジなどさまざまなサービス提供を行った。また、ジェトロの「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」に採択されたことで、合併会社の設立やプロジェクトが加速され、同社は2017年2月、川崎市のライフイノベーションセンター内に研究開発拠点を設置した。今後は、再生医療等製品の製造管理および品質管理の基準である GCTP 適合性の承認を取得次第、同施設で国際共同試験の準備にとりかかる構えだ。</p>	

 <b>観光</b>	<b>Scoot (シンガポール)</b> 
<p>シンガポール航空傘下の格安航空会社（LCC）。2012年に運航を開始した同社は、現在までに成田、関西—シンガポールなど17カ国60都市に路線を拡大。2016年10月には、シンガポール—新千歳の定期便を就航した。シンガポール人に人気の観光地である北海道に、近年増加が目覚ましい東南アジアからの観光客の旅行需要を取り込む。また、10トン以上の貨物搭載が可能な機材（ボーイング787）を活用した鮮度を保持した高速輸送により、シンガポールでも人気の高い北海道産の生鮮農水産畜産物の輸出にジェトロと協力して乗り出す。東南アジアやインド、中東への輸出も視野に入れる。</p> <p>ジェトロは、同社の日本進出にあたり、航空業界ならではの特殊な税務処理に詳しい税理士を紹介するなど就航に向けた支援を行った。また、新千歳便の就航にあたっては、日本・シンガポール外交関係樹立50周年記念行事に併せ、シンガポール国際企業庁と共催で就航記念行事を開催し、日本のメディアに就航を広く知らせる協力を行った。Scoot は2017年10月には関西—ホノルル便の開航も新たに発表し、ジェトロはこれについても広報協力を行っている。</p>	

### ③オフィススペースとコンサルテーションサービスの提供 ～対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）

ジェトロでは、国内主要都市6カ所（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡）に対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を設置している（図表6-11）。日本での会社設立準備のためのオフィススペースの提供を行っており、日本進出を検討している外国企業は50営業日まで無料で利用することができる。また、それぞれ経験豊かな専属スタッフや専門家が、法務・労務・税務といった各種制度や拠点設立手続などについてワンストップで無料コンサルテーションサービスを提供している。

#### IBSC 利用企業の声（ジェトロ「サクセスストーリー」より）

チンバンアウトソーシングジャパン  
（ベトナム、ICT、東京での法人設立の際にIBSCを利用）

**Tinhvan**  
OUTSOURCING  
JAPAN

「日本に来てからは特に、テンポラリーオフィスの無料貸与は大変助かった。おかげで会社設立に関する時間とコストが大幅に削減することができ、難しいと思っていた日本への投資に自信がついた。」（代表取締役 Nguyen Ich Vinh 氏）

図表 6-11 対日投資・ビジネスサポートセンター設置都市



### ④グローバルアライアンススキームによる投資提携支援

外国企業の出資参画や経営関与によって、日本の中堅・中小企業の海外販路開拓やオープンイノベーションを推進する取り組みも実施している。2015年度より経済産業省の主導のもと、ジェトロが窓口となり、外国企業の要望等を独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫、中小企業投資育成株式会社、地域金融機関等に繋ぎ、外国企業と日本企業との投資提携をマッチングする「グローバルアライアンススキーム」制度が整備された。

#### (3) 二次投資の促進と地方創生への貢献

##### ①留学生・外資系企業交流支援

外資系企業支援の一環として、2017年10月にジェトロは「留学生・グローバル人材 & 外資系企業交流会」を初めて開催した。交流会では「外資系企業の日本拠点で働く魅力」についてのパネルディスカッションとともに、外資系企業によるブース出展（ポスターセッション・自由交流）とプレゼンテーション、グローバル人材のためのキャリア選択セミナーなどを行った。交流会には、日本国内に拠点を持つ約70社の外資系企業と30の国・地域からの外国人留学生など約240人の学生が参加し、企業からは「さまざまなグローバル人材と交流することができた他、参加企業同士の交流も出来て、とても有意義な時間だった」などの声が寄せられた。

日本全体で人手不足の深刻化が指摘される昨今、外資系企業アンケート調査では、多くの企業が「外国語でコミュニケーションのとれる人材の不足」を感じており、約6割の企業が「外国人留学生を採用する」と回答した。ジェトロや自治体に期待する支援・サービスとして、「バイリンガル人材採用のサポート」を望む声もあり、留学生採用支援の潜在的ニーズは高いとみられる。加えて、「2020年度までに外国人留学生の日本での就職率を5割に引き上げる」という政策課題に対しても、こうした交流機会の創出は有効と考えられる。



「留学生・グローバル人材 & 外資系企業交流会」の様子

## ②日本でのビジネス拡大支援のための企業交流会

ジェトロは、日本企業との協業を通じた外国企業の日本進出・投資拡大のきっかけ作りなどを目的としたマッチング支援事業や企業交流会を行っている。

2016年4月には、「第1回 JETRO Invest Japan 企業交流会」を開催し、在日外資系企業などを招いた。日本に進出した外資系企業を対象に交流の場を設けるのは初めてのことで、政府やジェトロによる対日投資促進事業に対する理解を深める契機となった。交流会には、外資系企業からの参加者190名に加え、在日各国大使館・外国政府機関や、日本の関係省庁・地方自治体等からも多くの関係者が参加し、積極的な情報交換が行われた。

同交流会は第2回を2017年12月に開催予定である。



「第1回 JETRO Invest Japan 企業交流会」の様子  
(スピーチする 欧州ビジネス協会 (EBC) のリスバーク会長)

また、ジェトロは分野を絞った企業間のネットワーキング機会の創出にも努めている。「さらなる販路をアジアへ～アジア越境 EC 企業とのマッチングイベント～」を2016年10月に東京で開催。それを引き継ぐかたちで、2017年2月には大阪で「アジア越境 EC 企業とのマッチングイベント」が開催され、参加した中国と台湾の越境 EC 企業8社が、海外販路拡大に関心のある日本企業の担当者約200名と個別商談を行った。

## ③自治体と取り組む地域への外資誘致

ジェトロは2016年度より、自治体向け外国企業誘致研修事業や自治体の外国企業誘致戦略策定に関するアドバイスなどに取り組んでいる。研修事業では、地域の経済産業局と連携し、自治体職員や商工会議所職員等、誘致担当者が外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや知見を習得するための実務者向けの研修を行っている。2016年は基礎編（外国企業誘致の基礎的なスキルや知見について講義形式で紹介）、応用編（誘致プレゼンテーション演習や在日外国政府・外資系企業による講演）、公募による実践編（自治体とジェトロ国内事務所が共同で対日投資誘致事業を企画・立案）を行い、それぞれに68自治体185名、12自治体19名、5自治体・団体が参加した。

2017年には、上記研修事業に加え「スキルアップ研修」と題し、地域の営業力強化を目的とした研修もを行い、地域の魅力を伝える外国語資料の作成など地域の営業ツールの整備を目指す。このほかにも、広報・情報発信から企業の拠点設立支援まで、ジェトロと自治体との協業のすそ野は広がっている。今後もそれぞれの強みを活かした地域への円滑な投資誘致を目指していく。



自治体向け外国企業誘致研修（基礎編）の様子（場所：広島）

ジェトロは、2016年1月から2017年3月にかけて、外国企業が日本企業や大学等と連携して実施する新規性、付加価値性の高いプロジェクト（IoT/再生医療分野）に対し、経費を補助する「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業」を経済産業省の補助金（2015年度補正予算）を活用して実施した。日本において外国企業が行う研究開発拠点の設立や実証研究、

事業化可能性調査（F/S）など16プロジェクトが採択され（図表6-12）、3社が日本に新たな研究開発拠点を設置したほか、日本に未導入のシステムのカスタマイズや、世界初のシステムの開発に日本企業と共同で取り組む事業などが実施された。（補助金採択企業の活動については、第3章も参照）。

図表6-12 グローバルイノベーション補助金 採択外国企業プロジェクト16件の事業内容一覧（五十音順）

No	事業者名	親会社 所在国	分野	事業区分	プロジェクトの内容
1	アイウェア・ジャパン	インド	IoT (交通)	実証研究	鉄道信号設備の遠隔監視システム開発
2	Agilis GTRI Japan	米国	再生医療	拠点設立	AADC 欠損症及びパーキンソン病に対する遺伝子治療剤の研究開発
3	アナログ・デバイセズ	米国	IoT (農業)	実証研究	スーパーセンシング技術と匠の技術を高度に統合させた次世代スマート農業
4	エリクソン・ジャパン	スウェーデン	IoT (通信)	実証研究 F/S	LED 街路灯内部に携帯無線通信装置とアンテナを内蔵したゼロサイト-Jの開発
5	エレクトラ	スウェーデン	IoT (医療)	F/S	放射線科コンピュータシステムクラウド化
6	GE ヘルスケア・ジャパン	米国	IoT (製造) (医療)	実証研究	産業用IoT オープン・アーキテクチャー・プラットフォームと日本のセンサー技術を活用した工場の生産性向上及び病院での資産最適化
7	シーメンスヘルスケア	ドイツ	再生医療	実証研究	最新 7T-MRI による再生医療治療モニタリング
8	スカイマインド	米国	IoT (金融)	実証研究	AI 技術 (deep learning) を用いた金融システムの不正利用を検知するアプリケーション開発
9	スペースタイム エンジニアリング	米国	IoT (防災)	実証研究 F/S	災害医療に向けたマルチメディアコンテンツを活用した情報収集システムとサービスの構築
10	セニット・ジャパン	ドイツ	IoT (製造)	実証研究	サイバー空間内に構築した仮想工場による工場の生産ライン最適化
11	ハイシンク創研	中国	IoT (製造) (福祉)	拠点設立 実証研究 F/S	IoT による統合的な運営を支えるシステムの構築 (次世代インターネット規格 IPv6 のネットワーク、小型高性能機械学習サーバシステム構築、高齢者見守りサービス)
12	ファイザー	米国	IoT (医療)	F/S	治験データや創薬研究開発のノウハウとデータ解析によるアルゴリズムの創出技術をもとにしたプラットフォーム構築
13	フィリップス・ジャパン	オランダ	IoT (医療)	実証研究	遠隔病理レポートシステム開発
14	フィリップス・ジャパン	オランダ	IoT (医療)	拠点設立 実証研究	遠隔集中治療患者管理プログラムの研究開発
15	LOOP Japan	カナダ	IoT (観光)	実証研究	電動二輪に搭載する組み込み型タッチスクリーンディスプレイ装置と観光情報を連携させた電動車両シェアリングサービスの構築
16	w00rk	英国	IoT (建築)	F/S	入居者によるデータ共有分析が可能な IoT ラボ機能サービス「IoT OEX」の事業化可能性調査

(注) 各プロジェクトの詳細は、<http://www.jetro.go.jp/invest/support/info.html> を参照。



(4) ビジネス環境の改善に向けた働きかけ

①企業担当制と規制・行政手続見直しワーキング・グループ

政府が日本のビジネス環境改善に向けて積極的な取り組みを進める中、企業の「声」を政策に反映していくことは極めて重要である。企業が政府に相談しやすい体制を整備すべく、2016年には、重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける「企業担当制」も創設された。また、対日直接投資推進会議の下に設置された「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」での議論の結果、外国・外資系企業から寄せられた具体的な改善要望が迅速に政策に反映された（法人設立・登記関係では出資金払込み口座の名義人の範囲拡大等、在留資格関係では手続のオンライン化等、詳細は第2章参照）。このワーキング・グループにはジェトロも参加し、提言活動を行った。また、ジェトロのウェブサイト各省庁の外国語情報に関するポータルとすることとなった（[https://www.jetro.go.jp/en/invest/gov_support.html](https://www.jetro.go.jp/en/invest/gov_support.html)）。医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者の外国語対応状況（英文情報）も集約し、ウェブサイトで発信している（<https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html>）。

②外国企業パーソナルアドバイザー制

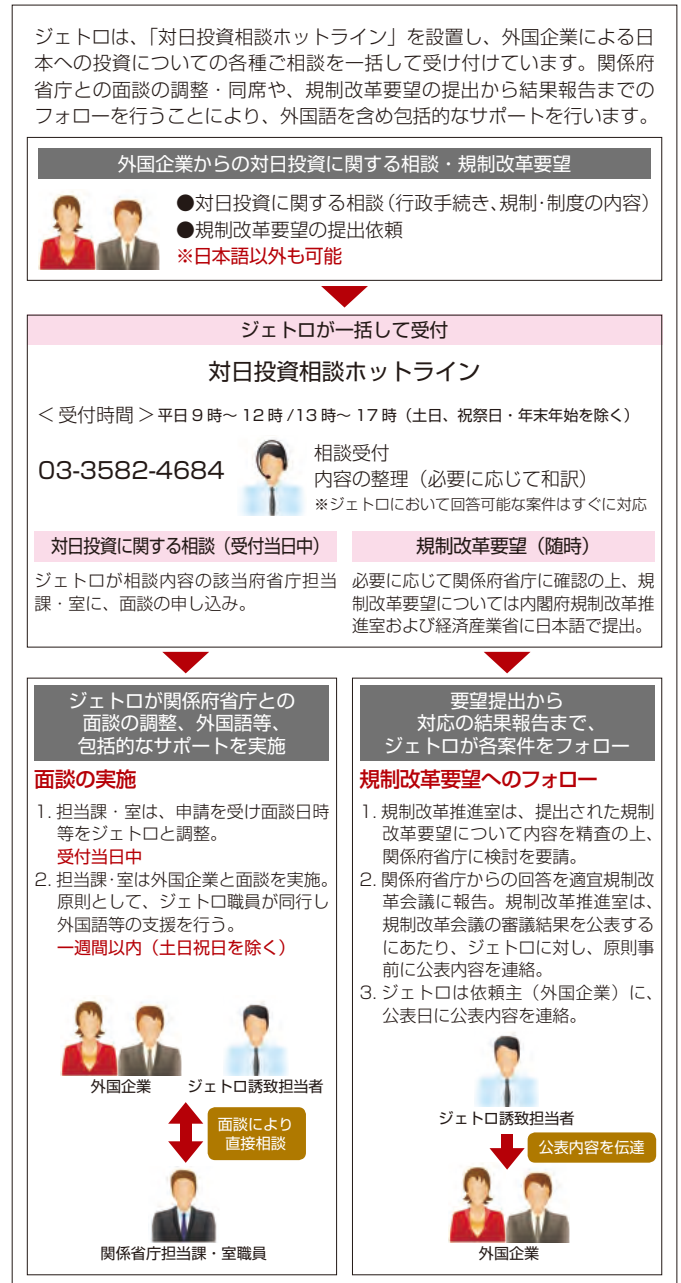
2017年度より新たに導入した「外国企業パーソナルアドバイザー制」では、ジェトロの誘致担当者が支援企業約1,000社を対象に、関係省庁等と連携しつつ、規制や行政手続に関するきめ細やかな支援（英語情報の発信含む）と、スピーディーなソリューションの提供を目指す。「ビジネスの障害となる規制や手続がある」、「政府・自治体のインセンティブ情報がほしい」といった企業のニーズを担当者が積極的に吸い上げることで、外資系企業のアフターフォロー、そして企業目線に立った日本のビジネス環境改善をより一層進めていく計画である。

③対日投資相談ホットライン

ジェトロは「対日投資相談ホットライン」（図表 6-13）を設けて、外国・外資系企業からの対日投資に関する相談や規制についての照会、規制改革要望を受け付けている（日本語・英語）。相談内容に応じて、関係府省庁との面談の調整や政府への提言等を行っており、面談の同席や、規制改革要望の提出から結果報告まで、包括的なサポートを実施している。

図表 6-13 対日投資相談ホットライン

<https://www.jetro.go.jp/invest/hotline>



## 政府の取り組みとジェトロ対日投資促進活動 15年間の変遷

2003年	1月	「2001年末の対日直接投資残高から5年間で倍増する」政府目標を設定
	5月	Invest Japanのスローガンを掲げ、関係府省庁に「対日直接投資総合案内窓口」(Invest Japan Office)を設置 ジェトロに「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設立(対日投資に関する情報のワンストップ・センター)
2006年	3月	「2010年末に対日直接投資残高をGDP比でさらに倍増(5%程度)にする」政府目標を設定
2007年	5月	会社法の「合併等対価の柔軟化」(三角合併)の規定施行
2010年	6月	「新成長戦略」閣議決定(「ヒト、モノ、カネの日本への流れ倍増」を目標に設定)
2011年	1月	アジア拠点化立地補助金を創設(ジェトロに事務局を設置)
	8月	総合特別区域法を施行(地域における税制・規制緩和などの特例措置により産業を集積) 東日本大震災復興特別区域法を施行(被災地への投資に対する税制・規制緩和等のインセンティブ)
	12月	「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」決定 高付加価値拠点の増加、外資系企業による雇用者数倍増などについて目標を設定
2012年	4月	法人実効税率の引き下げ(40.69%→38.01%)
	5月	高度人材に対するポイント制による出入国管理制度の優遇を開始
2013年	6月	「日本再興戦略」を閣議決定(「2020年における対内直接投資残高35兆円」を目標として明記 ジェトロにおける産業スペシャリスト機能の強化、対日投資相談ホットラインについて記載)
2014年	3月	復興法人税を廃止(法人実効税率38.01%→35.64%)
	4月	対日直接投資推進会議発足
	6月	「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定(在外公館とジェトロの連携、地方自治体の誘致支援を明記)
2015年	3月	第2回「対日直接投資推進会議」を開催 安倍総理が、外国人のビジネスや生活環境を改善させる「5つの約束」を発表
	4月	国家戦略特区の東京圏下に、「東京開業ワンストップセンター(TOSBEC)」開設(ジェトロ東京本部内)
	6月	「日本再興戦略」改訂2015を閣議決定(在外公館・ジェトロ・自治体の連携による広報・情報発信の強化、重点分野へのプロモーション)
2016年	9月	強い経済、子育て支援、社会保障に重点を置いた、「新3本の矢」を発表
	2月	グローバルイノベーション拠点設立等支援事業(補助金)を創設(ジェトロに事務局を設置)
	4月	法人実効税率の引き下げ(32.11%→29.97%) 第3回「対日直接投資推進会議」を開催 海外から日本に重要な投資をした企業に対し副大臣等を相談相手につける「企業担当制」が始動
	5月	第4回「対日直接投資推進会議」を開催、「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」 および「規制・行政手続見直しワーキング・グループの設置」を決定
2017年	6月	「日本再興戦略2016」を閣議決定(ジェトロの体制強化を通じた個別案件への営業と支援の強化)
	4月	「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」を決定 「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設
	5月	第5回「対日直接投資推進会議」を開催
	6月	「未来投資戦略2017」を閣議決定(ジェトロに「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入)

# Talk to JETRO First

about business in Japan!



ジェトロ本部（東京・赤坂）



ジェトロ「対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」

## オンライン・フォームによるお問い合わせ

<https://www.jetro.go.jp/invest.html>

## お電話によるお問い合わせ

### ジェトロ対日投資部

拠点設立等のご相談：外国企業誘致課

Tel：03-3582-4684

事業拡大のご相談：外資系企業支援課

Tel：03-3582-8347

自治体向けサポート：対日投資課地域支援班

Tel：03-3582-5234

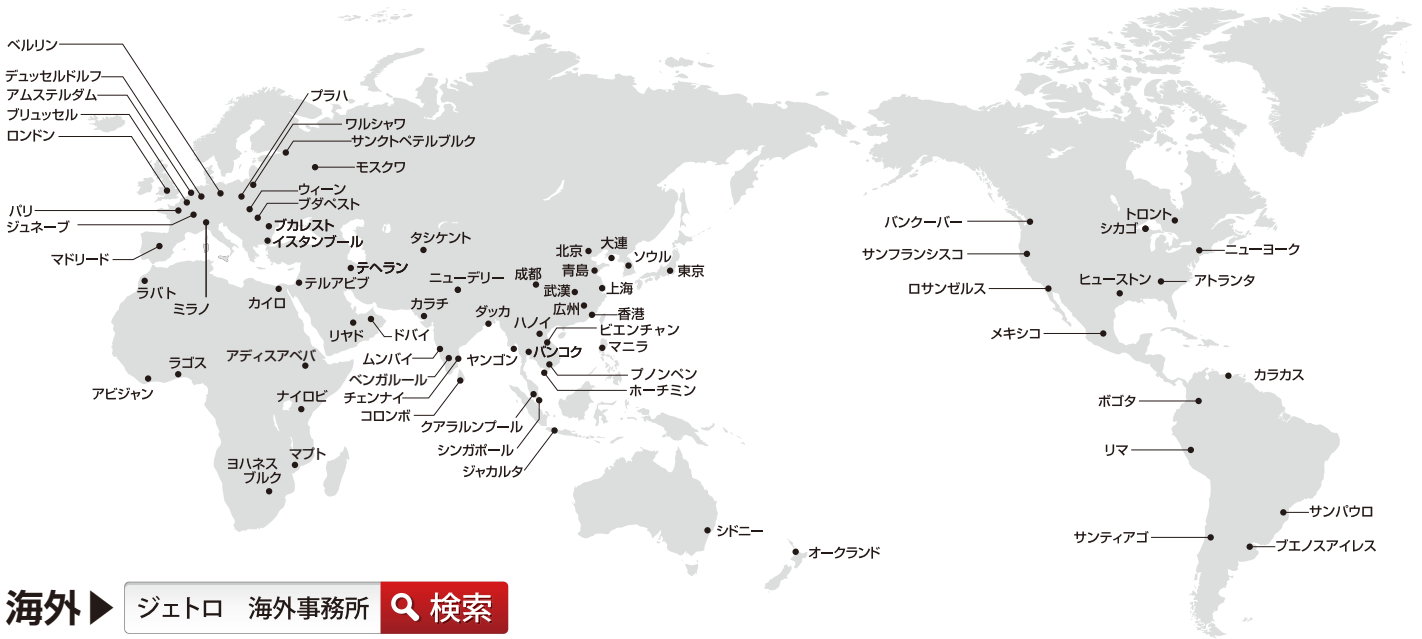
その他の対日投資に関するお問い合わせ：誘致プロモーション課

Tel：03-3582-5571

### 受付時間

平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始を除く）

# [世界に広がるジェトロ・ネットワーク]



JETRO

日本貿易振興機構（ジェトロ）

対日投資部 対日投資課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5234